保存版

学生生活の手引 2024

Student Guidebook

愛媛大学　教育学生支援部　学生生活支援課

Student Life Support Division
Ehime University 2024

新入生へのメッセージ

学長　仁　科　弘　重

新入生の皆さん、ご入学、おめでとうございます。これから始まる大学生活に大きな期待を持たれていることと思います。これからの4年間あるいは6年間をいかに過ごすかは、皆さんの将来の人生の方向性を決めるといってもよいくらい重要です。愛媛大学での学生生活の中で、次代を担うに相応しい十分な知識と能力、そして豊かな人間性を是非とも養ってください。

愛媛大学は、「輝く個性で 地域を動かし世界とつながる大学」を創造することをビジョンに掲げ、「地域を牽引し、グローバルな視野で社会に貢献する教育・研究・社会活動を展開する。」という基本方針のもと、さまざまな取組みを行っています。教育面では、卒業までに学生の皆さんに身につけてもらいたい「能力」と「具体的な力」を示す「愛大学生コンピテンシー」を策定してきました。今般、社会そして社会から求められる能力が大きく変わろうとしていることを考え、「愛大学生コンピテンシー」を見直し、令和6年度からは新たなコンピテンシーとすることにしました。具体的には、「多様性の尊重」「生涯学び続ける姿勢」「アントレプレナーシップ」「よりよい未来に向けて貢献できる」などのキーワードを加えました。

私どもの社会は、新型コロナウイルスによる感染症によって、大きな影響を受けました。まだ、完全には収束していませんが、かなりの部分で本来の日常生活に戻りつつあります。コロナ禍によって、オンライン会議やリモートワークなどの新しい行動様式も定着し、今後の働き方改革に繋がると考えられます。また、少子化、地球温暖化、世界的人道危機など、これまでの社会を崩壊させかねない深刻な事態も、まさに進行形です。さらに、「生成AI」が、予想をはるかに上回る速さで進歩しています。AIに取って代わられる仕事が発生し、私たち人間に必要ではなくなる能力も出てくるでしょう。皆さんは、好むと好まざるとに関わらず、「新たな価値観」に基づいた社会の再構築に参加させられる世代です。現時点で皆さんにアドバイスできることは、「過去から現在までの常識に囚われず、論理的思考によって『あるべき社会の姿』を考え続けてください」ということです。チャレンジ精神で多くのことにトライしてください。期待しています。

学　章

大学の文字を中央に置き，本学の前身５校を石鎚山の五葉松にたとえ，伸びゆこうとする愛媛大学（EHIME）と合わせて，外側に意匠したものです。

ブランドマーク

このブランドマークは，「地域にあって輝く大学」を目指す愛媛大学が「愛媛の知の拠点（ドット・エヒメ）」になることを決意表明しています。また，左の円は太陽を，右のｅは躍動する姿を，そしてその全体はすこやかに伸びていく新芽を表しています。愛媛みかんを連想させる黄色は明朗さ・快活さの象徴です。

マスコットキャラクター

このマスコットキャラクターは，愛媛大学の頭文字 E と愛媛みかんを組み合わせたものです。遠くを見つめる澄んだまなざしと穏やかな表情は，純粋で素朴な若者の豊かな将来性を示しています。愛称「えみか」も愛媛とみかんのコラボレーションで，微笑みを浮かべたキャラクターに似つかわしい名前です。

愛媛大学憲章

基本理念
「学生中心の大学」
「地域とともに輝く大学」
「世界とつながる大学」

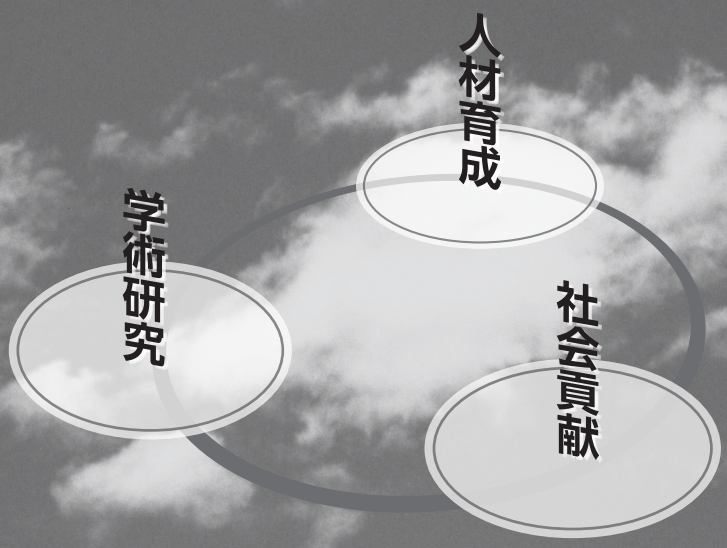

愛媛大学憲章

愛媛大学は，自ら学び，考え，実践する能力と次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出することを最大の使命とする。とりわけ，国際化の加速する時代において地域に立脚する大学として，地域の発展を牽引する人材，グローバルな視野で社会に貢献する人材の養成が主要な責務であると自覚する。愛媛大学は，相互に尊重し啓発しあう人間関係を基調として，「学生中心の大学」「地域とともに輝く大学」「世界とつながる大学」を創造することを基本理念とする。

教　育

1 愛媛大学は，正課教育，準正課教育，正課外活動を通して，知識や技能を適切に運用する能力，論理的に思考し判断する能力，多様な人とコミュニケーションする能力，自立した個人として生きていく能力，組織や社会の一員として生きていく能力を育成する。

2 大学院においては，人間･社会･自然への深い洞察に基づく総合的判断力と専門分野の高度な学識・技能を育成する。

3 愛媛大学は，国内外から多様な学生を受け入れるとともに，世界に通用する人材育成のための教育環境を提供する。

4 愛媛大学は，入学から卒業･修了まで安心して充実した大学生活を送ることができるよう学生を支援し，主体的な学びを保証する。

研　究

5 愛媛大学は，基礎科学の推進と応用科学の展開を図り，知の継承・創造・統合に向けた学術研究を実践する。

6 愛媛大学は，学生と教員がともに学ぶ喜び・発見する喜びを分かち合い，研究と人材育成を一体的に推進する知の共同体を構築する。

7 愛媛大学は，先見性や独創性のある研究グループを拠点化して支援し，地域課題から世界最先端課題にわたる多様な研究を推進する。

社会貢献

8 愛媛大学は，産業，文化，医療等の幅広い分野において最高水準の知識と技術を地域社会・国際社会に提供し，社会の持続可能な発展に貢献する。

9 愛媛大学は，地域と連携した教育・研究を通じて有為な人材を輩出するとともに，社会の諸課題の解決に向けて人々とともに考え，行動する。

大学運営

10 愛媛大学は，構成員相互の尊重を基盤とした知的な交流を学内のあらゆる場において保証する。

11 愛媛大学は，教職員の自発的・主体的活動を尊重し，教職協働による円滑な大学運営を行う。

12 愛媛大学は，大学の特性と現状の批判的分析とに基づいて明確な目標・計画を定め，機動的で戦略的な大学経営を行う。

＼ 愛媛大学学生として期待される能力 ／

愛大学生コンピテンシー

愛大学生コンピテンシー（2012年7月策定）は、愛媛大学憲章にもとづき、
すべての学部の学生が卒業時に身につけていることが期待される能力を示すもので、
愛媛大学全体の教育目標と位置づけることができます。
学生のみなさんは、**正課教育、準正課教育、正課外活動を通じてこれらの能力を身につけることができます。**
専門分野の知識に加えて、愛大学生コンピテンシーで示された幅広い能力を習得することで、
みなさんが今後の未来を切り拓いていくことを願っています。

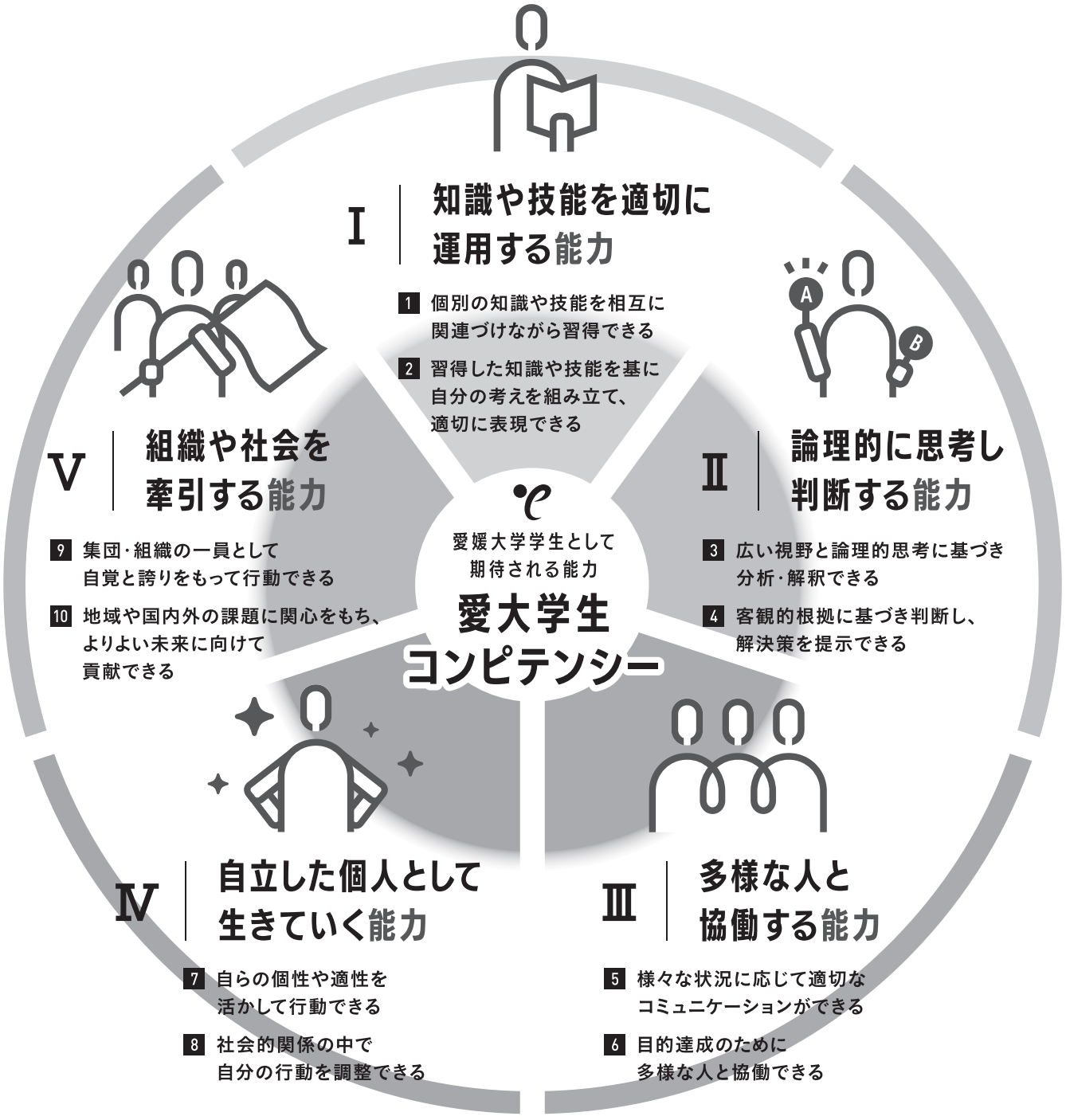

＼ 愛媛大学学生として期待される能力 ／

愛大学生コンピテンシー

Ⅰ 知識や技能を適切に運用する能力

1 個別の知識や技能を相互に関連づけながら習得できる

授業などを通じて得た知識や技能を相互に関連づけて、状況に応じて使いこなせるようにすることが求められます。実験や実習、調査や観察、文献講読などを単に断片的に行うだけでは、本当の意味で知識や技能を獲得したことにはなりません。学んだことを自分の中で相互に関連づけ、可能な限り体系化することによって初めて、それらを習得したと言えます。

2 習得した知識や技能を基に自分の考えを組み立て、適切に表現できる

習得した知識や技能が本当の意味で自分のものとなったと言えるのは、それを自分の中できちんと体系化し、適切に表現できるようになった時です。わかっているけれども表現できないのでは、本当の意味でわかったとは言えません。自分が得た知識を基に、論理的な筋道を立てて、相手が理解しやすい適切な方法で表現する力が求められます。この力を身につけることができて、自分の学習の成果が統合されたと言えます。

Ⅱ 論理的に思考し判断する能力

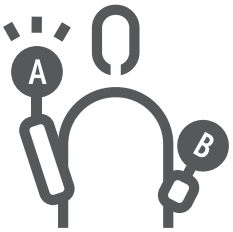

3 広い視野と論理的思考に基づき分析・解釈できる

例：クリティカル・シンキング／創造的思考

様々な情報を収集・整理し、それを相互に関連づけ、広い視野から論理的に考えて、対象を分析・解釈します。この力は知識や技能の運用と一体化して働くものです。例えばクリティカル・シンキングとは、既存の学問的知識の体系や枠組みも考慮しながら、客観的根拠に基づいて対象を多面的に考察し、論理的に思考することです。こうした力を身につけることによって、他者を納得させることができるようになります。

4 客観的根拠に基づき判断し、解決策を提示できる

例：意思決定・判断力／課題発見・解決力

学問研究においてはもちろんのこと、社会生活においても、私たちは常に意思決定を求められ、判断力を発揮しなければなりません。そして、自立した個人として生きるためには、意思決定の根拠をきちんと認識し、客観的に正当なものであることを示すことが求められます。そのためには、自分の置かれている状況を正しく認識し、そこにある課題を見つけ出し、その課題を解決する方策を考え出す力が必要です。

Ⅲ 多様な人と協働する能力

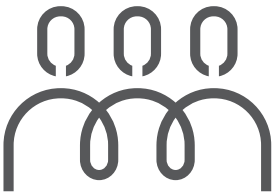

5 様々な状況に応じて適切なコミュニケーションができる

例：傾聴／対話／ディスカッション／プレゼンテーション

現代社会において、様々な背景を持った人々が、チームを組んで課題に取り組むということは日常化・一般化してきています。そうした状況に柔軟に対応するためにも、正確な日本語運用能力や外国語運用能力、ビジネス・マナーといった狭義のコミュニケーション・スキルの獲得のみならず、相手の意図を適切に汲み取りながら自分の考えも効果的に伝えていく力が求められています。

6 目的達成のために多様な人と協働できる

例：協調性／多様性の尊重／ホスピタリティ

大きな目的を達成するためには、多くの人と互いに協力し合って、協調していくことが必要です。実際に多様なメンバーでチームを編成し様々な活動を行うなかで、それぞれがもつ個人の多様性に気づき、それを受容し、理解するという経験を数多く重ねることが必要です。協働のためには、他者の幸せのために行動できる「お接待」の心と実践力を身につけることが求められます。

Ⅳ 自立した個人として生きていく能力

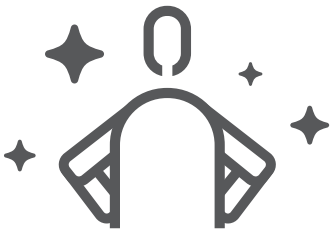

7 自らの個性や適性を活かして行動できる

例：自己理解／自己決断／自己省察／生涯学び続ける姿勢

個々人が自己を実現するためには、社会的状況の中で、自分自身の個性や適性を十分に理解し、それを踏まえて決断することが大切です。そのために重要な営みが振り返りです。自身の経験や学んだことを振り返ることで、深い自己理解が促され、そこを核としながら主体的に行動していくことが可能になります。また、振り返りは継続的に行い、生涯にわたって学び続ける姿勢を身につけることが期待されます。

8 社会的関係の中で自分の行動を調整できる

例：規範遵守／セルフマネジメント／レジリエンス

人は社会的存在であり、社会（他者）との関係の中で自分の能力を最大限に発揮していかなければなりません。社会には様々なルールや制約があり、自分が所属する組織や集団においても同様です。限られた資源や制約の中で、所属組織のルールを遵守・順応し、自分の行動を調整していくことが求められます。また、困難な状況に適切に対処できる力も予測困難な社会においてより重要となっていきます。

Ⅴ 組織や社会を牽引する能力

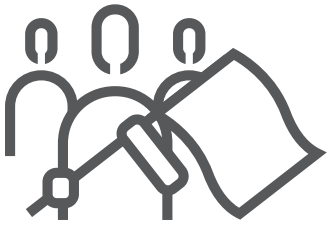

9 集団・組織の一員として自覚と誇りをもって行動できる

例：責任感／連帯感／帰属意識／リーダーシップ

集団や組織は、構成員それぞれが責任と自覚を持って行動し、役割を果たすことによって初めて機能します。根拠に基づき状況を把握し、他者との対話や協働を行いながら、課題を見極め、解決策を考え、行動に移していきます。そのことによって、所属している集団や組織をよりよいものにしていくことができます。その結果として、自分が所属している社会や組織、そこに所属している自分自身に対して誇りを持てるようになります。

10 地域や国内外の課題に関心をもち、よりよい未来に向けて貢献できる

例：未来思考／国際性／社会貢献／アントレプレナーシップ

地域や国内外には様々な課題があります。まず大切なのは、そのような課題に目をそらさず向き合う姿勢です。そして、よりよい未来に向けて、広い視野のもと、社会や環境について考え、自分なりにできる最善を尽くすことが期待されます。未来の社会をつくっていく担い手の一人としての思考や行動が求められています。

愛媛大学学歌

愛媛大学学歌

作詞 井手淳二郎
作曲 下総 皖一

明るく快活に ♩＝120

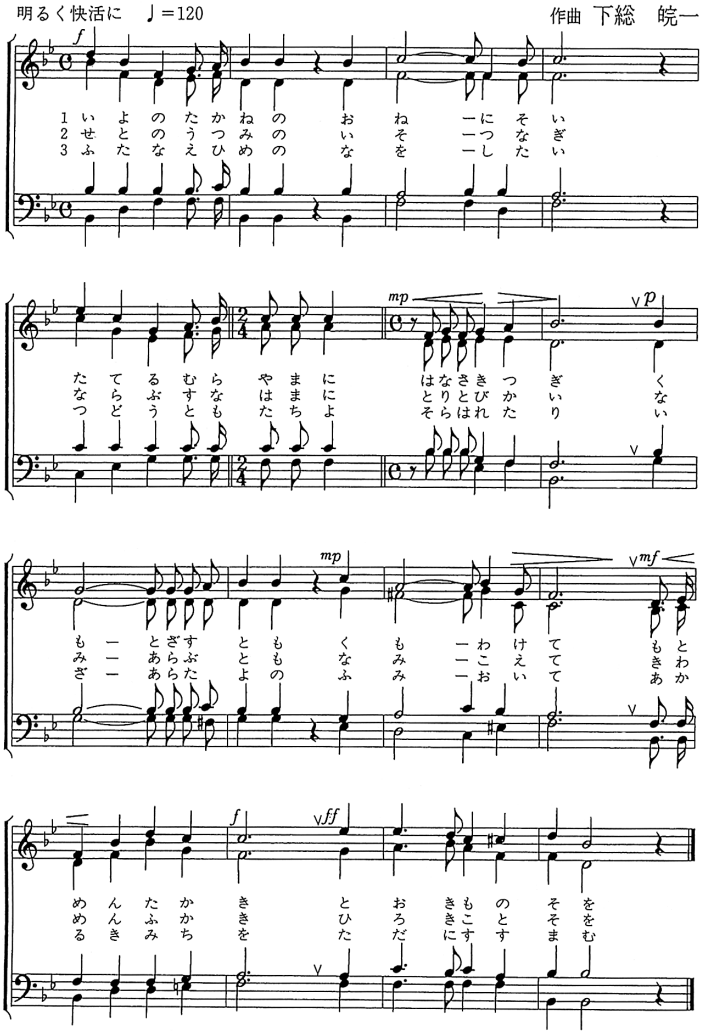

一 伊予の高嶺の 尾根にそひ
立てる群山に 花咲きつぎ
雲とざすとも 雲分けて
求めむ高き 遠きもの其を
究めむ深き 博きこと其を

二 瀬戸の内海の 磯つなぎ
ならぶ砂浜に 鳥飛びかひ
波あらぶとも 波越えて
二名な愛媛の 名をしたひ
つどふ友たちよ 空晴れたり
いざあらた代の 図負ひて
明るき道を ただに進まむ

三

愛媛大学応援歌

愛媛大学応援歌

作詞 中小路駿逸
作曲 岩井 正浩

行進曲風に，堂々と

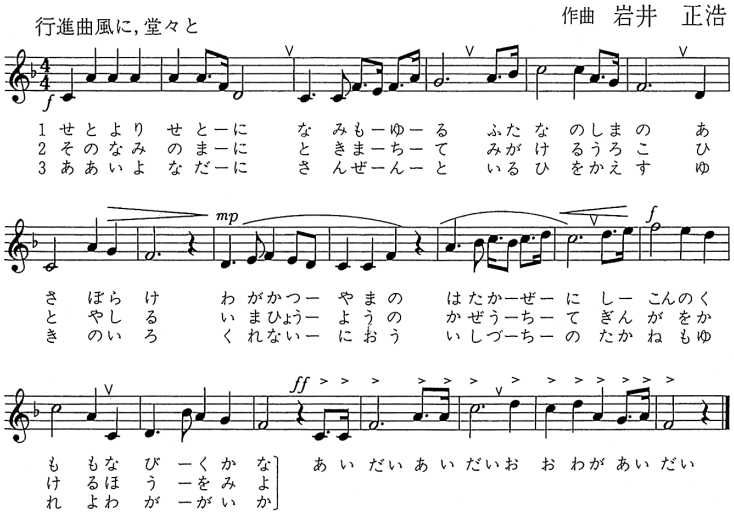

一、瀬戸より瀬戸に波燃ゆる
二名の島の朝ぼらけ
わが勝山の旗風に
紫金の雲も靡くかな
愛大 愛大 おお わが愛大

二、その波の間に時待ちて
みがける鱗人や知る
いま飄揚の風搏ちて
銀河を翔る鵬を見よ
愛大 愛大 おお わが愛大

三、ああ伊予灘に燦然と
入る日を返す雪の色
紅匂ふ石鎚の
高嶺も揺れよ わが凱歌
愛大 愛大 おお わが愛大

目　　次

Ⅰ．キャンパス案内マップ

1 城北キャンパス…… p8
2 重信キャンパス…… p9
3 樽味キャンパス…… p10

Ⅱ．窓口案内

学生サービスステーション，医学部学務課，農学部事務課学務チーム …… p11
（1）窓口一覧 …… p12

Ⅲ．各種証明書及び申請

（1）各種証明書 …… p13
（2） 各種申請 …… p14

Ⅳ．愛媛大学ホームページ，修学支援システム，学内電子掲示板

（1）愛媛大学ホームページ …… p15
（2）愛媛大学修学支援システム…… p15
（3） 学内電子掲示板 …… p15

Ⅴ．キャンパスライフ

1 キャンパスカレンダー…… p16
2 学年暦・授業時間
（1）学年暦・授業時間 …… p17
（2）気象等に関する特別警報又は警報が発表された場合の授業の取扱い …… p17
3 合理的配慮が必要な学生の相談窓口…… p18
4 キャンパスライフ
（1）学生証 …… p19
（2）修業年限及び在学期間 …… p19
（3）学生生活担当教員制度 …… p19
（4）オフィスアワー …… p19
（5）学生代表者会議 …… p20
（6）学生の表彰 …… p20
（7）学生の懲戒 …… p20
（8）集会又は行事等の開催 …… p20
（9）掲示・立看板 …… p20
(10) 教育環境保持 …… p20
(11) 騒音防止 …… p20
(12) 自動車,バイク,自転車の乗り入れ…… p21
(13) 大学構内の放置自転車・バイク …… p21
5 健康管理「総合健康センター」…… p22
6 安全対策
（1）薬物乱用 …… p24
（2）悪質な勧誘 …… p24
（3）飲酒に関するトラブル …… p25
（4）デートDV …… p25
（5）ハラスメント …… p26
（6）ストーカー …… p26
（7）盗　難 …… p27
（8）遺失物及び拾得物 …… p27
（9）個人情報について …… p27
(10) 交通事故 …… p28
(11) 自転車による危険行為と罰則 …… p28
(12) 防　災 …… p29
7 課外活動
（1）サークル活動 …… p30
（2）課外活動施設 …… p32
8 ボランティア活動
（1）ボランティア活動 …… p33
（2）スチューデント・キャンパス・ボランティア（SCV） … p33
9 国際交流
（1）留　学 …… p34
（2）海外渡航届及び海外渡航帰国届 …… p34
（3）海外渡航にあたっての注意 …… p34
10 施設紹介
（1）総合情報メディアセンター …… p36
（2）愛大ミューズ「ラウンジ」 …… p37
（3）福利厚生施設 …… p38
（4）図書館 …… p40

Ⅵ. キャンパスライフサポート

1 アルバイト
（1）松山学生アルバイト求人情報システム… p41
（2）アルバイトを自分で探す場合の注意点… p41
2 就職のサポート
（1）進路について …… p42
（2）就職について …… p42
（3）就職支援プログラム …… p42
（4）インターンシップ研修 …… p42
（5）就職支援課の案内 …… p43
（6）窓口案内 …… p43
3 授業料及び奨学金
（1）授業料 …… p44
（2）授業料免除及び徴収猶予制度 …… p45
（3）奨学金 …… p46
4 各種保険及び共済
（1）学生教育研究災害傷害保険 …… p48
（2）学研災付帯賠償責任保険 …… p49
（3）学研災付帯学生生活総合保険 …… p50
（4）学生総合共済・学生賠償責任保険 …… p51
5 学生宿舎・学生寮の紹介及び住居の斡旋
（1）御幸学生宿舎 …… p52
（2）あいレジデンス（医学部学生宿舎） … p52
（3）住居の斡旋 …… p52
6 窓口案内
（1）相談窓口 …… p53
（2）メンタルヘルスケア専門家の相談 …… p53

Ⅶ. 転学部，転学科，他大学・他学部受験及び進学

（1）転学部 …… p54
（2）転学科 …… p54
（3）他大学・他学部受験 …… p54
（4）進　学 …… p54

Ⅷ. 学 籍 異 動

（1）休　学 …… p55
（2）復　学 …… p56
（3）退　学 …… p56
（4）除　籍 …… p56

Ⅸ. 学　則　等

1 愛媛大学学則…… p57
2 愛媛大学大学院学則…… p75
3 愛媛大学学生準則…… p94
4 愛媛大学学生準則に定める所定様式…… p97
5 愛媛大学学業成績判定に関する規程……p101
6 愛媛大学学業成績判定に係る授業欠席の取扱いに関する申合せ ……p102
7 学業成績判定に関する学生からの申立てについて ……p103
8 愛媛大学学生表彰規程 …… p104
9 愛媛大学学生表彰に関する申合せ …… p105
10 愛媛大学学生懲戒処分規程 …… p106

Ⅹ. エリアマップ

愛媛大学エリアマップ …… p109

I

キャンパス案内マップ （法文学部, 教育学部, 社会共創学部, 工学部, 理学部）

1 城北キャンパス

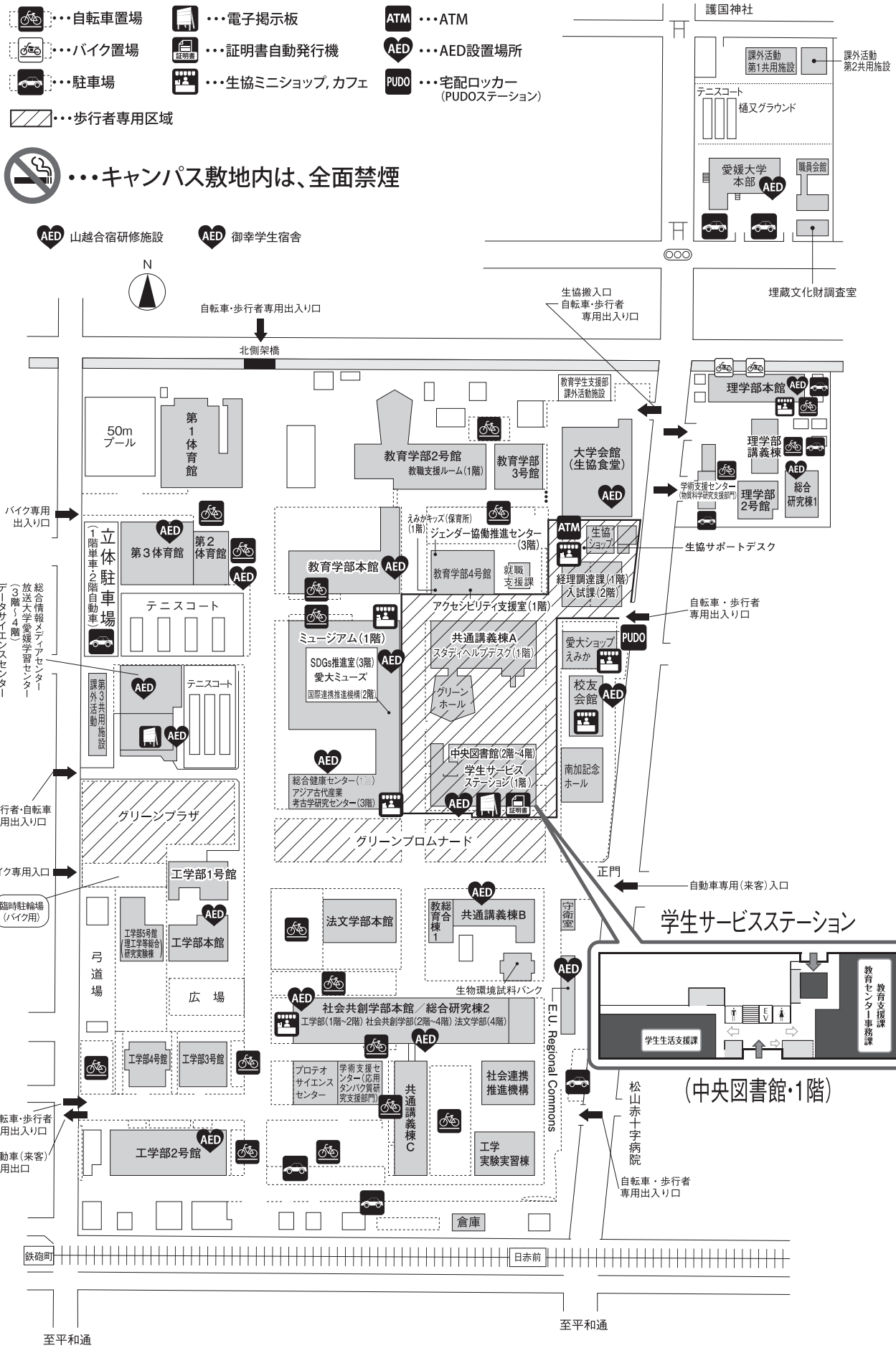

I

キャンパス案内マップ （医学部）

2 重信キャンパス

I

キャンパス案内マップ （農学部）

3 樽味キャンパス

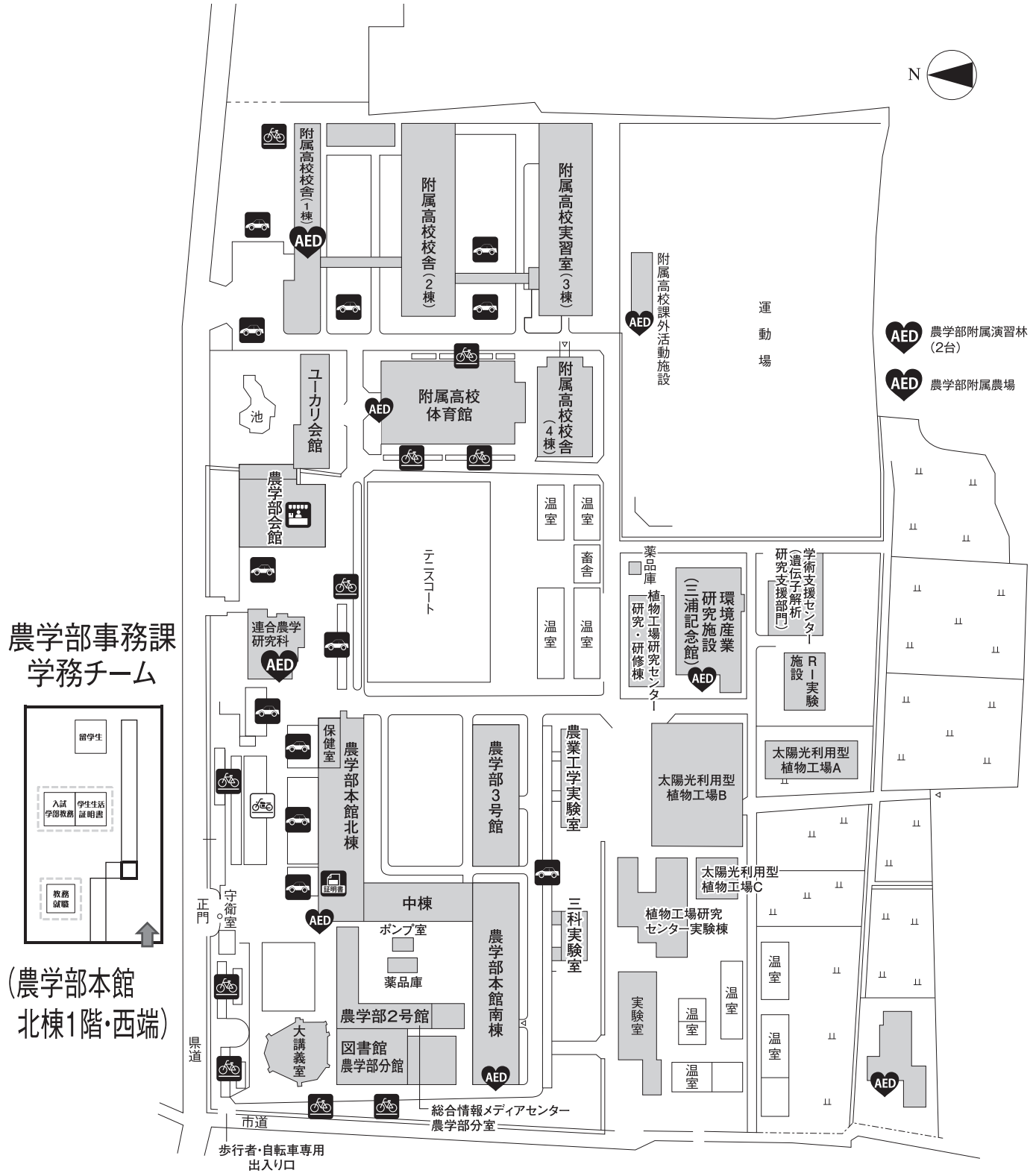

農学部事務課
学務チーム

（農学部本館
北棟1階・西端）

・・・自転車置場　・・・バイク置場　・・・証明書自動発行機
・・・駐車場　・・・生協ミニショップ　・・・AED設置場所
・・・キャンパス敷地内は、全面禁煙

Ⅱ 窓口案内

学生サービスステーション（中央図書館・1階）

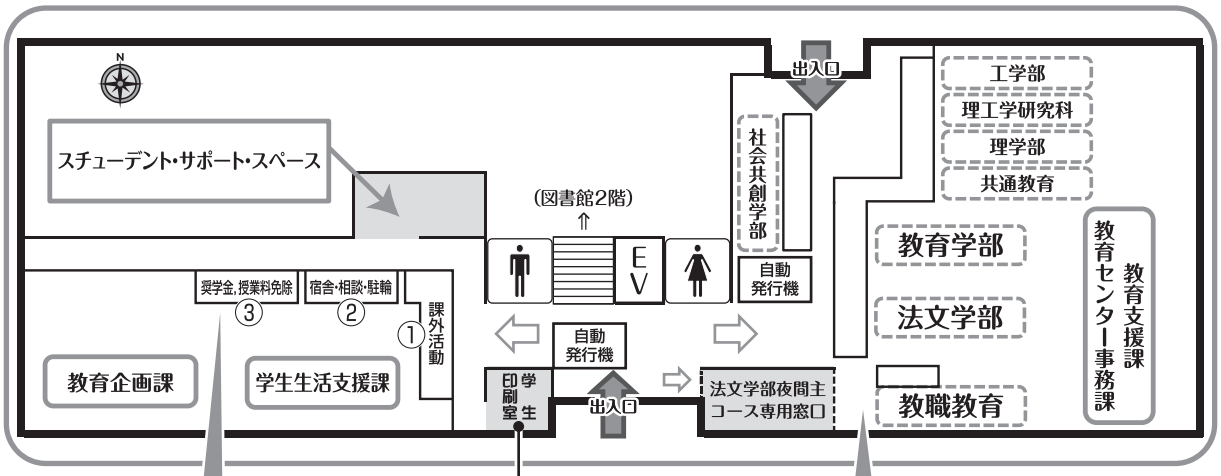

大学公認の学生団体のみ利用可

③ カウンター	○入学料免除、授業料免除、徴収猶予 ○奨学金 ○学研災 ○学割発行（※発行機で発行不可の場合のみ） ○国民年金
② カウンター	○学生何でも相談 ○御幸学生宿舎 ○駐輪許可
① カウンター	○サークル ○課外活動施設関係 ○学生ボランティア

各学部学務チームカウンター
- ○授業関連(共通教育、各専門教育科目)
  〔履修登録、既修得単位、履修相談、定期試験、入学試験、各種届出〕
- ○教員免許、教育実習の手続き
- ○教室利用手続き

各種証明書の発行(自動発行機)
在学証明書、卒業(修了)見込証明書、成績証明書、健康診断証明書、旅客運賃割引証(学割証)

医学部学務課（講義棟1階）

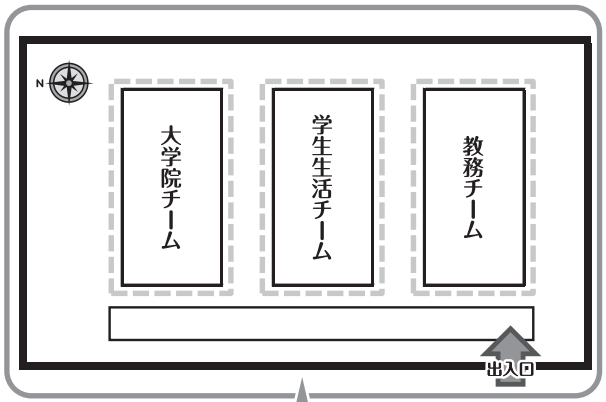

農学部事務課学務チーム（農学部本館北棟1階・西端）

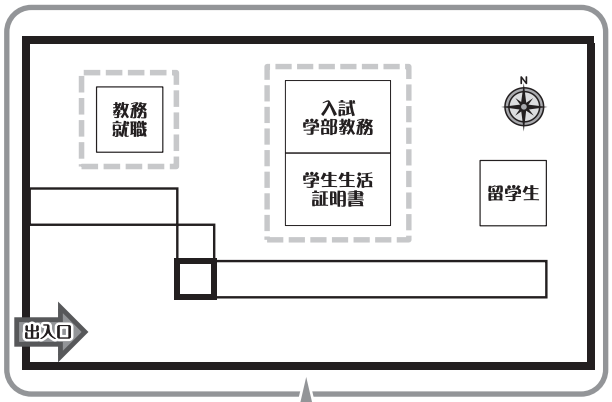

○履修登録　○履修指導　○試験　○教員免許、教育実習の手続き
○各種証明書の発行　○学生生活　○課外活動　○奨学金
○入学料、授業料免除、徴収猶予　○学生宿舎　など

Ⅱ 窓口案内

(1) 窓　口　一　覧

〈城北キャンパス〉（松山市文京町３番）

窓口			窓口担当内容	場所	電話	E-mail/ホームページアドレス
教育学生支援部	教育支援課	法文学部チーム	法文学部、人文社会科学研究科	学生サービスステーション東側	089-927-9220	llgakumu@stu.ehime-u.ac.jp
		教育学部チーム	教育学部、教育学研究科		089-927-9377	edgakumu@stu.ehime-u.ac.jp
		社会共創学部チーム	社会共創学部、人文社会科学研究科		089-927-9019	crigakum@stu.ehime-u.ac.jp
		理学部チーム	理学部		089-927-9546	scigakum@stu.ehime-u.ac.jp
		工学部チーム	工学部		089-927-9690	kougakum@stu.ehime-u.ac.jp
		理工学研究科チーム	理工学研究科		089-927-8926	rikougakum@stu.ehime-u.ac.jp
		学部・大学院統括チーム	地域レジリエンス学環		089-927-9177	resilience@stu.ehime-u.ac.jp
	教育センター事務課	共通教育チーム	共通教育		089-927-8910	shokyotu@stu.ehime-u.ac.jp
		教職教育チーム	教員免許関連		089-927-9159	menkyo@stu.ehime-u.ac.jp
	学生生活支援課	学生相談チーム	学生何でも相談	学生サービスステーション西側	089-927-9099	gksoudan@stu.ehime-u.ac.jp
			御幸学生宿舎		089-927-9099	
		学生生活支援チーム	入学料・授業料免除及び徴収猶予、学割発行		089-927-9169	menjo@stu.ehime-u.ac.jp
			奨学金、学研災、国民年金		089-927-9168	syougaku@stu.ehime-u.ac.jp
		課外教育支援チーム	サークル、課外活動施設		089-927-9156	kagai@stu.ehime-u.ac.jp
			学生ボランティア活動		089-927-9165	
		アクセシビリティ支援チーム	合理的配慮が必要な学生の支援	教育学部4号館1階	089-927-8114	accessibility@stu.ehime-u.ac.jp
	スタディ・ヘルプ・デスク		学習相談サポート	共通講義棟A1階	089-927-8909	https://www.ehime-u.ac.jp/campus_life/study-help-desk/
	スチューデント・サポート・スペース		学生相談サポート	学生生活支援課内	089-927-8909	nandemo@stu.ehime-u.ac.jp
	就職支援課		就職支援、インターンシップ研修	就職支援課	089-927-9164	career@stu.ehime-u.ac.jp
	教育企画課		学校図書館司書教諭講習	学生サービスステーション西側	089-927-8101	manabi@stu.ehime-u.ac.jp
愛媛大学生活協同組合			学生証の再発行、共済・学倍給付申請	生協各ショップカウンター	089-924-2503	https://ehimedas.com coop@ehimedas.com
国際連携支援部国際連携課			留学生、学生の海外派遣	愛大ミューズ・2階	089-927-9157	kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp
総合健康センター			健康診断、健康相談、こころの相談 等	愛大ミューズ・1階南棟	089-927-9193	https://hoken.hsc.ehime-u.ac.jp/ s_kenko@stu.ehime-u.ac.jp
中央図書館			図書の貸出・返却	2階・サービスカウンター	089-927-8845	https://opac.lib.ehime-u.ac.jp/ etsuran@stu.ehime-u.ac.jp
			調べ物相談（レファレンス）		089-927-8849	
総合情報メディアセンター			愛媛大学アカウントのパスワード再発行等	1階・事務室	089-927-8803	https://www.cite.ehime-u.ac.jp/ center@dpc.ehime-u.ac.jp

※学生サービスステーションは中央図書館1階にあります。

〈重信キャンパス〉（東温市志津川454）

窓口		窓口担当内容	場所	電話	E-mail/ホームページアドレス
医学部学務課	教務チーム	医農融合公衆衛生学環、医学部、医学系研究科、あいレジデンス（医学部学生宿舎）	講義棟　1階	089-960-5175	mkyoumu@stu.ehime-u.ac.jp mgradu@stu.ehime-u.ac.jp mgakusei@stu.ehime-u.ac.jp
	大学院チーム			089-960-5868	
	学生生活チーム			089-960-5177	
図書館　医学部分館		図書の貸出・返却、調べ物相談（レファレンス）	1階・サービスカウンター	089-960-5480	https://opac.lib.ehime-u.ac.jp/ libmed@stu.ehime-u.ac.jp
総合健康センター重信分室		健康診断、健康相談等	管理棟　1階	089-960-5074	https://hoken.hsc.ehime-u.ac.jp/ s_kenko@stu.ehime-u.ac.jp
総合情報メディアセンター医学部分室		愛媛大学アカウントのパスワード再発行等	医学部本館　2階	089-960-5469	https://www.cite.ehime-u.ac.jp/ center@dpc.ehime-u.ac.jp

〈樽味キャンパス〉（松山市樽味３丁目５－７）

窓口	窓口担当内容	場所	電話	E-mail/ホームページアドレス
農学部事務課　学務チーム	農学部、農学研究科	農学部本館	089-946-9806	agrgakum@stu.ehime-u.ac.jp
図書館　農学部分館	図書の貸出・返却、調べ物相談（レファレンス）	農学部2号館1階 西端	089-946-9914	https://opac.lib.ehime-u.ac.jp/ libagr@stu.ehime-u.ac.jp
総合情報メディアセンター　農学部分室	愛媛大学アカウントのパスワード再発行等	農学部2号館3階	089-946-4158	https://www.cite.ehime-u.ac.jp/ center@dpc.ehime-u.ac.jp

〈附属施設〉

名称	窓口	電話	E-mail/ホームページアドレス
御幸学生宿舎（松山市御幸２丁目３－15）	管理人室	089-924-7323	gksoudan@stu.ehime-u.ac.jp
	学生生活支援課	089-927-9099	
あいレジデンス（医学部学生宿舎）（東温市志津川454）	管理人室	089-960-5142	mgakusei@stu.ehime-u.ac.jp
	医学部学務課	089-960-5177	
国際交流会館（松山市鷹子町40番地）	管理人室	089-976-1203	kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp
	国際連携支援部国際連携課	089-927-9157	
山越研修所（松山市山越4丁目11－10）	事務室	089-925-0670	kagai@stu.ehime-u.ac.jp
	学生生活支援課	089-927-9156	

Ⅲ 各種証明書及び申請

(1) 各種証明書

各種証明書の発行申請の手続きは、本人が行ってください。

証明書は、「①証明書自動発行機で発行」するものと「②窓口で受付・発行」するものがあり、証明書の種類及び窓口は次のとおりです。

なお、窓口で受付・発行する証明書については、発行までに日数を要するものがありますので、余裕をもって申請してください。

また、窓口で発行する証明書を受領（「学生証再交付の申請」は除く）する際には、必ず、学生証を持参してください。

①証明書自動発行機で発行する証明書

（利用可能時間：平日８時30分～18時00分）

※図書館正面玄関入口の発行機は、9時30分～21時30分です。（図書館が閉館中は利用できません。）

証明書の種類※	発行日数	問い合わせ窓口	発行制限枚数（※1）
在学証明書（日本語版、英語版）	即日	〈城北キャンパス〉教育支援課 〈重信キャンパス〉医学部学務課 〈樽味キャンパス〉農学部事務課学務チーム	１日２枚まで
成績証明書（日本語版、英語版）	即日		１日10枚まで
卒業見込証明書（日本語版、英語版）	即日		１日10枚まで
修了見込証明書（日本語版、英語版）	即日		１日10枚まで
学割証（学生生徒旅客運賃割引証／JR）	即日		１年10枚まで
健康診断証明書（日本語版、英語版）（※2）	即日	総合健康センター	１日10枚まで

（※1）発行限度枚数を超えて証明書の発行を希望する場合は、問い合わせ窓口へ相談してください。

（※2）「健康診断証明書」の発行には、毎年春（後期入学者は秋）に実施される定期健康診断を受診していることが条件となっています。

（※3）本学の学部を卒業後、本学大学院へ進学した場合は、卒業学部の卒業証明書及び成績証明書の発行が可能です。

◆『証明書自動発行機』設置場所

〈城北キャンパス〉　図書館玄関・学生サービスステーション・東側
〈重信キャンパス〉　医学部本館１Ｆコンコース
〈樽味キャンパス〉　農学部本館入口

◆『証明書自動発行機』使用方法

１．証明書発行用パスワードの設定

事前に、修学支援システム（P15参照）でパスワード（暗証番号（数字４桁））を設定する必要があります。メニューの「証明書発行機パスワード設定」で登録を行ってください。

２．連絡先の登録

証明書自動発行機で証明書を発行するためには修学支援システムに連絡先を登録しておく必要があります。

メニューの　学籍情報照会　》　本人宿所情報　》　電話番号又は携帯電話

３．学生証とパスワードを入力

証明書の発行には、学生証と「１．」で設定したパスワードが必要です。

②窓口で受付・発行する証明書

証明書の種類	発行日数	受付・問い合わせ窓口
学生証（紛失･破損）（P17参照）	10日程度	愛媛大学生活協同組合（各キャンパスのショップカウンター）
学生証（期間更新）（P17参照）	10日程度	〈城北キャンパス〉教育支援課（法文、教育、社会共創、理、工、理工研、地域レ） 〈重信キャンパス〉医学部学務課 〈樽味キャンパス〉農学部事務課学務チーム 連合農学研究科チーム
教員免許状取得見込証明書	２～３日	
通学証明書	２～３日	
実習用通学証明書	30日程度	

Ⅲ 各種証明書及び申請

(2) 各種申請

①正当な理由による授業欠席届

下記表の「欠席理由」で、やむを得ず授業を欠席する場合は、「正当な理由による授業欠席」として申請することができます。
申請が許可された場合は、「学業成績判定に係る授業欠席の取扱いに関する申し合せ」（P102参照）の規定に基づき、正当な理由による授業欠席として取り扱われます。

欠席理由	担当窓口
学校保健安全法施行規則に定める感染症、忌引き、自然災害、教育実習、博物館実習、介護等体験、インターンシップ　等	〈城北キャンパス〉 専門教育科目…教育支援課（法文、教育、社会共創、理、工） 共通教育科目…教育センター事務課（共通教育） 〈重信キャンパス〉医学部学務課 〈樽味キャンパス〉農学部事務課学務チーム
中・四国国立大学連合演奏会・連合美術展覧会 四国地区大学総合体育大会　等	〈城北キャンパス〉学生生活支援課

なお、上記以外の事由（病気、ケガ、サークルの中四国大会等）で、やむを得ず授業を欠席する場合も、必ず、授業担当教員にできるだけ事前に相談してください。（無断欠席は、しないこと。）

②氏名変更届

氏名を変更した場合は、速やかに所属する学部（研究科）の担当窓口（P12参照）へ「氏名変更届」を提出してください。これを怠り、大学への登録氏名と本名が異なる場合には、大学内外の手続きにおいて不利益を被る場合がありますので、必ず届け出るようにしてください。

③通称名等使用願

婚姻等により旧姓を使用する場合、外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合、病気や障がいのために通称名等を使用する場合等には、旧姓または通称を使用することができます。旧姓または通称の使用を希望する場合には、所属する学部（研究科）の担当窓口（P12参照）へ「通称名等使用願」を提出してください。なお、通称名等の使用が許可された場合は、原則としてすべての書類の表示が通称名等になります。ただし、保証人へ送付する成績表の氏名は、「本名」を選択することが可能ですので、希望する場合は所属学部の窓口に申し出てください。

④保証書記載事項変更届

入学手続の際に大学に提出した「保証書」の記載内容（保証人や保証人の住所等）を変更した場合は、速やかに修学支援システムの内容を変更し、所属する学部（研究科）の担当窓口（P12参照）へ「保証書記載事項変更届」を提出してください。

《大学から学生への連絡方法》

①修学支援システム（全学メール）掲示板

大学から学生への「連絡事項」は、主に『修学支援システム』を通して行われます。
修学支援システムに届くメッセージはすべて自分の『全学メール』へ転送されるようになっています。また、大学から直接全学メールアドレスあてにメールをお送りする場合もありますので、毎日必ず『全学メール』を確認するようにしてください。
なお、所属する学部や学生生活支援課、教育支援課、就職支援課、総合健康センターの『掲示板』及び『電子掲示板（修学支援システム「お知らせ」）』（携帯電話でも閲覧可）に掲載される「連絡事項」もあります。

②電話連絡

大学から学生に連絡をとる場合、大学に届け出ている『**携帯電話**』に連絡することがありますので、所属する学部（研究科）の担当窓口（P12参照）の電話番号とメールアドレスを必ず携帯電話に登録しておいてください。

次の局番から電話があった場合は、大学からの重要な連絡ですので、必ず電話を受けてください。

担当窓口	電話番号
＜城北キャンパス＞教育支援課、教育センター事務課、学生生活支援課、就職支援課 ほか	『089－**927**－○○○○』（P12参照）
＜重信キャンパス＞医学部学務課	『089－**960**－○○○○』（P12参照）
＜樽味キャンパス＞農学部事務課学務チーム	『089－**946**－9806』

Ⅳ

愛媛大学ホームページ、修学支援システム、学内電子掲示板

(1) 愛媛大学ホームページ

ホームページでは、学生の皆さんに学生生活の様々な情報を提供しています。
◆学生生活ガイド　◆就職・キャリア支援　◆課外活動・サークル　など

愛媛大学ホームページ　》　大学生活

（https://www.ehime-u.ac.jp/campus_life/）

(2) 愛媛大学学生ポータルサイト・修学支援システム

学生ポータルサイト（https://info.ehime-u.ac.jp/syugaku/stu/）には、基本的な情報が掲載されています。このサイトから「修学支援システム」にログインできます。「修学支援システム」は、履修登録、成績確認といった様々な手続きをWEB上で行うものです。学内・学外（自宅等）のパソコン（スマートフォン）から大学のホームページにアクセスして利用できます。

愛媛大学ホームページ　》大学生活　》履修について　》修学支援システム

①利用可能時間

「修学支援システム」利用可能時間…24時間（午前4時30分～午前5時30分を除く。）

②修学支援システムで利用できる機能

メニュー	利用内容
履修登録	履修登録は、システムから入力して行うようになっています。リアルタイムで履修登録が行われるので履修確認の手間が省かれます。
履修時間割表	履修登録した時間割を閲覧できます。PDFでの出力もできます。
各種ポートフォリオ	履習した授業や学習活動の学習記録を作成することができます。
学修ポートフォリオ	入学から卒業までの学修及び活動を記録することができます。
定期試験	履修科目の学期末試験情報を閲覧できます。
成績照会	修得科目の成績、GPAを閲覧できます。
学籍情報照会	本人の学籍情報、異動履歴、宿所情報、保証人情報、免許資格情報が閲覧できます。また、宿所情報、保証人情報は編集することもできます。免許・資格の申請もこのメニューで行います。
健康診断結果	健康診断結果を確認できます。
海外渡航情報登録	海外渡航届の登録・帰国報告が行えます。
シラバス検索	シラバスを検索し、閲覧することができます。
メッセージ確認	履修している授業の休講・補講情報、講義連絡等のほか、個人あてメッセージの確認ができます。一部のメッセージに対しては返信することもできます。
落とし物	落とし物情報を閲覧できます。
年間行事予定	所属学部の年間行事予定を閲覧できます。
アンケート回答	本人が対象となっているアンケートに回答できます。
アンケート集計結果	公開されたアンケートの集計結果が閲覧できます。
学内FAQ	学生何でも相談を閲覧できます。
進路・就職情報	進路希望・決定状況を登録します。この他、自分の就職活動を記録できるほか、就活体験記の登録が行えます。
先輩の就活体験記	登録されている就活体験記を検索、閲覧することができます。
就職に関するお知らせ情報	求人情報、インターンシップ情報等、就職活動に係る情報を閲覧できます。また、自分あての情報をメールアドレスに転送する設定が行えます。
証明書発行機パスワード設定	証明書発行機のパスワード（暗証番号（数字４桁））を設定できます。
メール転送設定	自分あてに届く大学からのメッセージ情報などを、指定するアドレスに転送することができます。

(3) 学内電子掲示板

「電子掲示板」の内容は、大学ホームページや修学支援システムから閲覧できます。なお学内に設置されている電子掲示板の場所は、「キャンパスマップ」（P8～10参照）に掲載しています。電子掲示板では、次のような情報を提供しています。

休講・補講情報　拾得物のお知らせ　お知らせ情報

V

キャンパスライフ

1 キャンパスカレンダー

4月
- 入学式
- 新入生オリエンテーション
- 新入生ガイダンス（１年次）
- 学生生活担当教員決定（１年次）
- 前学期履修登録
- 定期健康診断
- 「卒業論文履修資格者」発表（理系学部４年次）
- 新歓企画イベント（仮）

5月
- 医学祭（医学部）
- 「卒業研究題目届」（教育学部４年次）の提出
- 学内ボートレース大会（予定）

ボートレース大会

6月
- 四国地区大学総合体育大会（四国インカレ）

7月
- 農学部祭（農学部）（予定）

8月
- 夏季休業
- オープンキャンパス
- 大学院入学試験＜一次＞

9月
- 前学期成績通知
- 後学期授業時間割発表
- 後学期授業開始
- 後学期履修登録

学生祭

10月

11月
- 解剖体慰霊祭（医学部）
- 学生祭
- 「卒業論文・卒業研究題目届」の提出

12月
- 中・四国国立大学連合演奏会及び連合美術展覧会
- 学内2時間リレーマラソン大会　・冬季休業

学内2時間リレーマラソン大会

1月
- 大学入学共通テスト
- 「卒業論文・卒業研究」提出

2月
- 大学院入学試験＜二次＞
- 医師国家試験
- 看護師・保健師国家試験

3月
- 「卒業（修了）認定者」発表
- 卒業式、学位記授与式
- 医師国家試験合格発表
- 看護師・保健師国家試験合格発表
- 後学期成績通知
- 前学期授業時間割発表

V

(1) 学年暦・授業時間

キャンパスライフ

2 学年暦・授業時間

令和6年度　学年暦

事　項	日　程
学年始め・前学期開始	令和６年 ４月１日(月)
入学式	令和６年 ４月８日(月)
夏季休業	令和６年 ８月７日(水) ～ 令和６年 ９月30日(月)
前学期終了	令和６年 ９月23日(月)
後学期開始	令和６年 ９月24日(火)
開学記念日	令和６年11月11日(月)
冬季休業	令和６年12月24日(火) ～ 令和７年 １月７日(火)
学位記授与式	令和７年 ３月24日(月)
学年終わり・後学期終了	令和７年 ３月31日(月)

令和6年度　クォーター期間

学　期	クォーター	期　間
前学期	第1クォーター	令和６年 ４月１日(月) ～ 令和６年 ６月11日(火)
	第2クォーター	令和６年 ６月12日(水) ～ 令和６年 ９月23日(月)
後学期	第3クォーター	令和６年 ９月24日(火) ～ 令和６年 12月２日(月)
	第4クォーター	令和６年 12月 3日(火) ～ 令和７年 ３月31日(月)

授業時間

学部等＼時限	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
法文学部「昼間主コース」 教育学部・社会共創学部 理学部・工学部・農学部 (各研究科・学環) 共通教育科目	8：30 ～ 10：00	10：20 ～ 11：50	12：40 ～ 14：10	14：30 ～ 16：00	16：20 ～ 17：50	18：00 ～ 19：30 (学環のみ)	19：40 ～ 21：10 (学環のみ)
医学部 (医学科)	8：40 ～ 9：40	9：50 ～ 10：50	11：00 ～ 12：00	13：00 ～ 14：00	14：10 ～ 15：10	15：20 ～ 16：20	
医学部 (看護学科、医学系研究科)	8：50 ～ 10：20	10：30 ～ 12：00	13：00 ～ 14：30	14：40 ～ 16：10	16：20 ～ 17：50	18：00 ～ 19：30 (医学系研究科のみ)	19：40 ～ 21：10 (医学系研究科のみ)
法文学部「夜間主コース」	13：30 ～ 15：00	15：10 ～ 16：40	16：50 ～ 18：20	Ⅰ～Ⅲ時限は土曜日のみ Ⅵ～Ⅶ時限は月～金曜日		18：00 ～ 19：30	19：40 ～ 21：10

※「学年暦」及び「授業日程(カレンダー)」は、毎年4月に大学のホームページ及び各学部(研究科)の掲示板に掲示されますので確認してください。

(2) 気象等に関する特別警報又は警報が発表された場合の授業の取扱い

●午前7時に『**特別警報等**』が発表中の場合又は午前7時から午前の授業開始までに『**特別警報等**』が発表された場合	→	午前の授業を休講
●午前11時に『**特別警報等**』が発表中の場合又は午前11時から午後の授業開始までに『**特別警報等**』が発表された場合	→	午後の授業を休講
●午後4時に『**特別警報等**』が発表中の場合又は午後4時から夜間の授業開始までに『**特別警報等**』が発表された場合	→	夜間の授業を休講
●授業開始後に台風に伴う暴風警報が発表された場合	→	当該授業時間帯(午前,午後又は夜間)における次の時限以降の授業を休講
●授業開始後に特別警報(高潮及び波浪を除く。)が発表された場合	→	ただちに当該授業を取りやめる

※『**特別警報等**』…特別警報(高潮及び波浪を除く。)又は**台風に伴う**暴風警報

※上記の取扱いにかかわらず、気象等の状況によっては、休講とする場合があります。休講の場合は、本学のホームページ（重要なお知らせ）等によりお知らせします。

【休講措置の確認方法】

◆本学のホームページ、修学支援システムの「お知らせ」、担当窓口(P12参照)又は掲示板で確認してください。

キャンパスライフ

3 合理的配慮が必要な学生の相談窓口

アクセシビリティ支援チームでは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、障害のある学生・学生生活を送るうえで困難のある学生を対象に合理的配慮の提供を行っています。

授業・大学生活の中で合理的配慮の提供を受けることを希望する方は、**合格確定後にアクセシビリティ支援チームのウェブページを確認し、オンラインフォームから面談予約をお願いいたします。**授業開始前のガイダンス等から合理的配慮が必要な方は、可能な限り３月27日(水)までに予約をお願いします。

入学手続き完了後にアクセシビリティ支援チームの担当者(学部の教職員が同席することもあります)と面談を行い、本人の意思表明を尊重し、修学の際に必要な合理的配慮を決定します。

大学生活が始まった後に困難が生じた場合は、**学期途中から合理的配慮の提供を申請することも可能**です。また、障害者手帳等を未取得の方で、学生生活を送るうえで困難がある方も支援の対象となるケースがあります。

合理的配慮を受けるために必要な申請書、支援対象となるか等、ご不明な点がございましたら、お気軽にアクセシビリティ支援チームまでお問い合わせください。

過去に提供した合理的配慮の例

障害種別	障害名	過去に提供した合理的配慮の例
視覚障害	全盲･弱視等	点訳･代読･資料のデジタル化 代筆支援･学内の移動介助等
言語･聴覚障害	聾･難聴等	文字通訳(PC･手書き･音声認識･遠隔) 手話通訳･代筆支援 リスニング試験の代替措置の提供 出欠確認の際の合理的配慮等
肢体不自由	上肢･下肢肢体不自由等	代筆支援･学内の移動補助 自家用車での通学の許可等
病虚弱	過敏性腸症候群 ネフローゼ症候群等	授業中の体調不良時対応の周知 通院に伴う欠席の代替措置等
発達障害	ASD ADHD LD APD等	特性に合わせた合理的配慮を提供しています。面談を行い、それぞれに合った支援を決定します。詳細はお気軽にご相談ください。
精神障害	うつ病･適応障害 吃音等	
重複障害	重複障害	
その他	LGBTQ 色覚障害等	

相談窓口	相談場所	時間 (土･日･祝日を除きます。)	TEL/FAX Web Page/E-mail
アクセシビリティ支援チーム	教育学部4号館1階	8：30～17：15	TEL/FAX：089－927－8114 https://accessibility.office.ehime-u.ac.jp/ accessibility@stu.ehime-u.ac.jp
合理的配慮提供のための新規面談予約フォーム			https://forms.office.com/r/vsswXCKKAL

V

キャンパスライフ

4 キャンパスライフ

(1) 学　生　証

「学生証」は、皆さんが本学の学生であることを証明する大切なものです。学生証は、各種証明書の発行、試験の受験、図書館及び総合情報メディアセンター等の利用、学割及び定期券の購入などで必要となりますので、**常に携帯**してください。

学生証を破損又は紛失した場合

愛媛大学生活協同組合の担当窓口（P12参照）に申し出て「再発行手続」（再発行の日数は10日程度）を行ってください。再発行費用は、1,655円（税込）となります。また、 学生証には、愛媛大学生活協同組合の全店をプリペイドで利用できる「電子マネー: ipa（アイパ）」機能と、「ミールカード」機能（申込者に限る）が付加されていますので、生協の窓口に連絡して、 速やかに使用の停止手続きを行ってください。

学生証の期間更新をする場合

所属する学部の担当窓口(P12参照）で更新手続きを行ってください。 学生証には、有効期限（「修業年限」（次項）の期限）が記載されています。

学生証が証明書自動発行機等で利用できなくなった場合

所属する学部の担当窓口（P12参照）に申し出てください。

(2) 修業年限及び在学期間

①修　業　年　限

修業年限は、 大学生は４年（医学部医学科は６年） となっています。また、 修士（博士前期）課程は２年、 医学系研究科医学専攻博士課程は４年、 博士後期課程及び連合農学研究科博士課程は３年となっています。

②在　学　期　間

在学期間は、修業年限の２倍を超えることはできません。修業年限が４年の場合は、在学期間は8年となります。

ただし、 医学部医学科については、 １～３年次においては６年（学士入学した者の２年次及び３年次においては４年）並びに４～６年次においては６年を超えることはできません。また、 医学部看護学科については、 １～２年次においては４年並びに３～４年次においては４年を超えることはできません。

(3) 学生生活担当教員制度

大学での学生生活を支援するため、入学時に全ての学生に『学生生活担当教員』（法文学部及び大学院は、「指導教員」）が配置されます。

学生生活担当教員等は、 担当する学生から学生生活全般の相談を受け、 授業に関する指導や助言を行います。大学生活の中で疑問に思ったり困ったりした場合は、一人で悩まないで、学生生活担当教員等に相談してください。

なお、 学生生活担当教員等は、 入学時のオリエンテーション等で決定されます。

(4) オフィスアワー

学生が教員の研究室を訪ねて直接話ができる制度が、「オフィスアワー」です。

各教員が指定しているオフィスアワーの時間帯（シラバスに掲載）であれば、事前の予約なしで研究室を訪問することができます。ただし、出張及び臨時の会議等で教員が不在になる場合がありますので注意してください。

愛媛大学ホームページ 》大学生活 》履修について 》シラバス検索

4 キャンパスライフ

(5) 学生代表者会議

学生代表者会議は、学生が入学から卒業・修了まで安心して充実した大学生活を送ることができるよう、学習環境の改善やキャンパスライフの向上に関することを学生自らが協議するものです。各学部やサークル、スチューデント・キャンパス・ボランティア（ＳＣＶ）等の代表者が意見をとりまとめて、学長との懇談会において提言します。

(6) 学生の表彰

本学では、次のような学生及び学生団体に対して、年２回（秋季及び春季）表彰を行っています。

①学業成績が特に優秀であり、他の学生の模範になると認められる場合（秋季のみ）
②学術研究活動において、特に顕著な功績を挙げたと認められる場合
③課外活動において、特に優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められる場合
④教育学習支援活動において、特に顕著な功績を挙げたと認められる場合
⑤社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる場合
⑥その他前各号と同等以上の表彰に値すると認められる場合

(7) 学生の懲戒

本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない場合は、懲戒を行います。
懲戒は、退学、停学、訓告（大学院は戒告）となっています。（P64、P85、P106参照）

(8) 集会又は行事等の開催

学生又は学生団体が、学内で『スポーツ大会、演奏会等』を開催する場合、あるいはパンフレット等を配布しようとする場合は、実施日の2週間前までに学生生活支援課（医学部は学務課、農学部は学務チーム）へ「集会・行事等開催届」を提出してください。

なお、「集会・行事等開催届」は、大学のホームページよりフォームによる申請をお願いします。

(9) 掲示・立看板

学内にスポーツ大会及び演奏会等の開催のための「掲示又は立看板」を設置しようとする場合は、事前に学生生活支援課（医学部は学務課、農学部は学務チーム）の許可を得てください。各学部等の掲示板に掲示する場合も学生生活支援課の許可を得た上で担当窓口（P12参照）に問い合わせてください。

なお、立看板を設置する場合は、「美観、通行の妨げ」に注意してください。また、設置許可期間終了後は速やかに撤去してください。

(10) 教育環境保持

本学では、快適で静穏な教育環境を保つように努力を重ねていますが、学生の皆さんも協力をお願いします。特にキャンパス敷地内は全面禁煙、「駐輪場」以外への駐輪禁止、「自転車の乗り入れ禁止区域」の遵守などのルールを守ってください。（P8～10参照）

(11) 騒音防止

学内でマイク放送や音楽活動の音響が、授業や研究等の妨げになったり、付近の住民に迷惑をかけることのないように、学生の皆さんも配慮をお願いします。

なお、音響で迷惑をかけていると大学が判断した場合は、放送・演奏の中止を指示することがありますので承知しておいてください。

V

(12) 自動車、バイク、自転車の乗り入れ

物品の搬送等で自動車が構内を走行することがありますのでご注意ください。

キャンパスライフ

4 キャンパスライフ

本学では、学内交通規制を実施しています。各キャンパスの実施内容は、次のとおりです。

区分	自動車	
	規制内容	許可手続きの窓口
城北キャンパス	**原則、乗り入れ禁止** ※　合理的配慮が必要な学生であり自動車での通学が必要な方、社会人学生は、申請に基づき、許可される場合があります。 ※　実習等で物品等を搬送するために、一時的に学内に自動車を乗り入れたい場合は、「自動車入講許可願」を提出し許可を得て入構することができます。	教育支援課 (学生サービスステーション･東側)
	※　課外活動で物品等を搬送するために、一時的に学内に自動車を乗り入れたい場合は、「自動車入講許可願」を提出し許可を得て入構することができます。	学生生活支援課 ①カウンター (学生サービスステーション･西側)
重信キャンパス（医学部）	**2年生以上の者で住居からの通学距離が「1㎞以上」は許可**（駐車料金が必要） ※　上記以外の者で「特別な理由」（実習等）で一時的に学内に自動車を乗り入れたい場合は、申請書を提出し許可を得て入構することができます。	医学部学務課
樽味キャンパス（農学部）	**原則，乗り入れ禁止** ※　合理的配慮が必要な学生であり自動車での通学が必要な者、大学院の社会人学生は、申請書を提出し、許可される場合があります。 ※　大学院の学生及び卒業論文を作成中の学部学生で、夜遅くまで研究・実験を行う者は、申請に基づき、許可される場合があります。（男子学生 通学距　離 片道10km以上、女子学生 片道5km以上） ※　課外活動及び実習等で物品等を搬送するために、一時的に学内に自動車を乗り入れたい場合は、許可を得て入構することができます。	農学部会計チーム

区分	バイク	
	規制内容	許可手続きの窓口
城北キャンパス	「駐輪許可申請書」を提出すること 指定された「駐輪場」（P8のキャンパスマップを参照）に駐輪し、必ず、ハンドルロック及び鍵を抜き取ってください。	学生生活支援課 ②カウンター (学生サービスステーション･西側)
重信キャンパス（医学部）	**規制なし** 指定された「駐輪場」（P9のキャンパスマップを参照）に駐輪し、必ず、ハンドルロック及び鍵を抜き取ってください。	
樽味キャンパス（農学部）	**「自動二輪車乗り入れ届」を提出すること** 指定された「駐輪場」（P10のキャンパスマップを参照）に駐輪し、必ず、ハンドルロック及び鍵を抜き取ってください。 **※駐輪場以外は、キャンパス内へのバイクの乗り入れは、禁止されています。**	農学部事務課 学務チーム

〈自転車の規制（城北キャンパスのみ）〉

城北キャンパスのみ自転車の通行場所制限があります。(P8キャンパス案内参照)

指定された駐輪場以外に自転車を置いている場合は、迷惑になるため大学の職員又は学生補助員が近くの駐輪場に移動させることがありますので、各自で注意してください。

なお、駐輪場で自転車が見つからない場合は、盗難の可能性もありますので警察に届け出てください。

点字ブロック周辺には駐輪しないでください。

(13) 大学構内の放置自転車・バイク

大学構内に「長期間にわたり放置」されていると大学が判断した自転車及びバイクは、所定の手続きを取った上で処分しますので、各自で注意してください。

キャンパスライフ

5 健康管理「総合健康センター」

総合健康センターは「からだ」と「こころ」の健康をサポート

センターからの情報は、随時メールやホームページで案内しています

充実した学生生活を送るには、心身ともに健康であることが大切です。総合健康センターでは、医師・看護師などのスタッフが皆さんの健康管理のお手伝いをします。体の調子の悪いとき、悩み事のあるときなど、気軽に相談にお越しください。利用は無料です。総合健康センターは、城北キャンパスと重信キャンパス（分室）にあります。

①定期健康診断（全員必須）

毎年春（対象：全在学生）と秋（対象：後期入学者等）に実施しています。皆さんの健康管理の基礎となりますので、必ず受診してください。

健康診断の実施にあたっては、詳細を総合健康センターホームページ及び掲示板等に掲載しますのでご覧ください。

②応急処置

急病・ケガ等に対し、医師の診察、処置、検査（血液、尿、心電図、エコー）等を行っており、休養室のベッドで休むこともできますが、発熱等の症状のある場合は来所前に電話でご相談ください（TEL：089-927-9193）。また、必要に応じて医療機関を紹介しますが、その際には「健康保険証」が必要になります。

③診察・健康相談

総合健康センターの医師及び学校医による健康相談を行っています。各診療科の日時は毎月発行する「総合健康センターニュース」とホームページでお知らせしています。但し、都合により変更になる場合があります。

〈診療科〉

城北キャンパス
- ■内　　科
- ■耳鼻咽喉科
- ■歯科口腔外科（歯科治療はできません）
- ■皮膚科
- ■婦人科

重信キャンパス
- ■内　　科

④こころの相談

心身の不調、人間関係、学生生活、生活一般での悩み等に対し、精神科医、公認心理師、臨床心理士が相談に応じています。場合によっては定期的なカウンセリングを継続することもありますし、必要に応じて外部の医療機関を紹介することもしています。充分な時間を確保するため原則として予約制をとっています。来所してセンター受付で予約するか、あるいは、電話やセンターのホームページから予約をしてください。

V

キャンパスライフ

5 健康管理「総合健康センター」

⑤総合健康センターニュース（号外含）及び掲示板

■定期号（毎月発行）・・・診察や相談の日程、行事の予定など
■号外（不定期発行）・・・・・・・タイムリーな健康情報など
何れも、センターのホームページ・掲示板（下図参照）に掲示しています。
掲示板には、健康診断の日程やその他のお知らせ等も掲示します。

⑥測定機器の利用

受付奥のスペースには、自動身長体重計、自動血圧計、体組成計（体脂肪・筋肉量）、握力計、視力計などの機器があり時間内であれば利用できます。但し、都合により使用できない場合があります。

総合健康センター内

計測機器

《総合健康センター》
《受　付　時　間》
8：30～16：30
利用時間～17：00
（土、日、祝日、夏季一斉休業期間、年末年始期間を除く。）

※詳細は、総合健康センターのホームページをご覧ください。
[URL] https://hoken.hsc.ehime-u.ac.jp/

［QRコード］

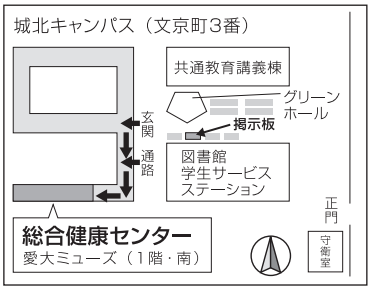

〈問い合わせ先〉
総合健康センター（089-927-9193）

《総合健康センター重信分室》
《受　付　時　間》
9：30～15：30
利用時間～16：00
（土、日、祝日、夏季一斉休業期間、年末年始期間を除く。）

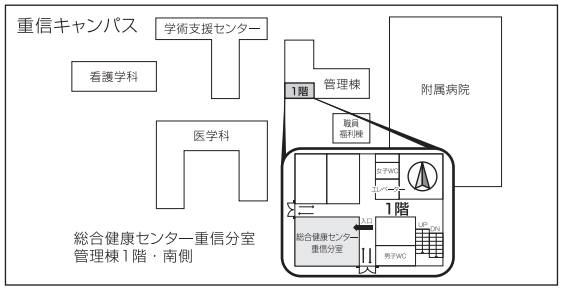

総合健康センター重信分室
管理棟1階・南側

〈問い合わせ先〉
総合健康センター重信分室（089-960-5074）

V

キャンパスライフ

6 安全対策

～安全・安心なキャンパスライフのために～

安全で充実した学生生活を送るためには、事故やトラブルを未然に防ぐ知恵を身につけ、自分自身の身を守ることが重要です。そして、万一事故やトラブルに巻き込まれた場合には、迅速かつ適切に対処してください。

事故やトラブルに対する心掛けや基本的な対処方法を紹介します。不安に思ったりどのように対処すればよいか分からないときには、相談窓口にアドバイスを求めてください。

相談窓口：学生何でも相談窓口（学生生活支援課） ☎089-927-9099

(1) 薬 物 乱 用

皆さんは、薬物（大麻、覚せい剤、ＬＳＤ、MDMA、危険ドラッグ等）の恐怖について考えたことはありますか。

薬物にひとたび手を出せば、自分の意志では止められなくなるといった弊害があります。その他にも、身体に異常をきたし、凶悪事件・犯罪の発生に繋がるといった危険もあります。

また、最近では、皆さんと同年代の若者の中でも薬物の使用が行われていることが明るみになり、大きな問題となりました。気付いていないだけで、薬物の危険性は身近なところに存在しているのです。

薬物の被害から身を守るために

まず、薬物の危険性が身近にあることを自覚することが大切です。

次に、もし誘われても「イヤ」と断る勇気を持つこと、ひとりで悩まずにすぐに大学や友人、家族に相談することが重要です。甘い誘いに乗らず、健康で有意義な学生生活を送りましょう。

薬物使用は、犯罪です

例えば、覚せい剤を所持していると、10年以下の懲役に科せられます。

(2) 悪 質 な 勧 誘

社会経験の不足している大学生、特に新入学生は、悪質な勧誘の格好のターゲットとなっています。次のような「悪質な勧誘」について知っておきましょう。

①カルトによる勧誘

反社会的行為、基本的人権の侵害、目的を偽った勧誘、募金活動、販売活動を行う破壊的カルトと呼ばれる宗教団体が存在します。警戒心を抱かせないために、団体名を明かさず、ボランティアやスポーツ等のサークル活動を装い、時に学生になりすまし、巧みな言葉で近づいてくるカルト団体が存在しますので、注意が必要です。

信教の自由は憲法で保障されていますが、団体名や活動目的を偽って勧誘する行為には問題があると言えます。

大学が入学時に配布した『サークルガイドブック』の冊子で、大学公認のサークルかどうかを確認することができます。執拗な勧誘を受けたりおかしいと思ったら、そのサークル名と学生の所属学部及び氏名を聞いて、学生生活支援課に相談してください。

②カ ー ド 詐 欺

最近、カードローンを利用した詐欺が発生しています。自称銀行員から「カードローンを新規登録してくれれば、謝礼金を出す」と持ち掛けられ、契約後にそのカードで知らないうちに高額の借り入れをされてしまうという被害です。発生した借金は全て本人に返済義務が生じます。このような誘いに安易に乗って、詐欺の被害に遭わないよう注意してください。

対 策

- 学内や街頭でのアンケートに、氏名、住所、電話番号等の個人情報を安易に書かない。
- 入会する前に、勧誘者の所属する団体の名称と活動の趣旨を確認する。
- おかしいと思ったら、相談窓口に相談する。

③悪　質　商　法

悪質商法は、日常生活に潜んでいます。万一、悪質商法の被害を受けた時に、悩んで時間をロスしていると、とんでもない事態になることがあります。できるだけ早く、相談窓口に相談してください。

- **今だけのキャンペーン…。　本当に今だけ?**
  特別なんて「甘い話」には、気を付けろ!
- **どんなときにも、「うまい話には裏がある」と思ったほうがベター。**
  落とし穴に落ちてからでは、遅すぎる。
- **甘い誘惑に誘われるままに…。**
  「こんなはずじゃ」と、思っても手遅れだよ。
- **インターネット競売で商品ゲット。お金を振り込んでも商品が届かない。**
  「インターネット詐欺」には、要注意!
- **何でも頼まれるとイヤと言えない。**
  自分にできないことや、イヤなことには、「ノーと言う勇気も必要」。
- **「エッ?」「なに?」**
  身に覚えのない請求ハガキなどの連絡先には、安易に連絡しないこと。
- **しつこい勧誘を断ることが大切。**
  無理やり「契約」させられたときは、早めにクーリング・オフを!

(3) 飲酒に関するトラブル

20歳未満の者への飲酒は法律で禁止されています

・20歳未満の者への飲酒は、法律で禁じられています。
お酒を飲ませた人が、責任を問われます。

急性アルコール中毒を防ぐために

・「イッキ飲ませ」は犯罪です。無理やり酒を飲まされたことが原因で急性アルコール中毒となり、命を落とす人がいます。飲酒の強要は絶対に止めましょう。

酔いつぶれた人がいたら

・「酔いつぶれた人」を一人にしてはいけません。
トイレに行ったきり戻らなくなった人がいた場合には、見に行って確認しましょう。
酔いつぶれて揺すっても反応しない場合は、すぐに「救急車」を呼びましょう。

飲酒運転は犯罪です

・飲酒をして自動車や二輪車、自転車などを運転することは犯罪であり、大変危険な行為です。絶対に止めましょう。

(4) デ　ー　ト　D　V

最近、恋人同士の間で起きる暴力「デートDV」が多くなっています。デートDVは、恋人同士での体、言葉、態度による暴力のことで、大学生も加害者や被害者となりえます。相手を思い通りにしたいという思いから、いろいろな種類の暴力、つまり力によって相手を支配するという特徴があります。交際相手からの暴力が傷害事件等にエスカレートする場合もあり、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。

暴力は、決して許されるものではありません。

V

キャンパスライフ

6 安全対策

(5) ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント等の行為は重大な人権侵害であり、人としての尊厳や人格を深く傷つけるものです。
愛媛大学は、いかなるハラスメントの行為も断じて黙認したり、容認しません。
ハラスメントやいじめを受けていると感じたら、まず相談してください!

・プライバシーは保護され、秘密は厳守されます。
・あなたは被害者です。自分を責める必要は絶対にありません。
・一人で抱え込まないようにしましょう。

「ハラスメント」には、次のようなものがあります。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	性的嫌がらせ。 教員と学生、先輩と後輩といったタテの関係で、その地位を利用して相手に性的な要求を行ったり、性的な言動等を行い相手に不快感を与えること。
アルコール・ハラスメント（アルハラ）	飲酒に関する嫌がらせ。 飲酒の強要、イッキ飲ませ、意図的な酔いつぶし、飲めない人への配慮を欠くこと、酔った上での迷惑行為など。
ジェンダー・ハラスメント	性別に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせ。 女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うことなど。
モラル・ハラスメント（モラハラ）	人種、民族、性指向性、障がいの有無や出自などに対する偏見に基づく、人道上許されない言動や行為。精神的な暴力、嫌がらせ。
アカデミック・ハラスメント（アカハラ）	教育・研究の場における地位や権力を利用した嫌がらせ。 教育を受ける権利の侵害や学業の妨害、不適切な言動や差別的待遇など。
パワー・ハラスメント（パワハラ）	職務関係や学生が組織する活動等において、優越的な地位などを不当に利用して行う不適切な言動。

(6) ストーカー

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」において、次のような行為を「つきまとい等」としています。また、「つきまとい等」を反復して行うことがあれば「ストーカー行為」とされます。

① 尾行、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押しかけ等
② 行動を監視している事を気付かせる
③ 交際、面会、義務のない事を行う事を要求する
④ 粗野な言葉を言ったり、乱暴な言動をする
⑤ 無言電話や拒否した後の連続した電話等
⑥ 汚物、動物の死骸など不快・嫌悪感を与える物の送付
⑦ 中傷したり名誉を傷つける内容を言う、文書を送る
⑧ 性的に恥ずかしい文書、図画等を送る

ストーカー行為を受けていると感じたら、一人で悩まず、まず相談することが大切です。

相談窓口：学生何でも相談窓口（学生生活支援課） ☎089-927-9099

V

キャンパスライフ

6 安全対策

(7) 盗　　難

学内で盗難が発生しています。学内においても、盗難に遭わないよう現金や貴重品は厳重に管理しましょう。

盗　難 → 所属学部(研究科)の担当窓口又は学生生活支援課
盗　難 → 最寄りの警察署
盗　難 → 届出

※注意※
『キャッシュカード』
『クレジットカード』
『マイナンバーカード』
『健康保険証』
『学生証』
『携帯電話』等を紛失した時は、関係機関に連絡して停止手続きを!!

(8) 遺失物及び拾得物

①学内で「落とし物」をした時

落とし物をした時 → 修学支援システムの「落とし物」又は電子掲示板(学内)
落とし物をした時 → 確認

②学内で「落とし物」を拾った時

落とし物を拾った時 → 所属学部(研究科)の担当窓口又は学生生活支援課
落とし物を拾った時 → 届出
所属学部(研究科)の担当窓口又は学生生活支援課 → <所有者不明> 電子掲示板へ入力
所属学部(研究科)の担当窓口又は学生生活支援課 → <所有者判明> 本人へ連絡

(9) 個人情報について

①個人情報の管理

個人情報※が含まれる情報とは…
◎サークルの名簿　◎連絡網
◎記名式のアンケート
◎その他教育・研究上取得した個人に関する情報

適切な管理を!!

取り扱う際の注意事項
- 個人情報をむやみに他人に知らせない。
- winnyやshareなどのファイル共有ソフトを使わない。
- 個人情報をX(旧Twitter)やLINE、Facebook等のSNSに掲載しない。
- 個人情報を含む文書やUSBメモリ等の管理に注意する。

※　個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

個人情報の取扱いには、正確な知識と適切な管理が必要です。取扱いで困ったこと、分からないことがあれば、学生生活担当教員等に相談してください。

〔本学の取組〕
大学では、学生の個人情報を適切に管理し、その安全性を確保するため、組織的・技術的・物的・人的な対策を行う管理体制を構築し、適正な取得や利用、適切な廃棄や漏えい防止に努めています。

②マイナンバーについて

マイナンバー(カード)は、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことで、税や年金、雇用保険等の行政手続きに使います。また、健康保険証としても使用できます。
アルバイト先での勤務状況に関する手続や行政機関への各種申請等の場合を除き、マイナンバーを他人には絶対に教えないでください。
また、紛失には十分注意しましょう。

キャンパスライフ

6 安全対策

(10) 交　通　事　故

●事故に遭う又は起こしてしまったら

負傷者の確認、救護

↓

・まず、負傷者がいないかどうかを確認します。
負傷者がいたら、すぐに救急車を呼んでください。

警察を呼ぶ

↓

・次に必ず警察を呼んでください。相手方と示談交渉をするとしても、警察の事故証明書が必要です。その時は大丈夫と思っても、後日、後遺症が生じることがあります。（事故処理を誤ると、トラブルの原因となります。）

相手の名前、住所等を確認

↓

・事故の相手と、名前、住所、電話番号、運転免許証の記載事項、保険会社の情報等を交換しあいましょう。

保護者及び大学へ事後報告

・事故に遭う又は起こしてしまったら、速やかに保護者及び学生生活支援課学生相談チーム（P12参照）へ必ず報告してください。

(11) 自転車による危険行為と罰則

自転車は、道路交通法で「軽車両」と位置づけられ、自動車と同じ「車両」に含まれます。従って、自動車の運転と同様に道路交通法を守り、正しく運転しなくてはなりません。**2020年4月1日より、自転車保険への加入が義務化され、また、2023年4月1日より、ヘルメット着用が努力義務化されました。**

主な交通ルール	罰　則　等
車道通行が原則 車道と歩道の区別のある道路では車道を通行。 △　標識等で通行が許可 △　運転者が高齢者や児童･幼児等 △　安全のためやむを得ない場合 は歩道を通行できる。 歩道通行の際は車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止。	3ヶ月以下の懲役又は 5万円以下の罰金
右側通行の禁止 道路の左側を通行し、自転車道があれば自転車道を通行。	3ヶ月以下の懲役又は 5万円以下の罰金
「ながらスマホ」の禁止 片手運転の上、周囲に対する注意も不十分になり、重大な交通事故の原因となる。	5万円以下の罰金
傘さし運転の禁止 スマホだけでなく、傘をさしての片手運転は危険。	5万円以下の罰金
イヤホンの使用禁止 耳からの音の情報は重要で、周囲の音や声が聞こえず、とっさの判断に遅れ。	5万円以下の罰金
信号と一時停止 道路を通行する際は信号機に従い、一時停止のある交差点では一時停止して安全を確認。	3ヶ月以下の懲役又は 5万円以下の罰金
夜間のライト点灯 乗る前にライトが点くか点検。	5万円以下の罰金
二人乗りの禁止	5万円以下の罰金
並進の禁止 並進できるのは標識等で認められている場合。	2万円以下の罰金又は科料
飲酒運転の禁止 自転車も自動車と同じ「車両」です。	酒酔い運転～5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金

※平成27年6月から、交通の危険を生じさせるおそれのある違反を反復して行った運転者に、「自転車運転者講習」の受講が義務付け。受講しない場合は5万円以下の罰金。

V

(12) 防　　災

キャンパスライフ

6 安全対策

愛媛大学生の防災マニュアル

地　震	台風・水害	火　災
1　グラッときたら火の始末！ 火が出たら素早く消火！ 火の始末が大きな被害を防ぎます。 **2　まず、身体の安全第一！** 大きな揺れは、1分程度。 机などの下に身を隠し、頭を保護しよう。 **3　慌てて外にとびだすな！** むやみに外に飛び出すのは危険です。 周囲の状況をよく確かめて、落ち着いて行動しよう。 **4　戸を開けて、出口を確保！** 地震の揺れでドアが歪み、部屋に閉じ込められることがあります。 戸を開けて出口を確保しよう。 **5　戸外では頭を保護し、危険物から身をさけよ！** 壁面の落下物、窓ガラスなどから身を守ろう。 **6　誘導指示に従って行動を！** パニックにならずに、冷静に行動しよう。 **7　避難は徒歩、持ち物は最小限に！** 避難は徒歩で、動きやすいように荷物は必要なものだけにしよう。 **8　デマで動くな、正しい情報で行動！** 災害時はデマに惑わされやすくなります。 消防・警察などからの情報に注意しよう。	**1　つねに最新の情報を！** テレビ・ラジオ・新聞・インターネットが伝える気象情報に注意しよう。 **2　部屋の窓などの戸締まりを！** 雨の吹き込みや飛来物に注意をして、カーテンやブラインドを降ろそう。 **3　危険な場所へ近づかない！** 雨で増水した小川や側溝、マンホールは境界が見えにくくなり、転落事故につながります。 **4　台風の強い風は二段構えでやってくる！** 今まで吹いていた強風が急に弱まっても、およそ1～2時間後に再び吹き返しの強風がやってくることがあります。風が弱まったからといって屋上に上がったり、建物の周りを歩いたりすることは危険です。 強風による飛来物（例えば看板や瓦）には、十分注意しよう。 **5　無駄足覚悟で早めの避難！** 危険を感じたり、防災機関から指示があったら速やかに避難しよう。避難先では、勝手な判断や行動をせず、指導者の指示に従うこと。引き続き、台風情報や注意報・警報に注意しよう。	**1　何はなくとも初期消火！** 初期消火の段階では、炎に対して積極的に向かっていく必要があります。火が出たら素早く消火！消火器の設置場所を確認しておこう。 【消火器の使い方】 1　安全ピンを抜く。 2　ホースを火の元に向ける。 3　レバーを強く握って放射する。 【消火のコツ】 ・できるだけ姿勢を低くして、煙や熱から身を守るように構える。 ・逃げ口を背にして消火する。 ・一旦火が消えたように見えても再び燃え出す危険があるので、バケツなどで水を掛けて、完全に消す。 **2　炎の状態を見極めよう！** 対応できるのは、最初だけ。壁や天井に炎が回れば、消火器だけでは無理。煙を吸わないよう、避難しよう。濡れたタオルやハンカチで口を覆い、低い姿勢で。 **3　避難経路を確認しておこう！** 避難器具や階段の場所を確かめておこう。周囲の状況をよく確かめて、落ち着いて行動しよう。 **4　戸外では頭を保護し、危険物から身をさけよ！** 壁面の落下物、窓ガラスなどから身を守ろう。 **5　誘導指示に従って行動を！** パニックにならずに、冷静に行動しよう。

地震、台風、火災などの災害が起きたら!

・本学では、大地震や近年頻発している豪雨被害等の災害時に学生・教職員の安否を迅速に確認することを目的として、「Safetylink24（安否確認システム）」を導入しています。このシステムでは、愛媛県での震度5強以上の地震を気象庁が感知した際に、事前に登録したメールアドレスに自動で安否確認メールが配信されます。また、その他の災害が起きた場合でも必要に応じて配信されますので、災害発生時には自身の身を守ることを最優先するとともに、安否確認メールへの回答を行ってください。
システムの詳細については、以下からご確認ください。
愛媛大学ホームページ > 危機管理 > Safetylink24（安否確認システム）
https://www.ehime-u.ac.jp/crisis_management/safetylink24/

Safetylink24
（安否確認システム）
QR コード

・緊急時の通報
〔火災に遭った時、救急車が必要な時：**119 番**〕
・重大な災害が発生した場合は、家族と連絡を取りましょう。
〔災害用伝言ダイヤル：**171 番**〕
災害時に、自分や家族等の安否情報を伝言したり確認することができます。
震度6弱以上の地震等により被災地への通話が繋がりにくい時、NTTが実施するサービスです。
携帯電話からも利用できます。また、今後、大規模災害発生時に Wi-Fi スポットの無料開放（00000JAPAN（ファイブゼロジャパン））が行われることも想定しておきましょう。

災害に備えて

・重大な災害が発生した場合には、大学に災害対策本部が設置され、学生の安否確認が行われます。
大学への現住所の届け出と変更時の届け出を確実に行っておきましょう。
・講義棟やマンションの非常口、居住する地域の避難場所を把握しておきましょう。
・防災訓練に参加しましょう。

V

キャンパスライフ

7 課外活動

(1) サークル活動

サークル活動は、正課教育だけでは果たし得ない友情、責任感、協調性等、学生の人間形成に大いに貢献し、将来社会人として責任ある行動のできる豊かな人間性を育てるものとして教育上重視されており、本学もこれらの健全な活動に対して種々の援助を行っています。

本学のサークル活動は、体育、文化一般、専門分野の研究、音楽、美術、芸能等、多種多様にわたっており、全学サークルと学部サークルを合わせて約140のサークルに全学生の約40%に当たる約4,000人が参加し、勉学のかたわら友情と連帯のきずなに結ばれながら、健康で豊かな学生生活を送っています。

体育系サークル〈全学サークル〉

陸上競技部
水上競技部
硬式野球部
準硬式野球部
硬式庭球部
ソフトテニス部
バスケットボール部
男子バレーボール部
女子バレーボール部
男子サッカー部
ラグビー部
卓球部
バドミントン部
柔道部
剣道部
体操部
漕艇部
ヨット部
弓道部
馬術部
山岳部
少林寺拳法部
ワンダーフォーゲル部
ハンドボール部
合氣道部
サイクリング部
スキューバダイビング部
ソフトボール部
アメリカンフットボール部
フィギュアスケート部
アイスホッケー部
軟式野球部
ソフトテニス愛好会
バスケットボール同好会
女子サッカー部
男子ラクロス部
女子ラクロス部
テコンドー部
Sea's
ダンス部
フリークライミング部
航空力学研究会二宮翔会
フットサル部
BEAT STREET
チアリーディング部
小太刀護身道部
愛翔会
√理羽
トライアスロン部
バドミントン愛好会
Agris
ミルキーウェイ
Gear Change

文化系サークル〈全学サークル〉

ボランティアサークル“すくすく”
学生赤十字奉仕団
写真部
茶道裏千家愛和会
E.S.S.
演劇部
表千家茶道部
美術部
天文学研究会
放送研究会
KGK（キリスト者学生会）
将棋部
漫画研究会
能楽研究会
ゲーム研究会
フラワーデザイン研究会
萌学研究会
合唱団
ギタークラブ
軽音楽部
ジャズクラブJOKERS
フォークソング愛好会
交響楽団
愛媛大学シンセサイザープロジェクト
吹奏楽団
邦楽部
愛大俳句研究会
書道部
アカペラオレんジ
わかば
彫塑工芸研究会
愛媛大学茶道部
手話サークル「しゅわくりぃむ」
C.S.R
野生生物研究会

V

キャンパスライフ

7 課外活動

体育系サークル〈学部所属サークル〉

教育学部

保健体育研究会

医学部

剣道部
準硬式野球部
軟式テニス部
硬式庭球部
卓球部
ラグビー部
バドミントン部
競技スキー部
ワンダーフォーゲル部
陸上競技部
空手道部
バスケットボール部
合氣道部
男子バレーボール部
女子バレーボール部
ゴルフ部
水泳部
柔道部
弓道部
ダンス部
ヨーガ部
ハンドボール部
釣り部
フットボールクラブ
フットサルサークル ゴラッソ

農学部

農学部バレーボールサークル
クレマ・フレスカ
農学部バドミントンサークル

文化系サークル〈学部所属サークル〉

法文学部

総合科学研究会
学術文化会議
ドットコム
ICCE
法律相談部

教育学部

数学研究会
物理学研究会
技術教育研究会
家庭科研究会
児童文化研究会
美術研究会

工学部

ロボット研究会

医学部

ボランティアグループ「ビーンズツリー」
東洋医学研究会
Orange Cross
写真部
ESS
奇術部
Clinical Learning Club Ehime(CLE)
Ehime Medical Students Association
ネパール研究会
Children Supporters
室内合奏団
軽音楽部
合唱倶楽部コルデ・ボカーレ
邦楽部
吹奏楽部

農学部

The農民

〈愛媛大学学生団体活動援助金交付式〉

〈第73回愛媛大学学生祭〉

〈サークルリーダー研修会〉

〈新入生歓迎プログラム〉

V

(2) 課外活動施設

キャンパスライフ

7 課外活動

課外活動を支援するため、本学では次のような課外活動施設があります。利用可能施設や利用方法については、担当窓口へ問い合わせてください。

城北キャンパス

＜担当窓口：学生生活支援課・課外教育支援チーム＞

施設		施設の概要
第一体育館	武道場（1階）	柔道、剣道
	大体育室（1階）	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、ハンドボール、体操
	小体育室（2階）	ダンス
第二体育館	トレーニングルーム(1階)	少林寺拳法、合気道、空手道
	フィットネスルーム(1階)	各種トレーニング機器の設置 (※　利用する場合は、大学の講習会を受講する必要があります。)
	体育室（2階）	バレーボール、バスケットボール、バドミントン
第三体育館	アリーナ（1階）	バレーボール、バスケットボール、バドミントン
	サブアリーナ（1階）	卓球
	サブアリーナ（2階）	ダンス、武道
テニスコート		オムニコート（5面）、クレイコート（2面）
水泳プール		50m、8コース
大学会館集会室	2階	和室（2室）
	3階	大集会室（1室）、中集会室（3室）、小集会室（1室）
弓道場		弓道
樋又	テニスコート	オムニコート（3面）
山越	運動場	野球場（1面）、陸上競技場兼サッカー場（1面）、 ラグビー場（1面）、小運動場（1面）、馬場（1面）
	研修所	研修室(1)(和室56畳)、研修室(2)(和室16畳)、食堂、自炊室

重信キャンパス（医学部）

＜担当窓口：医学部学務課＞

施設	施設の概要
運動場	サッカー、ラグビー、野球　共有
テニスコート	オムニコート（4面）
体育館	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、 卓球、ハンドボール　共有、ミーティングルーム
ゴルフ練習場	グリーンアプローチ、ショット練習
武道場	剣道、合気道、空手道、柔道　共有
コミュニティハウス	部室（10室）、共用室（3室）、会議室、談話室、学生事務室

樽味キャンパス（農学部）

＜担当窓口：農学部事務課学務チーム＞

施設	施設の概要
農学部会館	アクティブラーニングルーム1・2、コミュニケーションラウンジ、和室

＜担当窓口：附属高校チーム＞

施設	施設の概要
運動場	体育用
テニスコート	クレイコート（4面）
体育館	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、柔道　共有

V

キャンパスライフ

8 ボランティア活動

(1) ボランティア活動

ボランティア活動は、教育、文化、スポーツ、国際交流、環境問題など幅広い活動を通じて、授業だけでは学べない多くのことを体験できます。他者のために活動することは、自分づくり、友達づくりにも役立ちます。

ボランティアをするにあたって、大切なこと

学生に可能な活動であるかどうか。	専門的知識が必要なもの、極端に責任が重いもの、活動時間が多く学業に支障をきたすようなものは避けてください。
活動環境が整っているかどうか。	交通費や必要物品など自己負担が多額になるもの、活動場所が危険な場所であり、保険加入等の対策等が取られていないものは避けてください。
ボランティアに適した活動であるかどうか。	活動内容がアルバイトや一般的な労働と変わらないもの、企業等の営利に直接結びつくようなものはよく考えて参加してください。
活動先との連絡をしっかり行う。	「ドタキャン」はしない、活動先からの連絡にはきちんと対応してください。
※ 事故又はトラブルに十分注意し、発生した際は大学に必ず報告してください。	

「ボランティアの紹介・相談」「トラブルの際の相談」

学生生活支援課（学生サービスステーション・西側） ☎089-927-9165

(2) スチューデント・キャンパス・ボランティア（SCV）

本学には、学生が教職員と一緒により良い大学を目指して活動する学内ボランティア団体「SCV」があり、9つの団体で構成されています。

SCVに興味のある方、活動してみたい方は、『ピア・ルーム』（愛大ミューズ2階・南側）を訪ねてみてください。

愛媛大学学生メンターズ（ESMO）

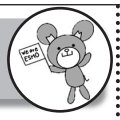

「愛媛大学について知ってもらう」ことを目的として、主に新入生支援の活動をしています。オープンキャンパスの運営、中高生向けのキャンパスツアー、学生による何でも相談などの活動をしています。

国際交流コーディネーター（ICO）

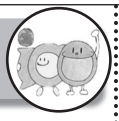

留学生と日本人学生、地域の方々が国際交流を楽しむために、月１回「チャット」と呼ばれる国際交流イベントの企画・運営を行っています。

愛大ボランティアオーガニゼーション（AIVO）

多くの学生にボランティアに親しんでもらうという目的で活動しています。主な活動内容は、学外のボランティア情報を掲示板等で学内に発信するほか、ボランティア活動の企画運営等も行っています。

キャリア・サーバント・チーム（CAST）

私たちはコミュニケーション、ファシリテーション、プレゼンテーション等の能力向上を目的とした勉強会を開催しています。その勉強会を一般学生に向けて行うことで学ぶ機会の提供を行い、CASTメンバーを含めた勉強会参加者のコンピテンシーの涵養を目指しています。

障がい学生支援ボランティア（CBP）

大学生活を送るうえで支援が必要な学生を含む全ての学生が、より良い大学生活を送るために活動しています。合理的配慮が必要な学生と支援者の交流会企画や意見交換会等を行っています。合理的配慮に関する幅広い視点や知識・技術を身につけることができます。

メディアサポーターズ映像部（MSBT）

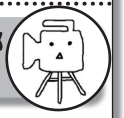

大学・学生の様子を学生の視点から発信するために、学生祭の配信や自主企画動画の制作を行っています。企画・撮影・編集を学生自身が行っており、メディア制作に関する技術を身につけることができます。

メディアサポーター出版部（MSPT）

学生に向けた情報発信として広報誌「愛U（ラブユー）」を制作しています。学生が学生の視点で取材し、学生に必要な情報や学生が知りたい情報を掲載しています。

図書館サポーター（LS）

学生がより図書館を活用し、本に親しみやすい空間を提供することを目的に活動しています。主に、学生の立場から、季節に合わせた企画展示やオススメ本の紹介、情報誌の発行をしています。

ECOキャンパスサポーター（ECS）

学生の力でキャンパス環境改善に向けた活動を行っています。学生に向けてごみの分別・削減活動や緑化活動等を行い、より快適で環境に配慮したキャンパスの在り方を考えています。

V

キャンパスライフ

9 国際交流

外国人留学生数

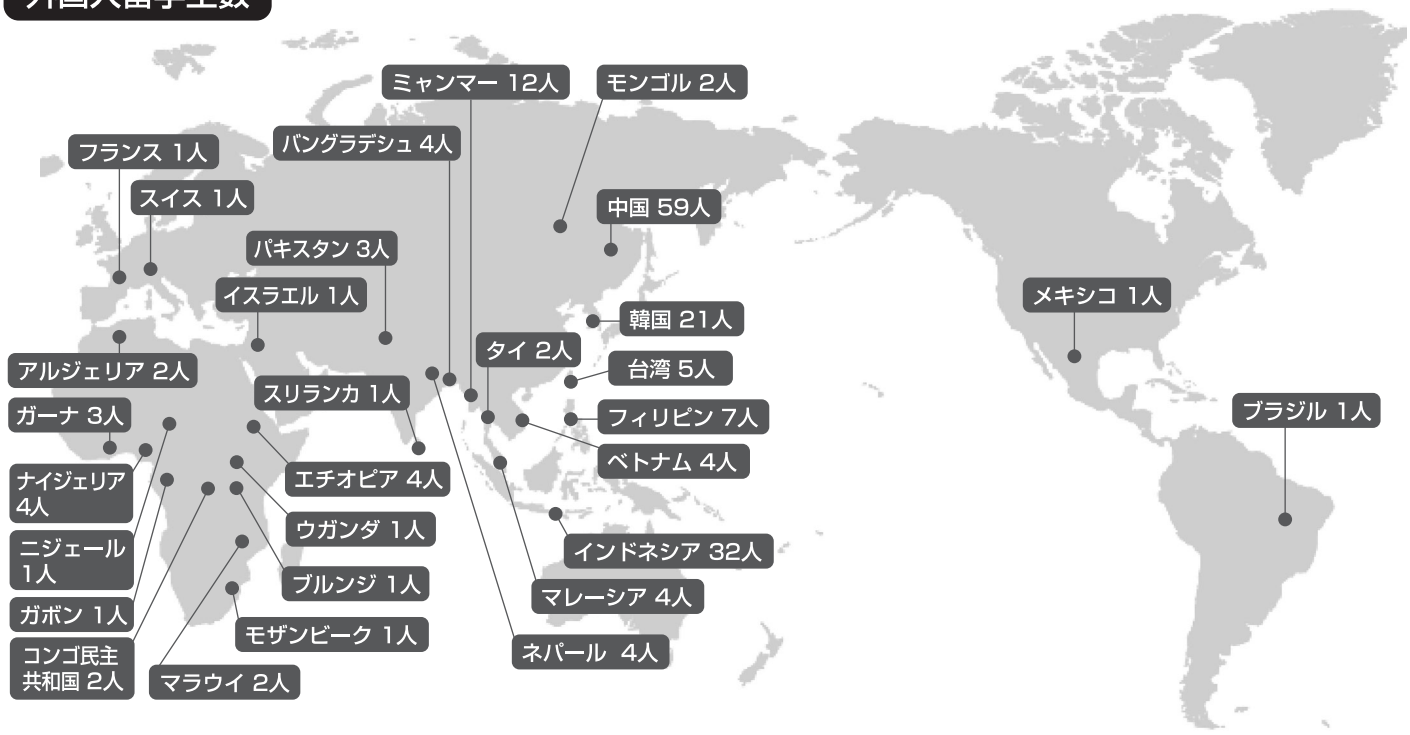

R5年5月1日現在

(1) 留学

学術交流、学生交流支援（学生の海外派遣、留学生の受け入れ）などを目的として「国際連携推進機構」が設置されています。大学から海外に留学するには、大学や外部団体が提供する奨学金・支援金等を利用して行く方法と、私費（自己負担）で行く方法があります。本学が国際交流協定を締結している機関は、次ページに掲載しています。留学について相談したい場合は授業期間中毎週地域別に行われている留学相談をご利用ください。詳細は国際連携支援部国際連携課に問い合わせてください。

＜愛媛大学が提供している奨学金支援プログラム＞

学生海外派遣プログラム（短期）	愛媛大学が実施する短期海外研修プログラムに参加する学生に対し、奨学金を支給します。期間は4日間から3ヵ月以内で、これまでに「中国・韓国・台湾・タイ・インドネシア・イギリス・ドイツ・フランス・ルーマニア・米国」等に派遣されています。
学生海外派遣プログラム（長期）	明確な留学目的を持ち、将来グローバル人材として活躍することが期待される学生を、海外協定大学へ派遣する制度です。期間は半年から1年程度で、入学直後から準備を開始し、最低でも1年間のしっかりした準備期間を経てから留学します。

(2) 海外渡航届及び海外渡航帰国届

海外に渡航する場合（観光などの私事渡航、留学、学術調査、短期語学研修、文化研修、インターンシップ、国際会議出席など）は、渡航前に、修学支援システム上で「海外渡航届」の提出、また、帰国後速やかに「海外渡航帰国届」を提出してください。渡航する場合には、必ず事前に主学担教員（主指導教員）もしくは各学部担当チーム（もしくは国際連携課学生交流チーム）に相談してください。

(3) 海外渡航にあたっての注意

渡航に際しては、愛媛大学の海外渡航基準や「外務省海外安全ホームページ」等で、大学の指針や最新の危険情報を十分に確認し、家族と話し合う等して渡航の是非を検討してください。危険情報が発出された地域への渡航は控えるようにしてください。

〔国際連携推進機構ホームページ〕http://web.isc.ehime-u.ac.jp/
〔外務省海外安全ホームページ〕https://www.anzen.mofa.go.jp/

3ヶ月未満の渡航者は「たびレジ」、3ヶ月以上の渡航者は「ORRnet」に登録してください。

留学・海外渡航の相談・問い合わせ先：　国際連携支援部国際連携課　☎089-927-9157

V 9 国際交流

国際交流協定締結機関

【令和5年12月1日現在】
大学間76機関（76協定）、部局間74機関（71協定）、38カ国（連携協力協定除く）

協定種別	締結大学・学部名
ア ジ ア	
中 国	
【全学協定】	遼寧師範大学
	汕頭大学
	内蒙古農業大学
	武漢大学
	中国人民大学
	大連医科大学
	浙江工商大学
	西南大学
	長江大学
	韓山師範学院
	中央民族大学
	首都経済貿易大学
	上海師範大学
	桂林理工大学
	天津外国語大学
	吉林大学
	西安交通大学
【全学協定】	泰山医学院
	復旦大学高等教育研究所
	中国医科大学
	廣東医学院
	清華大学理学院
【部局間協定】	中国地質大学地質形成・鉱産資源国家重点実験室
	中国海洋大学環境科学与工程学院/海洋与大気学院
	復旦大学文物・博物館学部
	南京大学化学化工学院
	天津科技大学海洋与環境学院
	西北大学都市環境科学部
	安徽師範大学化学・材料科学学院
	東北大学冶金学院
韓 国	
【全学協定】	韓瑞大学校
	忠南大学校
	全北大学校
	蔚山大学校
【部局間協定】	キョンヒ大学理学部生物学科
	韓国　安全性評価研究所
	順天郷大学国際教育交流処
	国立江原大学校医学専門大学院
	韓国地質資源研究院気候変動緩和部門
台 湾	
【全学協定】	義守大学
	国立政治大学
	国立高雄大学
	国立高雄科技大学
	開南大学
	国立台中科技大学
【部局間協定】	国立成功大学地球科学研究所
	国立台湾海洋大学海洋センター
	国立陽明交通大学理学院
	高雄医学大学医学部
	高雄医学大学看護学部
	台東大学師範学院
モ ン ゴ ル	
【部局間協定】	モンゴル国立医療科学大学
	モンゴル科学アカデミー古生物学研究所
イ ン ド ネ シ ア	
【全学協定】	国立ゴロンタロ州大学
	ハサヌディン大学
	ガジャマダ大学
	ボゴール農業大学
	バンドン工科大学
	パランカラヤ大学
	スマトラ工科大学
	パジャジャラン大学
	インドネシア国立研究革新庁（BRIN）
【部局間協定】	ハサヌディン大学工学部
	インドネシア国際生命科学大学
	ベンナングナンナショナルベテラン東ジャワ大学農学部
	アフマド・ダーラン大学産業技術学部
	アンダラス大学農学部/農業技術学部
	カジャマダ大学農業技術学部、愛媛大学農学研究科、エスビー食品（株）

協定種別	締結大学・学部名
マ レ ー シ ア	
【全学協定】	マラヤ大学
フ ィ リ ピ ン	
【全学協定】	フィリピン大学ロスバニョス校
	フィリピン大学ディリマン校
	デ・ラサール大学
	中央ルソン州立大学
ベ ト ナ ム	
【全学協定】	フエ大学農林大学
【部局間協定】	ベトナム国家大学（VNU）科学大学
	ベトナム国家大学（VNU）科学大学 環境分析技術食品安全評価研究センター
	ノン・ラム大学生物工学環境研究所
タ イ	
【全学協定】	パンヤーピワット経営大学
【部局間協定】	タイ王国マヒドン大学熱帯医学部
	ブラパ大学理学部（沿岸環境科学研究センター）
	カンサート大学水産学部
	コンケン大学農学部
ミ ャ ン マ ー	
【全学協定】	パテイン大学
	タンリン工科大学
	ミャンマー海事大学
	モービー工科大学
ネ パ ー ル	
【全学協定】	ブルバンチャル大学
	トリブバン大学工学校
	ネパール工科大学
【部局間協定】	ネパール国地震工学研究所
イ ン ド	
【部局間協定】	ジャワーハルラール・ネルー大学言語文学文化研究院
	ジャワーハルラール・ネルー大学国際問題研究院
	J.C.ボーズ科学技術大学YMCA
バ ン グ ラ デ ィ シ ュ	
【部局間協定】	シェレバングラ農科大学農学部
	ダッカ大学生物学部
	マウラナ・バーシャニ科学技術大学生命科学科
カ ン ボ ジ ア	
【全学協定】	王立プノンペン大学
ヨ ー ロ ッ パ	
ト ル コ	
【全学協定】	チャナッカレ・オンセキズマルト(3月18日)大学
イ ギ リ ス	
【全学協定】	エセックス大学
【部局間協定】	連合王国NTOマンチェスター
	リーズ大学語学センター
	バンガー大学日本研究所
フ ラ ン ス	
【全学協定】	ブルゴーニュ大学
	トゥールーズ第３ポールサバティエ大学
【部局間協定】	欧州シンクロトロン放射光研究所
ド イ ツ	
【全学協定】	フライブルク大学
【部局間協定】	オッフェンブルク工科大学
	バイロイト大学バイエルン地球科学研究所
イ タ リ ア	
【全学協定】	ローマ大学 "トーレ　ベルガータ"
【部局間協定】	ローマ大学サピエンツァ地球科学科
ス イ ス	
【部局間協定】	ローザンヌ大学
デ ン マ ー ク	
【部局間協定】	オーフス大学医学部
ス ウ ェ ー デ ン	
【全学協定】	ルンド大学
【部局間協定】	ウプサラ大学数学科
ノ ル ウ ェ ー	
【部局間協定】	ノルウェー科学技術大学自然科学部
	オスロメトロポリタン大学技術芸術デザイン学部
ベ ル ギ ー	
【部局間協定】	ルーヴェン・カトリック大学理学部
マ ル タ 共 和 国	
【部局間協定】	マルタ大学理学部
ロ シ ア	
【全学協定】	オレンブルグ大学
	チェリャビンスク国立大学
【部局間協定】	M.V.ロモノーソフ・モスクワ国立総合大学地質学部
ル ー マ ニ ア	
【全学協定】	バベシュ・ボヤイ大学
	ブカレスト大学
ア イ ル ラ ン ド	
【全学協定】	ダブリン・シティ大学

協定種別	締結大学・学部名
南 北 ア メ リ カ	
ア メ リ カ 合 衆 国	
【全学協定】	カリフォルニア大学　デービス校
	ワシントン大学バセル校
	カレッジ・オブ・レイク・カウンティ
	ルイジアナ大学モンロー校
	カリフォルニア州立大学サクラメント校
	ジョリエット・ジュニア・カレッジ
	ハワイ大学マノア校
【部局間協定】	ストーニーブルック大学鉱物物性研究施設
	シカゴ大学地球科学放射光コンソーシアム
	カリフォルニア大学ロサンゼルス校エクステンション
カ ナ ダ	
【部局間協定】	ブリティッシュコロンビア大学 イングリッシュ・ランゲージ・インスティチュート
ブ ラ ジ ル	
【全学協定】	パライバ大学
	カンピナグランデ大学
ア ル ゼ ン チ ン	
【全学協定】	ブエノスアイレス大学
ア フ リ カ	
モ ザ ン ビ ー ク	
【全学協定】	ルリオ大学
マ ラ ウ イ	
【全学協定】	マラウイ大学
ケ ニ ア	
【部局間協定】	マウントケニア大学
オ セ ア ニ ア	
オ ー ス ト ラ リ ア 連 邦	
【部局間協定】	オーストラリア国立大学地球科学研究所
	オーストラリア連邦アデレード集中英語教育機関(IELI)
	ウィーハイ
	バーネット研究所
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	
【部局間協定】	オークランド大学 イングリッシュ・ランゲージ・アカデミー
パ プ ア ・ ニ ュ ー ギ ニ ア	
【部局間協定】	パプアニューギニア国立医学研究所

連 携 協 力 協 定		
海 外	南スラウェシ州政府、愛媛大学及び ハサヌディン大学との人材育成に関する覚書	2010
	熱帯農業に関するSUIJI （Six University Initiative Japan Indonesia）コンソーシアム協定書	2011
	SUIJI サービスラーニング・プログラム 覚書	2013
	SUIJI ジョイント・プログラム・マスター及びドクター 覚書	2016
	モザンビーク共和国ルリオ大学、 日本国国立大学法人　愛媛大学、 モザンビーク共和国科学技術・高等教育・職業教育省,国際協力機構（JICA）との学術交流協定書	2014
国 内	JICA四国	2006
	松山東警察署	2012
	松山観光コンベンション協会	2014
	金城産業株式会社	2014
	JICA（研修員受入に係る覚書）	2018
	JICA（大学連携ボランティア派遣に係る覚書）	2023

V

キャンパスライフ

10 施設紹介

(1) 総合情報メディアセンター

総合情報メディアセンターには、パソコンを設置した演習室、ホールなどの設備があり、有効に利用されています。

また、パソコンを城北キャンパス、重信キャンパス、樽味キャンパスに設置し、情報教育に活用されています。

◆パソコン演習室の利用

①利用者登録

総合情報メディアセンターのコンピュータを授業等で利用する場合は、「愛媛大学アカウント」（利用者ＩＤとパスワード）が必要です。

愛媛大学アカウントは、入学手続専用サイトからご自身で利用者IDの確認を行い※1、その後、パスワードの設定を実施いただきます。パスワードは他人に知られないように注意しましょう。愛媛大学アカウントを忘れるとコンピュータを利用できなくなりますので、注意してください。また、パスワードは本人以外は知ることはできませんので、忘れないでください。

（愛媛大学アカウントは在学中のみ使用できます。）

※1 入学手続専用サイトを使用していない場合は、別途アカウント通知書を配付します。

②メールアドレス

メールアドレスは、皆さんに発行した利用者ＩＤを含んで構成されています。

例えば、発行された利用者ＩＤが「s606123b」の場合、

メールアドレスは、「s606123b@mails.cc.ehime-u.ac.jp」 となります。

③利用のガイドライン

コンピュータ及びネットワークを利用する場合は、大学で決めている「ガイドライン」を遵守しなければなりません。１年次に履修する「情報リテラシー入門」の授業で「ガイドライン」と「情報リテラシー」を学びます。

「ガイドライン」に抵触する行為があった場合は、コンピュータやネットワークの利用を制限するなどの措置や処罰を受ける場合があります。

④パソコン演習室一覧

総合情報メディアセンターが発行している「愛媛大学アカウント」で利用できるパソコンを設置している演習室等は、次頁の表のとおりです。

演習室等は、授業で使用していない時間帯は学生が自習で利用することができます。

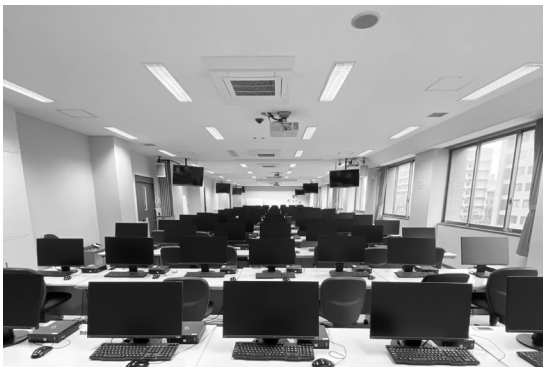

V

キャンパスライフ

10 施設紹介

パソコン演習室一覧（飲食禁止）　令和6年4月1日現在

学部等	演　習　室　等	パソコン台数	プリンタ設置	利用時間（平日）
総合情報メディアセンター	第１演習室（２階）	57		8：30～21：15
	メディア演習室（２階）	57		8：30～17：00
	リフレッシュコーナー（２階）	8	○	8：30～21：15
	第２演習室（３階）	64		8：30～17：00
	第３演習室（３階）	42		8：30～17：00
	第４演習室（４階）	57		8：30～17：00
	第６演習室（４階）	57		8：30～17：00
法　文　学　部	第１コンピュータ室（本館１階）	27		8：20～21：45
	第２コンピュータ室（本館１階）	23		8：20～21：45
教　育　学　部	情報処理実習室（２号館３階）	45		8：30～19：30
医　学　部	組織実習室（総合教育棟２階）	140		8：30～17：00
	ネットワーク端末室（本館２階）	13	○	24時間
	学生ロビー（総合学習棟２階）	2		24時間
	情報科学実習室（看護学科４階）	72		9：00～17：00
工　学　部	コンピュータ室（講義棟３階）	56		8：30～17：00
農　学　部	センター分室（２号館３階）	71		8：00～19：00
	第３４講義室（２号館３階）	30		8：00～19：00
図　書　館	閲覧室（中央図書館２階）	36	○	8：40～22：00
	ＰＣルーム（医学部分館１階）	13		9：00～21：00
	閲覧室（農学部分館１階）	8		9：00～20：00
ミ　ュ　ー　ズ	Ｍ２１ＰＣ室（２階）	50		8：30～18：00

（注）１．総合情報メディアセンター「第１演習室」及び「リフレッシュコーナー」が10:00～17:00（土曜日のみ）、中央図書館2階「閲覧室」が9:30～20:00、図書館医学部分館1階「PCルーム」が9:00～17:00（土曜日のみ）、図書館農学部分館1階「閲覧室」が9:00～13:00（土曜日のみ）の間、利用できます。
２．各演習室の利用時間は、時期により変更される場合があります。
３．演習室利用の詳細は、総合情報メディアセンターのホームページで確認できます。http://www.cite.ehime-u.ac.jp/
４．演習室にプリンタが設置されていなくても、プリンタはネットワークに接続されているので、どのパソコンからでも別の場所に設置しているプリンタから出力することができます。
５．プリンタ出力は、生協電子マネー（アイパ）で決済できます。チャージは、生協各店舗及び中央図書館2階で行えます。

(2) 愛大ミューズ「ラウンジ」

愛媛大学では、大学が掲げる「学生中心の大学」にふさわしい学習環境づくりを目指して、自主学習スペース、コミュニケーション、リラクゼーションの場として、愛大ミューズに3つの「ラウンジ」を設置しています。

ラウンジは、愛媛大学の学生及び教職員なら誰でも自由に利用することができます。なお、原則ラウンジ内での飲食はできませんが、ペットボトル等の飲料物の持ち込みは可能です。

＜利 用 時 間＞
平日 8：30～21：00（土、日、祝日、夏季一斉休業及び年末年始は、使用できません。）
＜問い合せ先＞
教育学生支援部　学生生活支援課
〔TEL 089-927-8970　E-mail nandemo@stu.ehime-u.ac.jp〕

城北キャンパス

●**「スカイラウンジ・サウス」**（3階）
グレイカラーの落ち着いた雰囲気。一人でゆっくり過ごしたい時に。

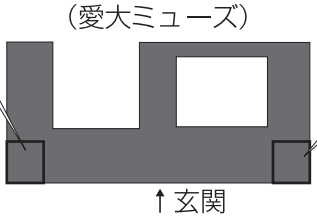

●**「スカイラウンジ・ノース」**（3階）
ブルーやグリーンを基調とした明るい雰囲気。少人数での会議やミーティングをしたい時。

10 施設紹介

※新型コロナウイルスの状況によっては、営業時間等が変更になる場合があります。最新の情報は、愛媛大学生活協同組合のホームページにてご確認ください。（https://ehimedas.com/）

(3) 福利厚生施設

城北キャンパス

大学会館

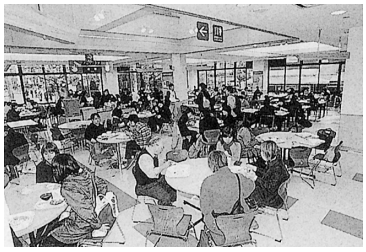

1階フロアにはカフェテリア方式の食堂「パルト」が、あります。総席数は1階、2階を合わせて750席で愛媛大学生協が運営し、学生及び教職員の意見・要望に応えながら安心・安全・美味しいメニューを提供しています。

また、2階には和室、3階には集会室（5室）があり、主に課外活動のために使用されています。

●**「パルト」**（1階フロア）

城北キャンパスのメイン食堂で、カフェテリア方式で好きなメニューを自由に摂ることができます。また、毎月、企画メニューがあります。

〔営業時間：平日11：00～14：00、17：00～19：40（土、日、祝日は休み）〕

●**「えっひめぱん」**（2階フロア）

焼き立てのパンを約30種類を販売するテイクアウト専用のお店です。決済はミールカードユーザーが使用できる「トレーチェック」のみとなっています。2Fの席は、1Fでメニューを選んで内階段から2Fに上がってご利用いただけます。

〔営業時間：平日11：30～13：00（土、日は休み）〕

城北事務センター１（生協ショップひめか）

大学会館に隣接して、愛媛大学生協のショップがあります。学生及び教職員の豊かな大学生活を日常から支えるため、書籍・雑誌から、文具、パソコン、ソフトウェアの販売をはじめ、旅行のチケットの取扱いや留学及び運転免許取得のための自動車学校の斡旋などもしています。

〔営業時間：平日11：00～17：00（土、日、祝日は休み）
※長期休業中等は、営業時間が変更となります。〕

コンビニ、ミニショップ、カフェ、レストラン

大学会館以外にも、「コンビニ」、「ミニショップ」、「カフェ」、「レストラン」などがキャンパス内にあり、学生、教職員、地域の皆様に憩いのスペースとして広く利用されています。

（※各ショップ等の営業時間は、長期休業中等は変更となります。）

●**「テラシス」**（理学部本館・2階）

営業時間：
平日 11：00～14：30
（土、日、祝日は休み）

●**「ミュージアムカフェ」**

営業時間：平日11：30～13：30
（土、日、祝日は休み）

●**「アクアカフェ」**

営業時間：平日11：30～13：30
（土、日、祝日は休み）

●**「コスタ」**（総合研究棟2）

営業時間：
平日8：00～17：00
（土、日、祝日は休み）

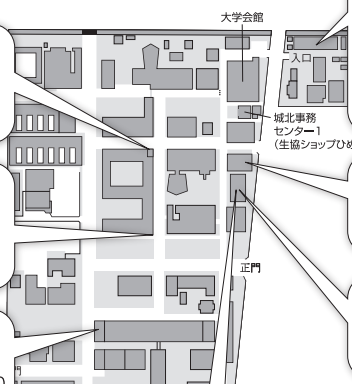

●**「愛大ショップえみか」**

営業時間：平日10：00～17：30
（土、日、祝日は休み）

●**「メイプル」**（校友会館）

営業時間：平日11：00～13：15
（土、日、祝日は休み）

●**「Freeny（フリーニ）」**（校友会館）

開放時間：平日10：00～17：30
（土、日、祝日は休み）
Learningスペースおよびメイプルで提供される食事場所としてご利用下さい。

V

キャンパスライフ

10 施設紹介

※新型コロナウイルスの状況によっては、営業時間等が変更になる場合があります。最新の情報は、愛媛大学生活協同組合のホームページにてご確認ください。
（https://ehimedas.com/）

重信キャンパス

コミュニティハウス

1階には、愛媛大学生協が運営しているカフェテリア食堂とショップがあります。食堂は全249席あります。ショップは旅行やPCの取扱いの他、聴診器や白衣などの教材も販売しています。また、医学書の専門店（新丸三書店）もあります。2階は学生の課外活動のため部屋が設けられています。なお、会議室・印刷室、談話室、共用室の使用手続き等の詳細は、医学部学務課に問い合わせてください。

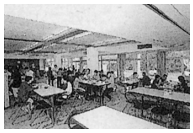

ミニショップ

医学部本館1階に「生協ミニショップ My Do!（マイドゥ）」があり、小さいながらも憩いの場としても親しまれています。

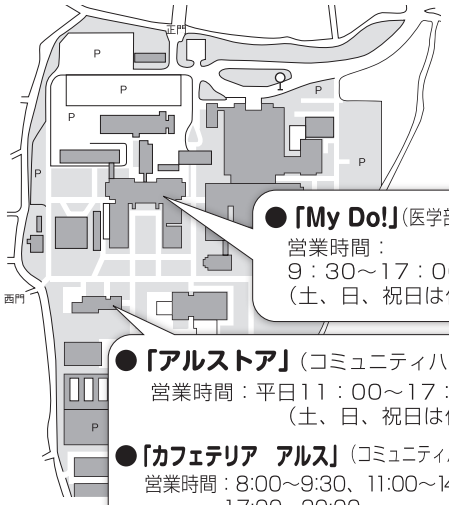

●「My Do!」（医学部本館）
営業時間：
9：30～17：00
（土、日、祝日は休み）

●「アルストア」（コミュニティハウス）
営業時間：平日11：00～17：00
（土、日、祝日は休み）

●「カフェテリア　アルス」（コミュニティハウス）
営業時間：8:00～9:30、11:00～14:00、17:00～20:00
（土、日、祝日は休み）

●「新丸三書店」（コミュニティハウス）
営業時間：平日　9：00～18：00
（土、日、祝日は休み）

樽味キャンパス

農学部会館

農学部会館1階には、230席ほどのカフェテリア食堂「AguShoku」とショップ「あぐりん」があり、愛媛大学生協が運営しています。また、理髪店も設置されています。

小さいながらも農学部関連の専門書を中心に品揃えされており、城北キャンパスと同様のサービスを提供しています。

農学部会館2階にはアクティブラーニングルーム1・2、コミュニケーションラウンジ、和室も設置され、学生の課外活動や催し物に活用されています。なお、使用手続き等の詳細は、農学部学務チームに問い合わせてください。

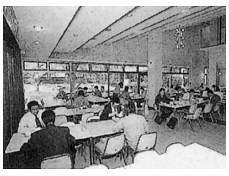

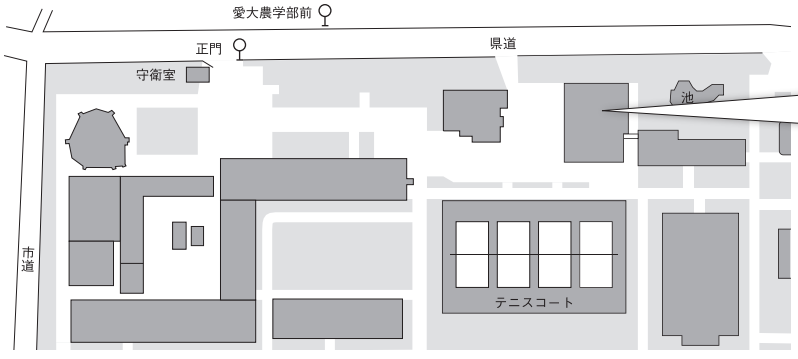

●「あぐりん」（農学部会館）
営業時間：
10：00～16：30
（土、日、祝日はお休み）

●「AguShoku」（農学部会館）
営業時間：
8：00～ 9：30
11：00～14：00
17：00～19：00
（土、日、祝日はお休み）

キャンパスライフ

10 施設紹介

(4) 図　書　館

①開館日、開館時間

館別＼曜日等	月曜日～金曜日	土曜日	祝日及び日曜日	授業がない期間		
				月曜日～金曜日	土曜日	祝日及び日曜日
中央図書館	8:40 ～ 22:00	9:30 ～ 20:00	9:30 ～ 20:00	8:40 ～ 19:00	（休館）	（休館）
医学部分館	9:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	（休館）	9:00 ～ 21:00	9:00～17:00	（休館）
農学部分館	9:00 ～ 20:00	9:00 ～ 13:00	（休館）	9:00 ～ 20:00	（休館）	（休館）

※上記以外の休館日：夏季一斉休業期間（ただし医学部分館は開館）、年末年始
※必要に応じ、臨時休館または開館時間の変更等がありますので、最新の開館時間は下記図書館ホームページの「お知らせ」や開館カレンダーを確認してください。

②利　用　案　内

利用項目	内　　容
入　　館	図書館へは必ず「学生証」を持参してください。 ※中央図書館は入館にも「学生証」が必要です。
図書の貸出	「学生証」と借りたい本をサービスカウンターへお持ちください。 ※図書の貸出冊数及び貸出期間〈10冊2週間〉 ※他に予約がない場合に限り1回のみ貸出延長可〈手続き時から2週間〉
調べ物相談（レファレンス）	資料の探し方、事項調査などの質問にお答えしています。
複　　写	セルフコピー機（モノクロ1枚10円、カラー1枚30～60円）が設置されています。
取り寄せ	必要な資料が愛媛大学にない場合は、学外機関から図書や複写物を取り寄せできます。
他図書館の訪問	他大学の図書館を利用する際は、手続きが必要な場合があるため、サービスカウンターへご相談ください。
図書館利用ガイダンス	新入生を対象に「新入生セミナー A、B」の授業でガイダンスを行っています。
講　　習　　会	文献, 情報の探し方などの講習会を実施しています。（要予約）
パソコン	「愛媛大学アカウント」で使用できるパソコンと蔵書検索（OPAC）専用パソコンがあり、全館で無線ネットワークも利用できます。 中央図書館のみipa（アイパ）専用のプリンタがあります。
学習室等	閲覧室やグループ学習室、視聴覚機器（DVDやビデオ等の視聴用）の設備があります。

③図　書　館　のホームページ

https://opac.lib.ehime-u.ac.jp/

ホームページで、できること

- 蔵書検索
- 本の予約
- 返却期限の延長
- 中央図書館グループ学習室の予約
- 電子書籍（電子ブック）、電子雑誌（電子ジャーナル）、新聞デジタル版を読む

他

［図書館HP　QRコード］

Ⅵ

キャンパスライフサポート

1 アルバイト

（1）松山学生アルバイト求人情報システム

アルバイト情報の検索・閲覧は、「愛ある！バイト」（松山学生アルバイト求人情報システムの愛称）を利用して行うことができます。「愛ある！バイト」は、愛媛大学、愛媛県立医療技術大学、聖カタリナ大学、松山大学、松山東雲女子大学及び人間環境大学の6大学（各併設短期大学含む）と松山学生雇用主協議会（2024年3月31日現在約210事業所）が共同運営しており、大学生にふさわしいアルバイト求人情報を提供しています。

問い合わせ先：松山学生雇用主協議会 ☎089-923-0434（月･水･木・金13：00～16：00）
info@m-arbeit.jp

①システムの利用にあたって

◆システムは、各自の責任において利用してください。
◆アルバイトをする場合は、学業や健康に支障のない範囲内で行ってください。
◆後でトラブルにならないように就労内容、条件をよく確認してください。
◆遅刻や無断欠勤をしないなど、働く者としてのモラルやマナーをしっかりと守ってください。
◆求人先を訪問する場合は、学生証を持参してください。（外国人留学生の方は、「学生証」のほかに「資格外活動許可書」を持参してください。）

②「アルバイト情報システム」の登録及び利用方法

◆新規登録（仮登録）

このシステムを利用するためには、登録が必要です。システムのWebサイト（https://m-arbeit.jp）（QRコード）にアクセスし、ガイドにしたがって、まず仮登録をしてください。

[松山学生アルバイト求人情報システムQRコード]▶

なお、本学のネットワークにつながっていないパソコンやスマートフォンの場合は、本学から付与された学生専用のメールアドレスが必要になります。

◆本登録

新規登録（仮登録）後、指定したメールアドレスにユーザーIDとパスワードが返信されますので、本登録の手続きを行ってください。（受信制限をかけている場合は、info@m-arbeit.jpのアドレスの解除、 またはm-arbeit.jpのドメインの解除を行ってください。）

◆アルバイト情報の検索･閲覧

本登録後、IDとパスワードを使ってログインし、アルバイト情報の検索･閲覧が可能になります。（ID･パスワードは他人に貸与しないようにしてください。）

◆希望する求人情報が見つかったら

各自が直接、その求人先に電話などで連絡し、申し込みをしてください。

（2）アルバイトを自分で探す場合の注意点

大学生活の中心が学業であることは言うまでもありません。アルバイトを選ぶ際には、学業と両立でき健康を損なわないアルバイトを選びましょう。賃金だけでなく、仕事の内容、勤務時間や雇用期間、勤務場所など雇用条件をよく確認し、自分に適したアルバイトを選ぶことが大切です。

また、トラブルを避けるために契約時には必ず労働条件を確認し、雇用契約書を交わしましょう。

契約する前に労働条件を文書で確認を!

・契約期間は? ・仕事をする場所と仕事の内容は? ・始業・終業時刻は?
・時間外労働の有無は? ・休日は? ・賃金は?

職種選びは慎重に!

自分の身を守るために、リスクを伴う高賃金の仕事、身体に危険な仕事、違法な仕事などは避ける必要があります。

Ⅵ

キャンパスライフサポート

2 就職のサポート

(1) 進路について

自分の将来像をイメージし、その実現に向けて取り組んでいくことはとても有意義なことです。目的や目標を定めて努力することは、就職に役立つばかりではなく、学生生活にも多くの実りをもたらしてくれることでしょう。

誰もがすぐに自分に合った目的や目標を定められるわけではありません。十分な時間をかけて、自分を振り返り、多くの人と交流しながら情報の収集に努めていくことが大切です。

(2) 就職について

就職先の分野は、主に「民間企業」「公務員」「教員」に分けられます。

いずれも就職志望先の採用選考スケジュールに合わせた対策に取り組む必要があり、できるだけ早い時期に活動を始めることをおすすめします。

就職活動を始めるためには、さまざまな準備が必要で、自己の適性や特徴などをよく理解した上で、業界や企業などを分析し、職種などの理解を深めていく必要があります。そのためにも、学内で実施される「就職支援プログラム」に積極的に参加してください。

(3) 就職支援プログラム

愛媛大学では、低年次から高年次の学生を対象にさまざまな就職支援プログラムを実施しています。

対　象	プログラム
1、2年次	・キャリア関連授業・キャリア支援セミナー　・進路相談（対面・電話）
3、4年次	・就職プレセミナー（就職ナビ登録説明会）　など ・就職ガイダンス（就職活動の効果的な進め方） ・就職セミナー（◆業界研究　◆企業研究　◆筆記試験対策と適性検査 ◆エントリーシート対策　◆就活マナー講座 ◆面接対策　◆ワークルールセミナー）　など ・OB･OG交流会 ・学内業界研究会、会社説明会 ・就職相談（対面・電話） ・公務員採用試験対策講座

（令和5年度実施）

(4) インターンシップ研修

学生がインターンシップ研修に参加する目的として次のことが挙げられます。

① 自分の職業適性や将来設計について考える機会を得られる。

② 職業意識が高められる。

③ 主体的に職業を選択する態度や姿勢が身につく。

例年、「大学コンソーシアムえひめ」の内、愛媛大学、松山大学、松山東雲女子大学、松山東雲短期大学及び聖カタリナ大学の5大学合同でインターンシップ・プログラムを実施しています。また、その他にも愛媛大学独自のインターンシップ活動があり、多数の学生が各企業・団体で就業体験を行っています。

インターンシップ研修に参加した学生からは、「仕事をして自信がついた」「進路に対する視野が広がった」「自分が将来働く姿をより明確に想像することができるようになった」などのアンケートが寄せられています。

Ⅵ

(5) 就職支援課の案内

キャンパスライフサポート

2 就職のサポート

就職支援課では、主に次のような就職支援をしています。

□就職ガイダンス、就職セミナー、キャリア支援セミナー

年間を通して就職ガイダンスやセミナーを数多く実施し、多くの学生が積極的に参加しています。就職活動関連資料の配付とともに就職活動に役立つ情報を数多く提供しています。（主にMoodleから申込や情報確認ができます）

□学内業界研究会・会社説明会

例年、学内やオンラインにて、業界研究会、会社説明会及び公務員説明会を実施しています。

各企業や官公庁の採用担当者から直接話を聞くことができる貴重な機会になっています。

□進路相談・就職相談

例年、多くの学生が進路や就職についての相談に就職支援課を訪れています。相談内容は、進路や職業についての質問から業界研究、エントリーシート、面接対策まで多岐にわたっており、キャリアアドバイザーが一人ひとりに合わせたきめ細かなアドバイスを行っています。オンラインによる面接練習や電話による相談も受け付けています。学外からでも様々な支援を受けることができます。

□テーマ別勉強会

例年、就職活動上の課題や問題点を１つ１つ解決していくための、テーマ別少人数の勉強会を実施しています。

□就職情報・求人情報

就職支援課には多くの就職情報が届いています。求人情報は地元企業はもとより、県外の有力企業から数多く寄せられており、それらの情報は「就職情報システム」（修学支援システムで検索）や求人ファイルで閲覧することができ、Moodleにも情報を掲載しています。また、就職関連書籍の貸し出しも行っています。

□各種講座

例年、就職支援課では愛媛大学生協と連携し、講座を開催しています。公務員採用試験対策講座は、毎年多くの学生が受講しています。

□愛媛大学合同企業説明会

企業の広報活動開始日に合わせて、愛媛大学構内で合同企業説明会を数日間開催しています。就職支援会社等が開催する説明会は様々な大学の学生が参加しますが、愛媛大学構内で開催する説明会は、愛媛大学の学生を採用したいと考える企業のみが出展します。100～200社がブースを展開し、毎年多くの学生が参加しています。

(6) 窓口案内

担当窓口		電話番号
教育学生支援部　就職支援課	〈城北キャンパス〉	089－927－9164
医学部学務課　学生生活チーム	〈重信キャンパス〉	089－960－5177
農学部事務課　学務チーム	〈樽味キャンパス〉	089－946－9659

愛媛大学就職支援・キャリア支援サイト　https://careersupport.info.ehime-u.ac.jp/

Ⅵ 3 授業料及び奨学金

(1) 授　業　料

①授業料の納付金額

学部学生、大学院学生	年　間　535,800円 前期分　267,900円　　後期分　267,900円
法文学部「夜間主コース」	年　間　267,900円 前期分　133,950円　　後期分　133,950円

※　在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から改定された授業料が適用になります。

②授業料の納付方法

授業料は、前期（納付期限４月末）と後期（納付期限10月末）に分けて納付することになっています。納付方法は、原則として口座引落になります。（大学窓口での現金収納は、行っておりません。）

口座引落

令和6年3月31日までに授業料の口座引落手続を完了した場合は、前期分授業料から自動的に届け出た口座から引落されます。

（令和5年度に愛媛大学に在籍し、引き続き大学院等に進学された方で、既に授業料の口座引落制度を利用されていた方は、銀行の口座に変更がない限り、令和6年度前期分の授業料から引落されます。）

〔口座引落日〕（令和6年度）

前期分	４月２６日（金）	後期分	１０月２８日（月）

※　口座引落日の前日までに必ず入金しておいてください。
※　残高不足のため口座引落しができなかった場合は、翌月に引落されます。
※　口座引落日は毎月26日です。26日が土・日・祝日の場合は、次の銀行の営業日に引落されます。事前に各学部の掲示板に掲示しますので、確認してください。

授業料の振込み

期日までに口座引落手続を完了できなかった方は、授業料免除又は徴収猶予を申請された方を除いて、大学から４月中旬及び10月中旬に振込依頼票を保証人（保護者）へ送付しますので、最寄りの銀行（ゆうちょ銀行を除く）の窓口で振込みをしてください。

入学後、前期中に口座引落手続をした場合は、令和6年度後期分授業料からの引落しとなります。

③授業料の納付期限

前期分	４月３０日（火）	後期分	１０月３１日（木）

※　納付期限までに授業料を納付できなかった場合、翌月初めに授業料の納付督促を各学部（研究科）の掲示板に掲示しますので、確認してください。

④授業料担当窓口

学　部	担当窓口	電話番号
法、教、社、理、工	財務部経理調達課経理チーム	089−927−8871
医	医学部経営管理課経理チーム	089−960−5148
農	農学部事務課学務チーム	089−946−9806

⑤授業料に関する問い合わせ先

財務部財務企画課出納チーム	089−927−9074、9077 suitou@stu.ehime-u.ac.jp

Ⅵ 3 授業料及び奨学金

(2) 授業料免除、徴収猶予制度及び授業料後払い制度

①授業料免除制度

＜2020年度以降入学の学部生＞
　以下の条件に該当する場合は、本人の申請に基づき選考の上、世帯の所得金額に応じて授業料の全額または一部が免除されることがあります。
(1)日本学生支援機構給付奨学金の採用者・申請中の者

＜大学院生及び2019年度以前入学の学部生＞
　以下の条件に該当する場合は、本人の申請に基づき選考の上、世帯の所得金額に応じて授業料の全額または一部が免除されることがあります。
(1)経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
(2)入学前１年以内に学資負担者が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことが認められる者

＜2020年度以降入学の私費外国人留学生で学部生の者＞
　以下の条件に該当する場合は、本人の申請に基づき選考の上、世帯の所得金額に応じて授業料の一部が免除されることがあります。
(1)経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者

※上記は令和5年2月時点の制度内容です。最新の情報および制度の詳細については、大学のホームページ(https://www.ehime-u.ac.jp/)を必ず確認するようにしてください。
※申請期間については、愛媛大学ホームページを確認してください。
（前期（年間）申請：3月上旬～3月末日予定、後期申請：9月中旬～9月末日予定）

愛媛大学ホームページ 》大学生活 》授業料・奨学金 》入学料免除および授業料免除等

※令和６年能登半島地震、東日本大震災により被災した者および平成30年豪雨等の大規模災害により被災した者で授業料免除を希望する者は、必ず学生生活支援課学生生活支援チーム(089-927-9169)までお問い合わせください。

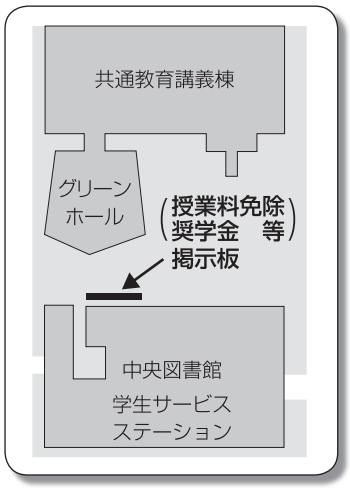

授業料免除に関する事項は、すべて事前に掲示板にてお知らせしますので、見落とさないようにして、必要な手続きを行ってください。

Ⅵ 3 授業料及び奨学金

②授業料徴収猶予制度

1）授業料の徴収を猶予する期間

2）申請方法等

経済的理由その他により、納付期限までに授業料の納付が困難であると認められた学生に対して、本人の申請に基づき授業料の徴収が猶予される制度があります。

〈前期分〉９月23日まで 〈後期分〉２月末まで
（ただし、猶予期間の最終日が祝日等の場合は、直前の平日となります。）

申請受付は、 学期ごとに実施します。
申請期間については、愛媛大学ホームページを確認してください。
（前期申請：3月上旬～3月末日予定、後期申請：9月中旬～9月末日予定）
申請書は、 愛媛大学のホームページからダウンロードしてください。

③授業料後払い制度

「授業料後払い制度」について令和6年度入学の大学院生（修士課程、博士前期課程、専門職学位課程に限る）から、授業料後払い制度を実施する予定です。詳細は決まり次第愛媛大学ホームページに掲載します。

愛媛大学ホームページ 》大学生活 》授業料・奨学金 》入学料免除および授業料免除等

④授業料免除・徴収猶予に関する問い合わせ先

学部等、大学院	担当窓口	電話番号
法文学部、教育学部、社会共創学部、理学部、工学部、SSC、農学部（１回生）、法文学研究科、教育学研究科、理工学研究科、人文社会科学研究科、地域レジリエンス学環	学生生活支援課	089-927-9169
医学部、 医学系研究科、 医農融合公衆衛生学環	医学部学務課	089-960-5177
農学部（２回生以上）、 農学研究科	農学部事務課学務チーム	089-946-9806
連合農学研究科	農学部連合農学研究科チーム	089-946-9910

(3) 奨学金

①日本学生支援機構(http://www.jasso.go.jp/)の奨学金

1）奨学金種類と募集時期

種類			月額	募集時期
大学	貸与	第一種奨学金[無利子]	自宅通学：2万円、 3万円、 4.5万円から選択 ※最高月額は、 別途審査が必要です。	4月上旬に申込説明会を実施します。 詳細についてはHP及びp47の日程を確認してください。
			自宅外通学：2万円、 3万円、 4万円、 5.1万円から選択 ※最高月額は、別途審査が必要です。	
		第二種奨学金[有利子]	2万円～12万円の間で、 1万円単位で選択	
		入学時特別増額貸与奨学金[有利子]	10万円、 20万円、 30万円、 40万円、 50万円 上記金額から選択（初回振込時に一括振込） ※第一種又は第二種と合わせて申し込む必要があります。	
	給付奨学金		自宅通学：9,800円～33,300円	
			自宅外通学：22,300円～66,700円	
大学院	貸与	第一種奨学金[無利子]	修士課程：5万円、 8.8万円から選択	4月中に申請書を配付します。 詳細についてはHP及びp47の日程を確認してください。
			博士課程：8万円、 12.2万円から選択	
		第二種奨学金[有利子]	5万円、 8万円、 10万円、 13万円、 15万円から選択	
		入学時特別増額貸与奨学金[有利子]	10万円、 20万円、 30万円、 40万円、 50万円 上記金額から選択（初回振込時に一括振込） ※第一種又は第二種と合わせて申し込む必要があります。	

※学力基準および世帯収入基準の両方を満たしている者が奨学金を受けることができます。
※給付奨学金の採用者は、 決定された区分に応じて申請により入学料免除及び授業料免除が受けられます。
手続きについては愛媛大学のホームページを確認してください。
愛媛大学ホームページ》大学生活》授業料･奨学金》入学料免除および授業料免除
※給付奨学金の受給者は第一種奨学金の貸与額に制限があります。
※奨学金を受けられる期間は、 正規課程の最短修業年限となります。

2）緊急・応急採用・家計急変採用（定期外採用）

在学中に、 主たる家計支持者の失職、 死亡又は破産等の特別な事情により、 家計が急変した場合は、 年間を通じて奨学金を申請することができます。

ただし、 その事実が発生した月から12か月以内（家計急変採用は原則3か月以内）に申請することが必要ですので、申請を希望する場合は、 速やかに担当窓口へ申し出てください。

Ⅵ 3 授業料及び奨学金

3) 奨学金貸与中の異動手続き

奨学金を受けている期間に休学、留学、連帯保証人の住所変更等の「異動」があった場合は、大学を通じて日本学生支援機構への手続きが必要ですので、速やかに担当窓口へ申し出てください。

4) 奨学金の年間予定表

説明会の日程や必要な手続きなど奨学金に関する事項は、事前に愛媛大学奨学金HP及び掲示板にてお知らせしますので、見落としのないように注意してください。なお、年度によって日程が異なる場合があります。

日程	事項	対象者
4月上旬	予約採用候補者への説明会	予約採用候補者（※1）
4月上旬~5月下旬	進学届等の提出	
4月1日 ～4月下旬	在学届の提出	学部で奨学金を受給していた者が、大学院へ進学した場合 留年し、卒業又は修了できなかった者
4月上旬	在学採用（※2） 申込説明会〈申請書配付〉	奨学金を新たに希望する者 〈予約採用候補者で種別変更を希望する者を含む〉
5月中旬	予約採用者決定説明会等 〈奨学生証・返還誓約書の交付〉	予約採用候補者のうち、採用された者 （初回振込が4月の者）
	在学採用申請書提出締切	在学採用申請者のうち、スカラネット（※3）に入力した者
6月上旬 又は6月下旬	予約採用者決定説明会 〈奨学生証等・返還誓約書の交付〉	予約採用候補者のうち、採用された者 （初回振込が5月又は6月の者）
7月下旬	在学採用者決定説明会 〈奨学生証等・返還誓約書の交付〉	在学採用申請者のうち、採用された者
11月中旬	返還説明会	年度末で満期（貸与終了）となる者 〈主に3月に卒業、修了予定の者〉
1月中旬	特に優れた業績による返還免除申請受付	年度中に貸与終了となる大学院第一種奨学生 （早期修了者・辞退者等含む。）
12月中旬 ～1月下旬	奨学金継続願の申請	奨学生全員 （3月卒業・修了予定の者を除く。）

（※1） 進学前に手続きを行い、「大学等奨学生採用候補者」となった者。
（※2） 大学、大学院に入学後、奨学金を申請・採用されること。（成績・経済状況の審査あり。）
（※3） 奨学金申請者が、自身の申請データをインターネットで入力するシステム。

②地方公共団体、民間育英会の奨学金

学業成績優秀で、かつ経済的に修学が困難な人に対して奨学金が貸与又は給付されます。

奨学金の募集は、主に2月から5月中旬にありますが、申請資格、申請の手続き等は奨学団体によって異なりますので、その都度、掲示板（P45参照）にてお知らせします。

③奨学金の担当窓口

学部等、大学院	担当窓口	電話番号
法文学部、教育学部、社会共創学部、理学部、工学部、ＳＳＣ、農学部（1回生）、法文学研究科、教育学研究科、理工学研究科、人文社会科学研究科	学生生活支援課	089-927-9168
医学部、医学系研究科、医農融合公衆衛生学環	医学部学務課	089-960-5177
農学部（2回生以上）、農学研究科	農学部事務課学務チーム	089-946-9806
連合農学研究科	農学部連合農学研究科チーム	089-946-9910

※ 手続きに必要な書類が多くあるため、期日に余裕を持って申請してください。

Ⅵ 4 各種保険及び共済

(1) 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

この保険は、教育研究活動中及び通学中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に補償するものです。

なお、この保険の詳しい内容は、入学時に配付しました「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

学研災ホームページ： http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm

①保険料の支払い

入学手続きの際に、後援会費及び同窓会費等の諸経費に含めて修業年限分の保険料（P49参照）を大学に支払うように求めています。

なお、修業年限を超えて在学する場合は、改めて保険料の支払いが必要です。

②加入手続き等に関する問い合わせ先

学生生活支援課（089-927-9169）

③保険請求等に関する担当窓口

学生生活支援課（医学部は医学部学務課、農学部は農学部事務課学務チーム）

④保険金の支払い

1) 保険金が支払われる場合

1．正課中
2．学校行事に参加している間
3．「1．2．」以外で学校施設内にいる間
4．学校施設内外で大学に届け出た課外活動（※）を行っている間
5．通学中・学校施設等相互間の移動中

※ 「課外活動」とは、大学の認めた学生団体の管理下で行う文化・体育活動をいいます。

2) 保険金が支払われない場合

1．故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害など。
2．無資格運転、酒酔い運転による傷害など。
3．山岳登はん、スカイダイビング等の危険なスポーツを行っている間など。

3) 補償内容及び補償額

補償内容	正課、学校行事	課外活動、大学施設内、通学
死亡保険金	2,000万円	1,000万円
後遺障害保険金	120万円～3,000万円	60万円～1,500万円
医療保険金	治療日数１日以上 3,000円～	治療日数14日以上 30,000円～ （※通学中、 施設間移動中、 正課中･学校行事中･課外活動中以外で学校施設にいる間 4日以上 6,000円～）
入院加算金（180日を限度）	１日につき4,000円	１日につき4,000円

Ⅵ 4 各種保険及び共済

⑤保険料

学部等、研究科	保険期間	保険料
法文学部（昼）、教育学部、社会共創学部、理学部、工学部、農学部、SSC	4年	3,300円
法文学部（夜）	4年	1,400円
医学部（看護学科）	4年	3,370円
医学部（医学科）	6年	4,800円
法文学研究科、教育学研究科、理工学研究科（博士前期課程）農学研究科、人文社会科学研究科	2年	1,750円
医学系研究科（修士課程）	2年	1,790円
医学系研究科（博士課程）	4年	3,370円
理工学研究科（博士後期課程）、 連合農学研究科	3年	2,600円

（注）1. 休学や留年によって所定の修業年限を超えた場合は、保険期間が切れ、補償が受けられませんので改めて加入してください。
2. 編入学生の保険料は、編入学後の修業年限の保険料となります。保険料については、各学部（研究科）の担当窓口（P12参照）にお問い合わせください。

(2) 学研災付帯賠償責任保険

この保険は、正課、学校行事、課外活動又はその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものです。

この保険の詳しい内容は、入学時に配付しました「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。

①加入手続き

必要に応じて、教育支援課の各学部チーム（医学部は医学部学務課、農学部は農学部事務課学務チーム）で加入手続きをしてください。
（注）入学手続きの際に、諸経費に含まれている学部等もあります。

②加入条件

本学に在学し、**『学生教育研究災害傷害保険』に加入していることが条件**です。
※　この保険のみの加入はできません。

③保険請求等に関する担当窓口

学生生活支援課（医学部は医学部学務課、農学部は農学部事務課学務チーム）

④補償内容及び保険料

課外活動 ＼ 補償内容	[Aコース]	[Bコース]
	学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）	インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターン賠」）
	正課、学校行事及びその往復（Bコースの活動内容を含む）	正課、学校行事、課外活動として行われるインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、学校行事としてのボランティア活動及びその往復
支払限度額	対人賠償と対物賠償と合わせて1事故につき1億円程度（免責金額0円）	
保険料（1年間）	340円	210円

Ⅵ

キャンパスライフサポート

4 各種保険及び共済

(3) 学研災付帯学生生活総合保険

学生生活全般に補償範囲を広げた※**任意加入**の保険です。
※　加入を希望する学生は、入学前にご自身で手続きを行ってください。
加入申込書は、入学手続きの際に配付した入学案内に同封しております。
また入学後も加入することができます。パンフレットは、学生生活支援課の窓口でも配付しています。

①加入タイプと保険料

（※詳しくはパンフレットでご確認ください。）

ご加入タイプ			自宅から通学の学生（一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。）			一人暮らしの学生		
保険金額	1	個人賠償責任(※1)	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2	死亡・後遺障害(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3	入院・通院(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
		入院・通院(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4	救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5	育英費用(※4) ケガ	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
		学資費用(※4)(※5) ケガ	50万円	50万円		50万円	50万円	
		学資費用(※4)(※5) 病気	50万円	対象外		50万円	対象外	
	6	生活用動産(※6)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
	7	借家人賠償責任(※6)				300万円	300万円	300万円
		地震・噴火・津波によるケガも補償	↓	↓	↓	↓	↓	↓
保険料（卒業までの一括払）		天災危険補償特約あり	おすすめ！ Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	おすすめ！ Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
		2028年3月卒業予定者（4年間分保険料）	56,610円	41,220円	36,790円	62,600円	47,210円	42,780円
		2027年3月卒業予定者（3年間分保険料）	40,210円	31,260円	28,300円	44,800円	35,850円	32,890円
		2026年3月卒業予定者（2年間分保険料）	25,670円	21,560円	19,800円	28,880円	24,770円	23,010円
		2025年3月卒業予定者（1年間分保険料）	13,190円	12,120円	11,310円	15,030円	13,960円	13,150円

（＊1）情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。
（＊2）教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
（＊3）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
（＊4）独立生計の学生はお選びいただけません。C・Fタイプをお選び下さい。
（＊5）学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
（＊6）**一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。**

保険期間	卒業予定年次に応じて
4年間（2028年3月卒業予定者）	2024年4月1日（午前0時）より2028年4月1日（午後4時）まで4年間
3年間（2027年3月卒業予定者）	2024年4月1日（午前0時）より2027年4月1日（午後4時）まで3年間
2年間（2026年3月卒業予定者）	2024年4月1日（午前0時）より2026年4月1日（午後4時）まで2年間
1年間（2025年3月卒業予定者）	2024年4月1日（午前0時）より2025年4月1日（午後4時）まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。
詳細については学生生活総合保険相談デスクまでお問い合わせください。

②加入条件

本学に在学し、**『学生教育研究災害傷害保険』に加入していることが条件**です。
※　この保険のみの加入はできません。
詳細は、**学生生活総合保険相談デスク**に直接お問い合わせください。

お問い合わせ先
〒104-0033 東京都中央区新川1−8−6　秩父ビルディング6階
0120-811-806 <土、日、祝日を除く。9：30〜17：00>
お問い合わせフォーム（https://www.web-tac.co.jp/form/uni-inquiry.html）

Ⅵ 4 各種保険及び共済

(4) 学生総合共済・学生賠償責任保険〈大学生協〉

学生総合共済は、本学の約70%の学生が加入しています。学生組合員で発効日の年齢が満34歳以下の方が加入できます。

《CO･OP学生総合共済》(以下「学生総合共済」という)

契約引受団体日本コープ共済生活協同組合連合会
学生総合共済は「学生どうしのたすけあい制度」で愛媛大学生協が取り扱っています。
困った時に全国の加入者の掛金から共済金をお支払いします。
学生総合共済は、学生生活の24時間を病気もケガも保障します。

《学生賠償責任保険》・《学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)》

〈引受保険会社〉三井住友海上火災保険株式会社(幹事)、〈取扱代理店〉株式会社大学生協保険サービス
大学生協がおすすめする、他人への賠償と一人暮らしの保険、学生生活のさまざまな「もしも」にそなえる学生組合員専用の保険です。

①保障内容

《CO･OP学生総合共済》G1200コース

加入できる年齢(発効日の年齢)/満34歳以下　保障の終了日/卒業予定年月の末日(最長満35歳の満期日まで)

病気・ケガ	入院	1日目から360日分	日額10,000円
	長期入院	270日以上連続した入院(1回の入院について1回のみ)	60万円
	手術	共済事業規約に定める支払い対象手術を受けた場合 入院・通院の支払限度額日数を超えた後の手術も対象	1回の手術につき50,000円
	学業復帰支援臨時費用	重度後遺障害を負って復学した場合	共済期間(1年)につき1回100万円
	重度後遺障害	病気・事故問わず重度後遺障害となった場合 ※障害の程度に応じて金額が変わります。	最高600万円
ケガ	通院	事故日から180日以内、1日目から90日分(固定具保障を含みます) 固定具を装着した場合、10日分の通院があったものとみなします。	(固定具保障) 1事故につき 定額20,000円 日額2,000円
	事故後遺障害	事故日から2年以内の所定の後遺障害状態 ※障害の程度に応じて金額が変わります。	最高600万円
こころ	こころの早期対応保障	精神疾患の診療を受けたとき	共済期間(1年)につき1回10,000円
本人死亡	死亡	学生本人が死亡した場合(病気・事故問わず)	100万円
	事故死亡	学生本人が事故により死亡した場合(事故日から2年以内)	上記にプラス50万円
親扶養者の死亡	親扶養者死亡・親扶養者重度障害	病気・事故問わず親・扶養者が死亡または重度障害となった場合	50万円
	親扶養者事故死亡・親扶養者事故重度障害	扶養者が事故により死亡または事故により重度障害となった場合 お支払い後に変更された扶養者も対象 (事故日から2年以内)	500万円

《学生賠償責任保険》19H

学生賠償責任保険	日常生活での他人に対する賠償責任保障1事故最高3億円まで(示談交渉サービス付・国内のみ)
	●国内、海外での日常生活における賠償事故(アルバイト中、インターンシップ中も含む)
	●国内、海外での正課の講義、行事、実習における賠償事故
	＊自動車、バイク(原付含む)による第三者への賠償責任は対象外です。

《学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)》19HK ※寮に入る方はこちらに加入してください。

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)	●借家人賠償責任保障　1事故最高1,000万円まで(示談交渉サービス付き)
	●家財保障　火災・水ぬれなどによる家財保障　1事故最高200万円まで 破損・汚損保障　1事故最高50万円まで(免責金額10,000円) 家財・自転車盗難保障　1事故最高50万円まで 現金盗難保障　1敷地内につき10万円まで 臨時費用　損害保険金の10%(1事故1敷地内ごとに最高20万円まで)
	●修理費用保障　借用住宅修理費用保障　1事故最高15万円まで 水道管修理費用保障　1事故1敷地内ごとに最高10万円まで
	●父母駆けつけ費用保障(救援者費用)　10万円まで

②共済の掛金と学生賠償責任保険の保険料

1年間の掛金・保険料(保険料は4月29日までに払い込んだ場合)

CO･OP学生総合共済(G1200コース)	学生賠償責任保険(19H)	学生賠償責任保険(19HK)
14,400円	1,800円	8,500円

2年目からは、契約時に登録いただいた金融機関の口座から毎年掛金・保険料を振替えることにより、卒業予定年まで自動継続します。

※　これは保障の概略を示したものです。詳細や加入方法は、愛大生協からご案内する「加入手続きのご案内」「CO･OP学生総合共済パンフレット」でご確認ください。

〈問い合わせ先〉

愛媛大学生活協同組合　TEL089-924-2503
城北キャンパス　：ショップカウンター(平日10：00～17：00)
医学部、農学部キャンパス：各ショップカウンター(平日10：00～17：00)

Ⅵ 5 学生宿舎・学生寮の紹介及び住居の斡旋

(1) 御幸学生宿舎

御幸学生宿舎は、城北キャンパスの西方約2㎞に位置し、学生に経済的な居住空間と良好な勉学環境を提供することを目的として設置されています。

宿舎施設は、鉄筋コンクリート造で、1階に食堂と売店を備えたフードショップを有し、バス、トイレ、ミニキッチン、冷蔵庫、机、ベッド、エアコン等を備えた個室(男子225室、女子177室、留学生70室)となっており、男女各1室は車椅子対応の居室となっています。各居室にインターネットの配線が設置されており、所定の会社と契約(有料)が必要となります。また、各階にはコインランドリー(1回200~300円)が設置されていますのでご利用ください。

○寄宿料　月額　男子A棟16,000円(11.7㎡)　　男子B棟20,000円(13.44㎡)
　　女子C、D棟20,000円(13.68㎡)
○共益費　月額2,000円(食費・光熱水料等を除く)
○保証金(退去時の清掃費含む)　43,000円(入居時に徴収します。精算後、差額が出れば、後日返金します。追加徴収の場合もあります。)

問い合わせ先：　教育学生支援部学生生活支援課　☎089-927-9099

(2) あいレジデンス(医学部学生宿舎)

あいレジデンス(医学部学生宿舎)は、重信キャンパス内に位置し、医学部学生等に経済的な居住空間と良好な勉学環境を提供することを目的として設置されています。

この宿舎は、鉄筋コンクリート4階建で、バス(洗面付)、トイレ、洗濯機パン、ミニキッチン、クローゼット、エアコン等を備えた個室(60室)となります。各居室にインターネットの配線が設備されていますが、所定の会社との契約(有料)が必要となります。また、1階にはコインランドリーが設置されていますので、ご利用ください。

○寄宿料　月額22,000円(20.5㎡)　　○共益費　月額2,000円(変更の可能性あり)
○清掃費　20,000円(退去時の清掃代として入居時に徴収します。)

問い合わせ先：　医学部学務課　☎089-960-5177

(3) 住居の斡旋

愛媛大学生活協同組合では、年間を通じて宅建法に基づいた安心して住むことができるマンション・アパート等の斡旋事業(組合員還元：防災グッズプレゼント、入居後の住生活相談含む)を行っています。

家賃(共益費込)と設備の関係

△･･･稀に付帯　○･･･付帯の場合あり　◎･･･ほぼ付帯

	3.0万円~	3.5万円~	4.0万円~	4.5万円~	5.0万円~	5.5万円~
新築					○	◎
室内洗濯機		△	△	○	◎	◎
独立洗面化粧台			△	○	◎	◎
温水洗浄便座		△	○	◎	◎	◎
風呂･トイレ別室		△	○	◎	◎	◎
エントランスオートロック				△	◎	◎
TVモニターフォン		△	○	○	◎	◎
エレベータ			△	○	○	○
部屋の広さ	物件による(安くても広い部屋あり)				8畳~	

問い合わせ先：愛媛大学生活協同組合　☎089-924-2503　https://ehimedas.com

Ⅵ

キャンパスライフサポート

6 窓口案内

(1) 相　談　窓　口

本学では、学生の皆さんが、学生生活、課外活動、友人関係、健康管理、履修方法、進路などで直面する疑問・不安・悩みに対して、気軽に相談できるように「学生生活担当教員及び様々な相談窓口」を設けています。相談に関する内容は秘密が厳守されますので、気軽に相談してください。

相談内容	相談窓口	場　所	時　間 (土、日、祝日を除く)	電話番号 E-mail/ ホームページアドレス
学生生活全般	学生何でも相談窓口	学生生活支援課 (学生サービスステーション・1階西側)	対面・電話相談 8：30～17：00 メールによる相談 24時間	089-927-9099 nandemo@stu.ehime-u.ac.jp メールを受けてからの対応は 平日8：30～17：00となります
	WEB何でも相談窓口 (学生限定)		24時間	※「大学のホームページ」から 利用してください。 入力を受けてからの対応は 平日8：30～17：00となります
	スチューデント・サポート・スペース	学生生活支援課 (学生サービスステーション・1階西側)	8：30 ～ 17：00	089-927-8909 nandemo@stu.ehime-u.ac.jp
健康相談	総合健康センター	愛大ミューズ・1階南棟	受　付 8：30～16：30	089-927-9193 https://hoken.hsc.ehime-u.ac.jp s_kenko@stu.ehime-u.ac.jp
	総合健康センター重信分室	医学部管理棟1階	受　付 9：30～15：30	089-960-5074 https://hoken.hsc.ehime-u.ac.jp s_kenko@stu.ehime-u.ac.jp
人権問題全般	人権問題相談窓口	就業環境推進室	8：30～17：15	089-927-9036 sodan2@stu.ehime-u.ac.jp
進路・就職全般	就職支援課	就職支援課	8：30 ～ 17：15	089-927-9164 career@stu.ehime-u.ac.jp
学習相談 自習教材の提供	スタディ・ヘルプ・デスク (学習支援室)	共通講義棟 A西側	13：00 ～ 18：00	089-927-8909 nandemo@stu.ehime-u.ac.jp https://www.ehime-u.ac.jp/campus_life/study-help-desk/

(2) メンタルヘルスケア専門家の相談

(※相談を希望する場合は、事前に受付窓口へ連絡してください。)

学　部	受付窓口・連絡先等		
法文学部	事務室　TEL：089-927-9321 電話することが困難な場合は法文学部本館3階の事務室までお越し下さい。		
教育学部	総務チーム	TEL：089-927-9371	edsoumu@stu.ehime-u.ac.jp
社会共創学部	社会共創学部チーム	TEL：089-927-9019	crigakum@stu.ehime-u.ac.jp
理学部	総務チーム	TEL：089-927-9551	scishomu@stu.ehime-u.ac.jp
医学部	学務課学生生活チーム	TEL：089-960-5177	mgakusei@stu.ehime-u.ac.jp
工学部	工学部チーム	TEL：089-927-9690	kougakum@stu.ehime-u.ac.jp
農学部	学務チーム	TEL：089-946-9806	agrgakum@stu.ehime-u.ac.jp

《 愛媛大学ホームページ 》

[URL] http://www.ehime-u.ac.jp/

[QRコード]

Ⅶ 転学部、転学科、他大学・他学部受験及び進学

(1) 転　学　部

他の学部に転学部を希望する者があるときは、選考（試験）の上、許可される制度があります。

転学部の選考は、必ず実施するわけではないので、詳細については、転学部を希望する学部の担当窓口（P12参照）に問い合わせてください。

(2) 転　学　科

所属する学部内で他の学科（課程）へ転学科（転課程）を希望する場合は、所属する学部の担当窓口（P12参照）で「転学科（課程）試験の実施の有・無及び実施内容等」を問い合わせてください。

(3) 他大学・他学部受験

他大学に入学を志願するとき又は本学の他学部に改めて入学を志願するときは、所属する学部の担当窓口（P12参照）で「他大学・他学部受験願」を受け取って必要事項を記入の上、提出してください。その際、保証人及び学生生活担当教員（法文学部は、「指導教員」）の承認が必要です。

(4) 進　学

本学の大学院に進学を希望する場合は、希望する研究科の担当窓口（P12参照）に問い合わせてください。なお、各研究科の試験の実施概要（前年度）は、次のとおりです。

〈※令和5年度実施分〉

学部等	試験区分	募集要項発表日	出願期間	試験日	合格発表日
人文社会科学研究科	8月実施	6/21	7/13～7/19	8/27	9/14
	2月実施	6/21	12/14～12/19	2/12	2/27
教育学研究科	9月実施	5/11	7/31～8/4	9/11	9/21
	11月実施		10/16～10/20	11/23	12/8
	2月実施※1		1/15～1/19	2/20	3/7
	2月実施※2		2/5～2/14	2/27	3/7
医学系研究科（看護学専攻・博士前期）	1次募集	6/14	8/16～8/20	9/9	10/6
	2次募集				
医学系研究科（看護学専攻・博士後期）	1次募集	6/14	8/16～8/20	9/9	10/6
	2次募集				
医学系研究科（医学専攻）	1次募集	8/4	10/2～10/13	11/8	12/6
	2次募集	12/15	1/22～1/26	2/14	3/8
理工学研究科（博士前期課程）	推薦入学特別選抜(4月入学)	5/10	6/6～6/9	7/8	7/18
	一般選抜(4月入学)		7/18～7/25	8/23	9/4
	総合型選抜（4月入学）		随時（5/29～1/19の間）	出願者に個別に通知	通常、試験終了後2週間以内に合格通知書を送付
	総合型選抜（9月入学）		随時（5/29～7/31の間）	出願者に個別に通知	通常、試験終了後2週間以内に合格通知書を送付
理工学研究科（博士後期課程）	一般選抜(4月入学)	5/10	7/18～7/25	8/23又は24	9/4
	総合型選抜（4月入学）		随時（5/29～1/19の間）	出願者に個別に通知	通常、試験終了後2週間以内に合格通知書を送付
	総合型選抜（9月入学）		随時（5/29～7/31の間）	出願者に個別に通知	通常、試験終了後2週間以内に合格通知書を送付
農学研究科	1次募集	6/8	7/24～7/28	8/24、8/25	9/7
	2次募集	11/6	12/11～12/15	1/25、1/26	2/9
連合農学研究科	1次募集	6/1	7/12～20	8/21～25	9/1
	2次募集	11/20	1/17～22	2/14～16	3/1
地域レジリエンス学環	4月入学	4/4	6/2～6/8	7/2	7/20
医農融合公衆衛生学環	4月入学 1次募集	6/1	7/18～7/23	出願者に個別に通知	9/15
	4月入学 2次募集	9/25	11/13～11/20	出願者に個別に通知	1/23

※1 教育実践高度化専攻（教育実践開発コース、教科領域コース、特別支援教育コース）、心理発達臨床専攻（一般選抜）

※2 教育実践高度化専攻（リーダーシップ開発コース）

Ⅷ 学籍異動

(1) 休　　学

病気その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができない場合は、休学することができます。

休学する場合は、休学開始日前に休学願を大学に提出し、「休学許可」を得なければなりません。休学願には、学生生活担当教員（法文学部及び大学院は「指導教員」）の所見、保証人の承認が必要ですので、早めに所属学部（研究科）の担当窓口に申し出てください。休学手続が遅れると授業料の納付義務が発生しますので、注意してください。

①休学の留意点

◆休学期間中は、授業及び試験を受けることはできません。
◆休学期間は、1年を超えることはできませんが、特別の事情がある場合は休学期間の延長が許可されることがあります。
◆休学した期間が、2か月以上にわたるときは、修業年限に算入されません。なお,大学院生及び平成27年度以前に入学した学部学生については,休学した期間が3か月以上にわたるときは,修業年限に算入されません。
◆休学期間は、通算して4年（修士（博士前期）課程にあっては2年、医学系研究科医学専攻博士課程にあっては4年、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては3年）を超えることはできません。

②休　学　手　続

◆休学をしようとするときは、必ず保証人及び学生生活担当教員等と十分相談してください。
◆「休学願」を所属する学部（研究科）の担当窓口（P12参照）で受け取り、必要事項を記入し、保証人及び学生生活担当教員等の承認印を得た後、授業料担当窓口（P44参照）で「授業料納付証明印」及び学生生活支援課で「奨学事務担当者照合印」を得て、提出してください。
◆休学する理由が、病気・体調不良の場合は医師の「診断書」を、留学する場合は「海外渡航情報登録」を行ってください。（修学支援システム＞左サイドメニュー「海外渡航情報登録」＞「新規渡航情報登録」）

③休学する場合の授業料の取扱い

休学期間	「休学願」受理日	授業料の取扱い
前学期（4月1日～9月23日）	～3月31日	前学期分の授業料が全額免除
	4月1日～4月30日	1か月分（4月分）の授業料納付、5か月分（5月～9月分）が免除
	5月1日～	前学期分の授業料を全額納付
後学期（9月24日～3月31日）	～9月23日	後学期分の授業料が全額免除
	9月24日～10月31日	1か月分（10月分）の授業料納付、5か月分（11月～3月分）が免除
	11月1日～	後学期分の授業料を全額納付
前学期、後学期（4月1日～3月31日）	～3月31日	前学期、後学期分の授業料が全額免除
	4月1日～4月30日	1か月分（4月分）の授業料納付、11か月分（5月～3月分）が免除
	5月1日～9月23日	前学期分の授業料を全額納付 後学期分の授業料が全額免除

※クォーターで休学する場合の授業料の取扱い
学期開始前又は授業料納付期限（前学期4月30日、後学期10月31日）までに休学が許可された場合は、1日も在学しない月の授業料は免除されます。
授業料納付期限後に休学が許可された場合は、当該学期の授業料は全額納付する必要があります。

Ⅷ 学籍異動

(2) 復学

①休学期間が満了して復学する場合

休学期間満了日までに所属する学部（研究科）の担当窓口（P12参照）へ「復学する意思」を連絡し、「復学届」を提出してください。

②休学期間中に休学理由が止んで復学する場合

所属する学部（研究科）の担当窓口（P12参照）へ「復学願」を提出してください。
なお、復学した場合は、復学した月から当該学期末までの授業料を納付してください。

(3) 退学

①退学手続

◆退学をしようとする場合は、必ず保証人及び学生生活担当教員（法文学部及び大学院は、「指導教員」）と十分相談してください。
◆「退学願」を所属する学部（研究科）の担当窓口（P12参照）で受け取り、必要事項を記入し、保証人及び学生生活担当教員等の承認を得た後、授業料担当窓口（P44参照）で「授業料納付証明印」及び学生生活支援課で「奨学事務担当者照合印」を得て、提出してください。
◆退学する理由が、病気・体調不良の場合は、医師の「診断書」を添付してください。
◆学期末（9月、3月）に退学しようとする場合は、早め（9月又は3月上旬）に願い出てください。

②退学する場合の授業料の取扱い

◆退学を願い出る者は、必ず、その学期の授業料を納付していなければなりません（休学中の者を除く）。

(4) 除籍

次の事項に該当する場合は、学則に基づいて「除籍」になります。
◆授業料の納付を怠る者
◆在学期間（修業年限の2倍の年数）を超えた者
◆通算して4年（修士（博士前期）課程は2年、医学系研究科医学専攻博士課程は4年、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程は3年）の休学期間を超えてなお復学できない者
◆長期にわたり行方不明の者
◆入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者、半額の免除が許可になった者又は徴収猶予が許可になった者が、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないとき

Ⅸ 学則等

1 愛媛大学学則

（平成16年4月1日 規則第1号）

目次

第１章　総則
　第１節　目的等（第１条～第３条）
　第２節　教育研究組織等（第４条）
　第３節　収容定員（第５条）
第２章　学部通則
　第１節　学年、学期及び休業日（第６条～第８条）
　第２節　修業年限及び在学期間（第９条・第10条）
　第３節　教育課程及び履修方法（第11条～第28条）
　第４節　入学（第29条～第40条）
　第５節　休学、留学、退学等（第41条～第45条）
　第６節　卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）
　第７節　教育職員免許（第49条）
　第８節　賞罰（第50条・第51条）
　第９節　研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び
　　外国人留学生（第52条～第57条）
　第10節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）
第３章　厚生補導（第71条・第72条）
第４章　大学運営組織（第72条の２）
第５章　公開講座等（第73条・第74条）
第６章　雑則（第75条）
附則

第１章　総　則

第１節　目的等

（目的）

第１条　愛媛大学（以下「本学」という。）は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

２　本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価等）

第２条　本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第１項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　本学は、前項の点検及び評価並びに学校教育法第109条第２項及び第３項の規定に基づく認証評価等の結果を踏まえ、本学の教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

３　第１項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第３条　本学は、学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

２　本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第２節　教育研究組織等

（学科、課程）

第４条　本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

法文学部	人文社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
社会共創学部	産業マネジメント学科
	産業イノベーション学科
	環境デザイン学科
	地域資源マネジメント学科
理学部	理学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	工学科
農学部	食料生産学科
	生命機能学科
	生物環境学科

Ⅸ 1 愛媛大学学則

（教育研究実施組織）
第４条の２　本学は、教育研究上の目的を達成するため、各学部に、別表１のとおり、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。
２　本学は、前項の教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該学部の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

第３節　収容定員

（収容定員）
第５条　各学部の収容定員は、次のとおりとする。

学　部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次	
法文学部	人文社会学科	人		人	人
	昼間主コース	275		10	1,120
	夜間主コース	90		20	400
	計	365		30	1,520
教育学部	学校教育教員養成課程	160			640
	計	160			640
社会共創学部	産業マネジメント学科	70			280
	産業イノベーション学科	25			100
	環境デザイン学科	35			140
	地域資源マネジメント学科	50			200
	計	180			720
理学部	理学科	225			900
	計	225			900
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855
工学部	工学科	530		10	2,140
	計	530		10	2,140
農学部	食料生産学科	70		5	290
	生命機能学科	45		2	184
	生物環境学科	55		3	226
	計	170		10	700
合　計		1,785	5	60	7,475

第2章　学部通則

第１節　学年、学期及び休業日

（学年）
第６条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
（学期）
第７条　学年を分けて次の２学期とする。
前学期　４月１日から９月23日まで
後学期　９月24日から翌年３月31日まで
２　前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
（休業日）
第８条　休業日は、次のとおりとする。
日曜日
土曜日（法文学部の夜間主コースを除く。）

Ⅸ 1 愛媛大学学則

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
夏季休業　　８月７日から９月30日まで
開学記念日　11月11日
冬季休業　　12月24日から翌年１月７日まで

２　前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

第２節　修業年限及び在学期間

（修業年限）

第９条　修業年限は、４年とする。ただし、医学部医学科にあっては、６年とする。

２　前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得し本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の２分の１を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

（在学期間）

第10条　在学期間は、修業年限の２倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科にあっては、１年次、２年次及び３年次において６年(第36条の２の規定により第２年次に編入学した者の２年次及び３年次においては４年)並びに４年次、５年次及び６年次において６年を超えることができないものとし、医学部看護学科にあっては、１年次及び２年次において４年並びに３年次及び４年次において４年を超えることができないものとする。

第３節　教育課程及び履修方法

（授業科目の区分）

第11条　授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

２　共通教育科目及び専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

（教育課程の編成方針）

第12条　卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

２　教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

３　先進的・学際的研究領域の次世代を担う優れた人材を養成することを目的として、第１項に規定する教育課程とは別に、教育課程を設けることができる。

（連携開設科目）

第12条の2　本学が、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条第１項の規定にかかわらず、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条の２に基づき、他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすものとする。

（教育課程の編成方法）

第13条　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（教職に関する専門教育科目）

第14条　教育職員免許状を受ける資格を得させるため、教育学部以外の学部においても、教職に関する専門教育科目を設けることができる。

（履修方法）

第15条　学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法は、各学部規程の定めるところによる。

（履修科目の登録の上限）

第16条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

２　前項の別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（連携開設科目に係る単位の認定）

第16条の２ 学生が第12条の２に規定する連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第17条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第25条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

3　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条第２項及び第４項並びに第25条第１項及び第25条の２第１項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第18条　学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2　前項の規定により計画的な履修が認められた者の修業年限は、第９条第１項に規定する修業年限に、４年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3　第１項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第９条第１項に規定する修業年限の２倍の年数に、４年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

（単位計算方法）

第19条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第22条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

2　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の授与及び成績判定）

第20条　授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与えるものとする。

2　授業科目の成績は、原則として、秀、優、良、可又は不可の５種の評語をもって表わし、秀、優、良及び可を合格とする。

（成績評価基準等の明示等）

第21条　各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（授業の方法）

第22条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（授業期間）

第22条の２　１年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

（他学部の授業科目の履修）

第23条　学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第24条　本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生を他の大学又は短期大学に派遣の上、授業科目を履修させることができる。

2　前項の規定により、学生が修得した単位は、第17条第１項及び第２項並びに第25条第１項及び第25条の２第１項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

3　第１項の規定により、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

4　第１項から前項までの規定は、学生が、外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第25条　本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2　前項の規定により与えることのできる単位数は、第17条第１項及び第２項並びに前条第２項及び第４項並びに次条第１項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

（休学期間中の授業科目の履修等）
第25条の２　本学が、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条第１項及び第２項並びに第24条第２項及び第４項並びに第25条第１項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
（外国人留学生に関する授業科目等の特例）
第26条　第57条に規定する外国人留学生に対しては、第11条に規定する共通教育科目として、留学生対象科目を開設する。
２　外国人留学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法については、第15条の規定にかかわらず、別に特例を定める。
（外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例）
第27条　前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要がある場合に準用する。
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第28条　本学又は各学部は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第４節　入学

（入学の時期）
第29条　入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入学させることができる。
（入学資格）
第30条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(8)　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学の出願）
第31条　本学に入学を志願する者は、所定の期間に入学願書に別に定める書類及び第58条第１項に規定する検定料を添えて学長あてに願い出なければならない。
（入学者の選考）
第32条　前条の入学志願者については、入学者の受入れに関する方針に基づき、別に定める公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。
（入学手続）
第33条　前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第59条第１項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第66条第１項及び第２項の規定により入学料の免除又は第67条第１項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納付に代えるものとする。
（入学許可）
第34条　学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。
（編入学）
第35条　次の各号の一に該当する者で、編入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
(1)　大学を卒業した者
(2)　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
(3)　学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第７条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
(4)　修業年限４年以上の大学に在学し、相当の単位を修得した者

Ⅸ 1 愛媛大学学則

(5)　学校教育法施行規則第100条の２に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
(6)　学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
(7)　外国において学校教育における14年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
(8)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
(9)　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第１項に規定する者に限る。）
２　前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、第３号に掲げる者にあっては、毎学年の始めとする。
３　第１項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。
（第３年次編入学）
第36条　前条に定めるもののほか、第５条に定める第３年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。
(1)　大学を卒業した者
(2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者
(3)　修業年限４年以上の大学に２年以上在学し、相当の単位を修得した者
(4)　学校教育法施行規則第100条の２に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
(5)　学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
(6)　外国において学校教育における14年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
(7)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
(8)　外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第１項に規定する者に限る。）
２　前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
３　第１項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。
（医学部医学科第２年次編入学）
第36条の２　第35条に定めるもののほか、第５条に定める医学部医学科の第２年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。
(1)　大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
(2)　学校教育法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者（学士（医学）の学位を授与された者を除く。）
(3)　大学院（修士課程又は博士課程）を修了した者
(4)　外国において学校教育における16年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
２　前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
３　第１項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。
（再入学）
第37条　本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
２　前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
３　第１項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。
（編入学及び再入学の出願手続等）
第38条　第35条から前条までに規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び入学手続等については、第31条及び第33条の規定を準用する。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

（転学部）
第39条　本学の一の学部の学生で他の学部に転学部を志願する者があるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が転学部を許可することがある。
2　前項の規定により転学部を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。
（入学許可の取消）
第40条　第33条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

第5節　休学、留学、退学等

（休学）
第41条　学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、学部長の許可を得て休学することができる。
2　前項の休学は、1年を超えることができない。
3　前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は連続して3年を越えることができない。
4　疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、学部長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。
5　休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、学部長の許可を得て復学することができる。
6　休学が2か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。
7　休学した期間は、これを第10条に規定する在学期間に算入しない。
8　休学期間は、通算して4年を超えることができない。
（留学）
第42条　学生が、第24条の規定に基づき、外国の大学又は外国の短期大学に留学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。
2　前項の規定により留学した期間は、第9条に規定する修業年限及び第10条に規定する在学期間に算入するものとする。
（退学）
第43条　学生が退学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。
（受験許可）
第44条　学生が他の大学に入学を志願するとき、又は本学の他の学部に改めて入学を志願するときは、学部長を経て学長の受験許可を得なければならない。
（除籍）
第45条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。
(1)　第10条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第8項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
(2)　長期にわたり行方不明の者
(3)　授業料の納付の義務を怠る者
(4)　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部の免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第6節　卒業の認定及び学位の授与

（卒業）
第46条　所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定する。
2　前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第22条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。ただし、卒業の要件となる単位数が124単位(医学部医学科にあっては、188単位)を超える学部にあっては、その超える単位数を60単位に加えて認定する。
3　第1項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第16条の2の規定により修得したものとみなす単位数は、30単位を超えないものとする。
4　第1項に規定する卒業の認定には、学部の定めるところにより、GPA（Grade Point Average）の基準を満たすことを卒業要件に加えることができる。
5　卒業させる時期は、各学期の終わりとする。
（早期卒業）
第47条　本学が別に定めるところにより、学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該学部規程の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定することができる。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

（学位）
第48条　卒業者には、学士の学位を授与する。
2　学位の授与については、別に定める。

第7節　教育職員免許
（教育職員免許）
第49条　教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。
2　前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる学部及び学科又は課程ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表2のとおりとする。

第8節　賞罰
（表彰）
第50条　学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。
2　学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。
（懲戒）
第51条　本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。
2　懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。
3　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者
(3)　本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
4　停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

第9節　研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生
（研究生）
第52条　大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者があるときは、学部の授業及び研究、又は国立大学法人愛媛大学基本規則（以下「基本規則」という。）第30条に定める機構等及び基本規則第31条に定める学内施設（以下「機構等・学内施設」という。）の研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
2　研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。
（科目等履修生及び聴講生）
第53条　本学の授業科目中、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部又は教育・学生支援機構が行う授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として学部長又は教育・学生支援機構長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
2　科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。
3　科目等履修生に対する単位の授与については、第20条の規定を準用する。
（特別聴講学生）
第54条　他の大学若しくは短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。）又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、別に定めるところにより、特別聴講学生として学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
（受託研究生等）
第55条　公共機関等から受託研究生等として受入れの依頼があったときは、学部の授業及び研究、又は機構等・学内施設の研究に妨げのない限り、選考の上、受託研究生等として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が受入れを許可することがある。
（研究生等に関する規程）
第56条　研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生等に関する規程は、別に定める。
（外国人留学生）
第57条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

2　外国人留学生については、第5条に規定する収容定員の定員外とすることができる。
3　外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第10節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第58条　検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。
2　受理した検定料は、返還しない。
3　前項の規定にかかわらず、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときは、当該納付した者の申出により検定料相当額の一部を返還する。
4　第2項の規定にかかわらず、個別学力検査において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り、学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合に、第1段階目の選抜の不合格者が第2段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出た場合は、当該検定料相当額を返還する。

（入学料）

第59条　入学料の額は、料金規則に定める額とする。
2　受理した入学料は、返還しない。
3　前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

（授業料）

第60条　学生は、授業料を納付しなければならない。
2　授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の2期に分けてそれぞれの年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。
前期　　4月１日から9月23日まで
納付期　4月１日から4月30日まで
後期　　9月24日から翌年3月31日まで
納付期　9月24日から10月31日まで
3　前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
4　授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。
5　受理した授業料は、返還しない。
6　前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学を許可された時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学を開始する月の翌月（休学を開始する日が月の初日のときは、休学を開始する日の属する月）以降の授業料相当額を返還する。
7　第5項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。
8　第2項から前項までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、授業料の納付及び返還の取扱いについて、別に定めるところによることができる。

（復学の場合の授業料）

第61条　復学した者の授業料の額は、月割額に復学当月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学当月に納付しなければならない。

（学年中途卒業の場合の授業料）

第62条　学年の中途で卒業する者の授業料の額は、月割額に在学する月数を乗じて得た額をその当初の月に納付しなければならない。

（退学及び除籍の場合の授業料）

第63条　退学する者又は除籍され、若しくは退学を命ぜられた者についても、その期の授業料を徴収する。

（停学の場合の授業料）

第64条　停学を命ぜられた者についても、その期間中の授業料は徴収する。

（寄宿料）

第65条　寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。
2　寄宿料の額は、料金規則に定める額とし、入寮当月から退寮当月までの間、毎月当月分を所定の日までに納付するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料については、その開始前に納付しなければならない。
3　受理した寄宿料は、返還しない。

（検定料の免除）

第65条の2　特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。
2　検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

（入学料の免除）
第66条　特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。
2　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）第8条第1項に定める授業料等減免対象者として認定された者については、入学料の全額又は一部を免除することがある。
3　入学料の免除の取扱いについては、別に定める。
（入学料の徴収猶予）
第67条　次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。
(1)　経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者
(2)　入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期眼までに納付が困難であると認められる者
(3)　その他やむを得ない事情があると認められる者
2　前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日まで、9月入学者については2月末日までとする。
3　入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。
（授業料の免除等）
第68条　次の各号の一に該当する者については、授業料を免除することがある。
(1)　経済的理由により納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者
(2)　休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者
(3)　修学支援法第8条第1項に定める授業料等減免対象者として認定された者
(4)　その他学長が特に必要と認める者
2　経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難な者又はやむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予することがある。
3　特別の事情があると認められる者に対しては、授業料の月割分納を許可することがある。
4　授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。
（寄宿料の免除）
第69条　死亡した者、行方不明等の理由により除籍された者又は災害の理由により納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することがある。
2　寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。
（研究生等の検定料、　入学料及び授業料）
第70条　研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。
2　研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。
3　国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校の学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。
4　国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校以外の大学、短期大学若しくは高等専門学校（以下「公私立等の大学等」という。）又は外国の大学若しくは外国の短期大学（以下「外国の大学等」という。）の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。
5　前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学等又は外国の大学等との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生については、授業料を徴収しない。

第３章　厚生補導

（厚生補導組織）
第71条　本学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、教育・学生支援機構、基本規則第19条の規定により置く厚生補導に関する委員会、総合健康センター及び教育学生支援部からなる厚生補導組織を編制する。
（厚生補導施設等）
第72条　本学に、大学会館等の厚生補導施設及び寄宿舎(以下「厚生補導施設等」という。)を置く。
2　厚生補導施設等に関する規程は、別に定める。

第４章　大学運営組織

（大学運営組織）
第72条の2　本学は、第4条の2に規定する教育研究実施組織及び第71条に規定する厚生補導組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、本学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、次の各号に掲げる組織からなる大学運営組織を編制する。
(1)　基本規則第19条から第21条の17までに規定する組織
(2)　基本規則第30条に規定する機構等
(3)　基本規則第25条に規定する業務組織

Ⅸ 1 愛媛大学学則

第５章　公開講座等

（公開講座）

第73条　公開講座は、教授会の議を経て随時にこれを開設する。

2　公開講座に関する科目等については、その都度これを定める。

3　公開講座の講習料については、別に定める。

（特別の課程の履修証明）

第74条　本学は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2　前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　雑則

第75条　この学則に定めるもののほか、本学の学部に関し必要な事項は、各学部が別に定める。

附　則

1　この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2　平成16年3月31日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、卒業、修了、学位等については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成16年6月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附　則

この学則は、平成16年12月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成16年12月8日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2　理学部の数理科学科、物質理学科及び生物地球圏科学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

3　平成17年度から平成19年度までの理学部の各学科の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	数学科	50	100	150
	物理学科	50	100	150
	化学科	52	104	156
	生物学科	43	86	129
	地球科学科	30	60	90
	（従前の学科）			
	数理科学科	150	100	50
	物質理学科	285	190	95
	生物地球圏科学科	240	160	80
	計	900	900	900

附　則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附　則

この学則は、平成17年7月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附　則

この学則は、平成17年10月12日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2　平成17年度以前に入学した者に係る授業科目の成績の評語については、改正後の第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2　平成18年3月31日に本学に在学する者の授業科目の区分については、改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附　則

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

附　則

1　この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2　平成18年度以前に入学した者に係る在学期間については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2　平成19年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			
	昼間主コース	1,040	1,040	1,040
	夜間主コース	440	420	400
	人文学科			
	昼間主コース	460	460	460
	夜間主コース	180	200	220
	計	2,120	2,120	2,120

3　改正後の第58条第3項の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附　則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年7月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2　平成20年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員
法文学部	総合政策学科		
	昼間主コース	1,050	1,060
	夜間主コース	410	380
	人文学科		
	昼間主コース	460	460
	夜間主コース	200	220
	計	2,120	2,120

3　教育学部の障害児教育教員養成課程、生活健康課程及び情報文化課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

4　平成20年度から平成22年度までの教育学部の各課程の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程	400	400	400
	特別支援教育教員養成課程	20	40	60
	総合人間形成課程	60	120	180
	スポーツ健康科学課程	20	40	60
	芸術文化課程（従前の課程）	110	100	90
	障害児教育教員養成課程	60	40	20
	生活健康課程	120	80	40
	情報文化課程	90	60	30
	計	880	880	880

Ⅸ 1 愛媛大学学則

5　平成20年3月31日に法文学部人文学科及び教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2　平成21年度から平成34年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成21年度	100	570	160	830	1,780	7,450
平成22年度	100	580	160	840	1,780	7,460
平成23年度	100	590	160	850	1,780	7,470
平成24年度	100	600	160	860	1,780	7,480
平成25年度	100	610	160	870	1,780	7,490
平成26年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成27年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成28年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成29年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成30年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成31年度	95	610	155	870	1,775	7,490
平成32年度	95	605	155	865	1,775	7,485
平成33年度	95	600	155	860	1,775	7,480
平成34年度	95	595	155	855	1,775	7,475

3　平成21年度から平成23年度までの法文学部の総合政策学科昼間主コース、同学科夜間主コース及び人文学科昼間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			
	昼間主コース	1,070	1,080	1,090
	夜間主コース	360	320	300
	人文学科			
	昼間主コース	470	480	490
	夜間主コース	220	240	240
	計	2,120	2,120	2,120

4　平成21年3月31日に法文学部総合政策学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2　平成21年度以前に入学した者に係る履修科目の登録の上限については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2　平成22年度の医学部医学科の第3年次編入学定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、5人とし、平成22年度以前に入学した第3年次編入学生に係る修業年限、在学期間、教育課程、履修方法、卒業等については、なお従前の例による。

3　平成22年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成22年度	107	592	167	852	1,787	7,472
平成23年度	107	609	167	869	1,787	7,489
平成24年度	107	626	167	886	1,787	7,506
平成25年度	107	643	167	903	1,787	7,523
平成26年度	107	660	167	920	1,787	7,540
平成27年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成28年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成29年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成30年度	102	662	162	922	1,782	7,542
平成31年度	102	657	162	917	1,782	7,537
平成32年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成33年度	95	633	155	893	1,775	7,513
平成34年度	95	621	155	881	1,775	7,501
平成35年度	95	609	155	869	1,775	7,489
平成36年度	95	602	155	862	1,775	7,482

4　平成22年3月31日に医学部看護学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附　則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2　平成27年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成27年度	110	670	170	930	1,790	7,550
平成28年度	110	673	170	933	1,790	7,553
平成29年度	110	676	170	936	1,790	7,556
平成30年度	105	674	165	934	1,785	7,554
平成31年度	105	672	165	932	1,785	7,552
平成32年度	95	660	155	920	1,775	7,540
平成33年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成34年度	95	630	155	890	1,775	7,510
平成35年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成36年度	95	605	155	865	1,775	7,485

附　則

1　この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2　法文学部の総合政策学科及び人文学科、教育学部の総合人間形成課程、スポーツ健康科学課程及び芸術文化課程並びに農学部の生物資源学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

3　平成28年度から平成30年度までの法文学部、教育学部、社会共創学部及び農学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

学　部	学科・課程	平成28年度 総定員	平成29年度 総定員	平成30年度 総定員
法文学部	人文社会学科			
	昼間主コース	275	550	835
	夜間主コース	90	180	290
	（従前の学科）			
	総合政策学科			
	昼間主コース	830	560	280
	夜間主コース	220	160	80
	人文学科			
	昼間主コース	375	250	125
	夜間主コース	190	140	70
	計	1,980	1,840	1,680
教育学部	学校教育教員養成課程	440	480	520
	特別支援教育教員養成課程	80	80	80
	（従前の課程）			
	総合人間形成課程	180	120	60
	スポーツ健康科学課程	60	40	20
	芸術文化課程	60	40	20
	計	820	760	700
社会共創学部	産業マネジメント学科	70	140	210
	産業イノベーション学科	25	50	75
	環境デザイン学科	35	70	105
	地域資源マネジメント学科	50	100	150
	計	180	360	540
農　学　部	食料生産学科	70	140	215
	生命機能学科	45	90	137
	生物環境学科	55	110	168
	（従前の学科）			
	生物資源学科	530	360	180
	計	700	700	700

4　平成28年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成28年度	1,770	7,533
平成29年度	1,770	7,516
平成30年度	1,765	7,474
平成31年度	1,765	7,432
平成32年度	1,755	7,420
平成33年度	1,755	7,405
平成34年度	1,755	7,390
平成35年度	1,755	7,375
平成36年度	1,755	7,365

5　平成27年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第41条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2　平成30年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成30年度	110	679	170	939	1,770	7,479
平成31年度	110	682	170	942	1,770	7,442
平成32年度	95	670	155	930	1,755	7,430
平成33年度	95	655	155	915	1,755	7,415
平成34年度	95	640	155	900	1,755	7,400
平成35年度	95	625	155	885	1,755	7,385
平成36年度	95	610	155	870	1,755	7,370

附　則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附　則

1　この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2　理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科及び地球科学科並びに工学部の機械工学科、電気電子工学科、環境建設工学科、機能材料工学科、応用化学科及び情報工学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

3　平成31年度から平成33年度までの理学部及び工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学　部	学科・課程	平成31年度	平成32年度	平成33年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	理学科	225	450	675
	（従前の学科）			
	数学科	150	100	50
	物理学科	150	100	50
	化学科	156	104	52
	生物学科	129	86	43
	地球科学科	90	60	30
	計	900	900	900
工学部	工学科	500	1,000	1,510
	（従前の学科）			
	機械工学科	270	180	90
	電気電子工学科	240	160	80
	環境建設工学科	270	180	90
	機能材料工学科	210	140	70
	応用化学科	270	180	90
	情報工学科	240	160	80
	（学科共通）	20	20	10
	計	2,020	2,020	2,020

4　平成31年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成31年度	1,770	7,442
平成32年度	1,755	7,430
平成33年度	1,755	7,415
平成34年度	1,755	7,400
平成35年度	1,755	7,385
平成36年度	1,755	7,370

5　平成31年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和2年4月1日から施行する。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

2　教育学部の特別支援教育教員養成課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

3　令和2年度から令和4年度までの教育学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和２年度	令和３年度	令和４年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程（従前の課程）	580	600	620
	特別支援教育教員養成課程	60	40	20
	計	640	640	640

4　令和2年度から令和8年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和2年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和3年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和4年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和5年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和6年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和7年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和8年度	95	610	155	870	1,755	7,370

5　令和2年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2　改正後の第33条の規定は、令和2年度入学者から適用する。

附　則

1　この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2　令和3年3月31日に農学部食料生産学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2　令和4年度から令和9年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和4年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和5年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和6年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和7年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和8年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和9年度	95	610	155	870	1,755	7,370

3　令和4年3月31日に農学部生命機能学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2　令和5年度から令和10年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

Ⅸ 1 愛媛大学学則

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和5年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和6年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和7年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和8年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和9年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和10年度	95	610	155	870	1,755	7,370

3　令和5年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

1　この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2　令和6年度から令和8年度までの工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学　部	学科・課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		総定員	総定員	総定員
工学部	工学科	2,050	2,080	2,110
	計	2,050	2,080	2,110

3　令和6年度から令和 11 年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和6年度	110	685	170	945	1,800	7,475
令和7年度	95	670	155	930	1,785	7,490
令和8年度	95	655	155	915	1,785	7,505
令和9年度	95	640	155	900	1,785	7,520
令和10年度	95	625	155	885	1,785	7,505
令和11年度	95	610	155	870	1,785	7,490

別表１（第４条の２関係）

学部	教育研究実施組織	
	学科･課程※	業務組織等
法文学部	人文社会学科	法文学部事務課
教育学部	学校教育教員養成課程	教育学部事務課 城北地区技術部
社会共創学部	産業マネジメント学科	社会共創学部事務課
	産業イノベーション学科	
	環境デザイン学科	
	地域資源マネジメント学科	
理学部	理学科	理学部事務課 城北地区技術部
医学部	医学科	医学部各課 重信地区技術部
	看護学科	
工学部	工学科	工学部事務課 城北地区技術部
農学部	食料生産学科	農学部事務課 農学部技術室
	生命機能学科	
	生物環境学科	

※教育課程を構成する教員で編制する。

別表２（第49条第２項関係）

学部	学科・課程	免許状の種類	教科
法文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、工業、英語、情報
		特別支援学校教諭一種免許状 （聴覚障害者に関する教育の領域） （知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）	
理学部	理学科	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、理科
医学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	理科、情報、工業
農学部	食料生産学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業
	生命機能学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業
	生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科、農業

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

平成16年４月１日
規則第２号

目次

第１章　総則（第１条～第８条）
第２章　教員組織（第９条）
第３章　収容定員（第10条）
第４章　学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間（第11条～第15条）
第５章　教育課程等（第16条～第27条）
第６章　入学（第28条～第40条）
第７章　休学、留学、退学及び除籍（第41条～第44条）
第８章　課程の修了要件及び学位の授与（第45条～第53条）
第９章　教育職員免許（第54条）
第10章　賞罰（第55条・第56条）
第11章　研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（第57条～第61条）
第12章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第62条～第69条）
第13章　特別の課程の履修証明(第70条)
第14章　厚生補導（第71条）
第15章　大学運営組織（第72条）
第16章　雑則（第73条）
附則

第１章　総則

（目的）

第1条　愛媛大学大学院（以下「本学大学院」という。）においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2　本学大学院は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価等）

第2条　本学大学院は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学大学院の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2　本学大学院は、前項の点検及び評価並びに学校教育法第109条第2項及び第3項の規定に基づく認証評価等の結果を踏まえ、本学大学院の教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

3　第1項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条　本学大学院においては、研究科若しくは専攻又は学環（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号。以下「設置基準」という。）第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。）ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2　本学大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

（課程、専攻）

第4条　本学大学院の各研究科の修士課程、教職大学院の課程及び博士課程の別は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、医学系研究科看護学専攻及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2　各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。

研究科	修士課程・教職大学院の課程・博士課程の別		専攻
人文社会科学研究科	修士課程		法文学専攻 産業システム創成専攻
教育学研究科	修士課程		心理発達臨床専攻
	教職大学院の課程		教育実践高度化専攻
医学系研究科	博士課程		医学専攻
	博士課程	博士前期課程	看護学専攻
		博士後期課程	看護学専攻

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

研究科	修士課程・教職大学院の課程・博士課程の別		専攻
理工学研究科	博士課程	博士前期課程	理工学専攻
		博士後期課程	理工学専攻
農学研究科	修士課程		食料生産学専攻 生命機能学専攻 生物環境学専攻
連合農学研究科	博士課程		生物資源生産学専攻 生物資源利用学専攻 生物環境保全学専攻

備考　連合農学研究科の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。

3　本学大学院の各学環の修士課程及び博士課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	修士課程・博士課程の別
医農融合公衆衛生学環	修士課程
地域レジリエンス学環	修士課程

（教育研究実施組織）

第4条の2　本学大学院は、教育研究上の目的を達成するため、各研究科及び各学環に、別表1のとおり、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2　本学大学院は、前項の教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該研究科及び当該学環の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

（連合農学研究科の教育研究の実施）

第5条　連合農学研究科の教育研究は、愛媛大学（以下「本学」という。）、香川大学及び高知大学の協力により実施するものとする。

（学環の教育研究の実施）

第5条の2　学環の教育研究は、本学大学院に置かれる二以上の研究科（以下「連係協力研究科」という。）との緊密な連係及び協力により実施するものとする。

2　各学環の連係協力研究科は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	連係協力研究科
医農融合公衆衛生学環	医学系研究科
	農学研究科
地域レジリエンス学環	人文社会科学研究科
	教育学研究科
	医学系研究科
	理工学研究科
	農学研究科

第6条　削除

（修士課程）

第7条　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

（教職大学院の課程）

第7条の2　教職大学院の課程は、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（博士課程）

第8条　博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

第2章　教員組織

（教員組織）

第9条　研究科の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、研究科ごとに設置基準に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。ただし、教職大学院の課程にあっては、「授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）」とあるのは「授業」と、「設置基準」は「専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）」と読み替えて適用するものとする。

（学環の教員組織）

第9条の2　学環の授業及び研究指導は、学環ごとに設置基準に定める資格を有する教員（以下この条において「有資格教員」という。）が担当し、又は分担するものとする。

2　学環に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、第5条の2第2項に規定する連係協力研究科の有資格教員がこれを兼ねることができるものとする。

第3章　収容定員

（収容定員）

第10条　研究科専攻及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻		収容定員	
			入学定員	総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻		人 12 b(1)	人 24 b(2)
	産業システム創成専攻		8 b(1)	16 b(2)
	計		20 b(2)	40 b(4)
教育学研究科	心理発達臨床専攻		10	20
	教育実践高度化専攻		40	80
	計		50	100
医学系研究科	博士課程	医学専攻	30	120
	博士前期課程	看護学専攻	12 a(2)	24 a(4)
	博士後期課程	看護学専攻	2	6
理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻	270 b(2)	540 b(4)
	博士後期課程	理工学専攻	23	69
農学研究科	食料生産学専攻		26 a(1) b(1)	52 a(2) b(2)
	生命機能学専攻		23	46
	生物環境学専攻		23 a(2) b(1)	46 a(4) b(2)
	計		72 a(3) b(2)	144 a(6) b(4)
連合農学研究科	生物資源生産学専攻		9	27
	生物資源利用学専攻		4	12
	生物環境保全学専攻		4	12
	計		17	51
医農融合公衆衛生学環			5	10
地域レジリエンス学環			6	12
合計			496	1,094

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

備考
1　この表における合計数は、学環の収容定員を除いた数とする。
2　医農融合公衆衛生学環の収容定員は、医学系研究科及び農学研究科の収容定員の内数とし、aを付した括弧内の数字をその内訳とする。
3　地域レジリエンス学環の収容定員は、人文社会科学研究科、理工学研究科及び農学研究科の収容定員の内数とし、bを付した括弧内の数字をその内訳とする。

第４章　学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間

（学年）
第11条　学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
（学期）
第12条　学年を分けて次の2学期とする。
前学期　4月１日から9月23日まで
後学期　9月24日から翌年3月31日まで
（休業日）
第13条　休業日は、次のとおりとする。
日曜日及び土曜日
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
夏季休業　　8月７日から9月30日まで
開学記念日　11月11日
冬季休業　　12月24日から翌年1月7日まで
2　前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。
（標準修業年限）
第14条　修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。
2　医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、4年とする。
3　医学系研究科看護学専攻博士課程及び理工学研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
4　連合農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。
（在学期間）
第15条　在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第５章　教育課程等

（教育課程の編成方針）
第16条　修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し」とあるのは「授業科目を開設し」と読み替えて適用するものとする。
2　教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
（教育方法）
第17条　研究科及び学環の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。
（教育方法の特例）
第17条の2　本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。ただし、教職大学院にあっては、「授業又は研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。
（授業の方法）
第18条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2　前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3　第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
第18条の2　教職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

（授業期間）

第18条の3　1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

（履修方法）

第19条　第17条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科又は各学環において定める。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法」とあるのは「授業科目の内容、単位数及び履修方法」と読み替えて適用するものとする。

2　学生は、他の研究科、学環及び学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属研究科長又は所属学環長を経て、当該研究科長、当該学環長又は当該学部長の許可を得なければならない。

（単位計算方法）

第20条　前条第1項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第18条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第21条　本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第25条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第25条の3第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第21条の2　本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学教職大学院に入学した後の本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学教職大学院において修得した単位以外のものについては、第25条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める46単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第22条　学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2　前項の規定により計画的な履修が認められた者の標準修業年限は、第14条に規定する標準修業年限に、2年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3　第1項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第14条に規定する標準修業年限の2倍の年数に、2年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

（単位の授与）

第23条　授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

2　単位の認定は、担当教員が行う。

（成績評価基準等の明示等）

第24条　各研究科及び各学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

2　各研究科及び各学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「学修の成果及び学位論文」とあるのは「学修の成果」と読み替えて適用するものとする。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

（他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第25条　本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第25条の3第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第21条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3　前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

第25条の2　本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学教職大学院が修了要件として定める46単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第21条の2第1項の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める46単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

3　前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（休学期間中の授業科目の履修等）

第25条の3　本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第25条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとし、第21条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（他の大学の大学院等における研究指導）

第26条　本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生を当該大学の大学院又は研究所等に派遣の上、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程（以下「修士課程」という。）の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第27条　本学大学院、研究科又は学環は、学生に対する教育の充実を図るため、本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と、「研修及び研究」とあるのは「研修」と読み替えて適用するものとする。

（連携協力校）

第27条の2　本学教職大学院は、第45条の2第1項に規定する実習その他本学教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

第6章　入学

（入学の時期）

第28条　入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入学させることができる。

2　前項ただし書の規定にかかわらず、入学する学年の9月24日から9月30日までに、次条から第31条までに定める入学の資格を得た者の入学の時期は、10月1日とする。

（修士課程及び教職大学院の課程の入学資格）

第29条　修士課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(7)　専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(8)　文部科学大臣の指定した者
(9)　学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(10)　本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
(11)　大学に3年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
(12)　外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
(13)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
(14)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

（医学系研究科医学専攻博士課程の入学資格）

第30条　医学系研究科医学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1)　大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
(2)　外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
(4)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
(5)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(8)　本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(9)　大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
(10)　外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
(11)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

(12) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

（博士後期課程及び連合農学研究科博士課程の入学資格）

第31条　博士後期課程及び連合農学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

(2)　外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第32条　本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類及び第62条第1項に規定する検定料を添えて学長あてに願い出なければならない。

（入学者の選考）

第33条　前条の入学志願者については、入学者の受入れに関する方針に基づき、別に定める公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。

（入学手続）

第34条　前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第63条第1項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第66条の規定により入学料の免除又は第67条の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって入学料の納付に代えるものとする。

（入学許可）

第35条　学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

（編入学）

第36条　他の大学の大学院の学生で本学大学院に編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2　前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3　第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て当該研究科長又は当該学環長が決定する。

（再入学）

第37条　本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2　前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3　第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会等の議を経て研究科長又は学環長が決定する。

（編入学等の入学手続等）

第38条　前2条に規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び手続等については、第32条及び第34条の規定を準用する。

（進学）

第39条　博士前期課程を修了し、引き続き、博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、研究科長が進学を許可する。

（入学許可の取消）

第40条　第34条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

第７章　休学、 留学、 退学及び除籍

（休学）

第41条　学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、研究科長又は学環長の許可を得て休学することができる。

2　前項の休学は、1年を超えることができない。

3　前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は、連続して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学系研究科医学専攻博士課程、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては3年を越えることができない。

4　疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、研究科長又は学環長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。

5　休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、研究科長又は学環長の許可を得て復学することができる。

6　休学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第14条第1項から第4項までに規定する標準修業年限に算入しない。

7　休学した期間は、これを第15条に規定する在学期間に算入しない。

8　休学期間は、通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学系研究科医学専攻博士課程にあっては4年、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては3年を超えることができない。

（留学）

第42条　学生が外国の大学の大学院へ留学する場合については、学則第42条第1項の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「学環長」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により留学した期間は、第14条に規定する標準修業年限及び第15条に規定する在学期間に算入するものとする。

（退学）

第43条　学生が退学しようとするときは、研究科長又は学環長を経て学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第44条　次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長が除籍する。

(1)　第15条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第8項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(2)　長期にわたり行方不明の者

(3)　授業料の納付の義務を怠る者

(4)　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第８章　課程の修了要件及び学位の授与

（課程の修了要件）

第45条　修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、各研究科又は各学環の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条の2　教職大学院の課程の修了要件は、本学教職大学院に2年以上在学し、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、学生の履修上の区分に応じ、1年以上在学すれば足りるものとする。

2　教職大学院の課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の一部を免除することができる。

第46条　医学系研究科医学専攻博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

2　医学系研究科看護学専攻博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科の定めるところにより14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

第47条　理工学研究科博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科の定めるところにより12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

第48条　連合農学研究科博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科の定めるところにより12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

第49条　修士課程において優れた業績を上げ、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は、第46条第2項、第47条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間」とあるのは「修士課程の在学期間」と読み替えて、第46条第2項、第47条又は前条の規定を適用する。

2　第31条第2号から第8号までに規定する者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は、第46条第2項、第47条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間を含め3年以上」とあるのは「1年以上」と読み替えて、第46条第2項、第47条又は前条の規定を適用する。

（在学期間の短縮）

第49条の2　修士課程及び博士課程（博士後期課程及び連合農学研究科博士課程を除く。）は、第21条及び第21条の2の規定により、当該課程に入学する前に修得した単位（第29条及び第30条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第49条の3　教職大学院の課程は、第21条の2の規定により、当該課程に入学する前に修得した単位を、当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（学位論文）

第50条　修士課程及び博士課程における最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2　学位論文及び最終試験の合否は、研究科委員会等において審査し、決定する。

（学位）

第51条　本学大学院の課程を修了した者には、博士、修士又は教職修士（専門職）の学位を授与する。

（論文提出による学位の授与）

第52条　前条に定めるもののほか、学位規則(昭和28年文部省令第9号)の定めるところにより、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

（学位の授与に関する規程）

第53条　前10条に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

第9章　教育職員免許

（教育職員免許）

第54条　教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2　前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる研究科及び専攻ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表2のとおりとする。

第10章　賞罰

（表彰）

第55条　学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2　学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

（懲戒）
第56条　本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長又は学環長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。
2　懲戒は、退学、停学及び戒告の3種とする。
3　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者
(3)　本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
4　停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第14条第1項から第4項までに規定する標準修業年限に算入しない。

第11章　研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

（研究生）
第57条　特定事項について本学大学院（教職大学院を除く。）において研究することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
2　本学大学院の研究生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に定める者とする。
(1)　修士課程及び博士前期課程
修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者
(2)　博士課程及び博士後期課程
博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者
3　研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。
（科目等履修生及び聴講生）
第57条の2　本学大学院（教職大学院を除く。）の授業科目中、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
2　科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。
3　科目等履修生に対する単位の授与については、第23条の規定を準用する。
（特別聴講学生）
第58条　他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。
（研究生等に関する規程）
第59条　研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。
（特別研究学生）
第60条　他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院（教職大学院を除く。）において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。
（外国人留学生）
第61条　外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院（教職大学院を除く。）に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。
2　外国人留学生については、第10条に規定する収容定員の定員外とすることができる。
3　外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第12章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）
第62条　検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。
2　受理した検定料は、返還しない。
（入学料）
第63条　入学料の額は、料金規則に定める額とする。
2　受理した入学料は、返還しない。
3　前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

（授業料）
第64条　学生は、授業料を納付しなければならない。
2　授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の2期に分けてそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。
前期　　4月１日から9月23日まで
納付期　4月１日から4月30日まで
後期　　9月24日から翌年3月31日まで
納付期　9月24日から10月31日まで
3　前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
4　授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。
5　受理した授業料は、返還しない。
6　前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学の時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学した月の翌月以降の授業料相当額を返還する。
7　第5項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。
8　第2項から前項までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、授業料の納付及び返還の取扱いについて、別に定めるところによることができる。
（寄宿料）
第65条　寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。
2　寄宿料の額は、料金規則で定める額とする。
3　受理した寄宿料は、返還しない。
（検定料の免除）
第65条の2　特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。
2　検定料の免除の取扱いについては、別に定める。
（入学料の免除）
第66条　次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。
(1)　本学の大学院に入学する者であって経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者
(2)　その他特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者
2　入学料の免除の取扱いについては、別に定める。
（入学料の徴収猶予）
第67条　次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。
(1)　経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者
(2)　入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者
(3)　その他やむを得ない事情があると認められる者
2　前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日まで、9月入学者については2月末日までとする。
3　入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。
（授業料等に係る学則の準用）
第68条　授業料及び寄宿料の徴収方法並びに免除及び徴収猶予等の取扱いについては、学則第60条から第65条まで、第68条（第1項第3号を除く。）及び第69条の規定を準用する。
（研究生等の検定料、入学料及び授業料）
第69条　研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。
2　研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。
3　国立大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。
4　国立大学以外の大学（以下「公私立等の大学」という。）又は外国の大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。
5　前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学又は外国の大学との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料を徴収しない。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

第13章　特別の課程の履修証明

（特別の課程の履修証明）

第70条　本学大学院は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを履修した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2　前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第14章　厚生補導

（厚生補導組織）

第71条　本学大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、教育・学生支援機構、基本規則第19条の規定により置く厚生補導に関する委員会、総合健康センター及び教育学生支援部からなる厚生補導組織を編制する。

第15章　大学運営組織

（大学運営組織）

第72条　本学大学院は、第4条の2第1項に規定する教育研究実施組織及び前条に規定する厚生補導組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、本学大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、次の各号に掲げる組織からなる大学運営組織を編制する。

(1)　基本規則第19条から第21条の17までに規定する組織

(2)　基本規則第30条に規定する機構等

(3)　基本規則第25条に規定する業務組織

第16章　雑則

第73条　この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院の研究科及び学環に関し必要な事項は、各研究科及び各学環が別に定める。

附　則

1　この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2　平成16年3月31日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3　平成16年度における教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻並びに全研究科の学生の総定員は、第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専　攻	平成16年度 総定員
教育学研究科	学校教育専攻	11
	障害児教育専攻	10
	教科教育専攻	63
	学校臨床心理専攻	9
	計	93
全研究科		1,039

附　則

この学則は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附　則

1　この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2　教育学研究科障害児教育専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3　平成17年度の教育学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専　攻	平成17年度 総定員
教育学研究科	学校教育専攻	10
	特別支援教育専攻	
	特別支援学校教育専修	5
	特別支援教育コーディネーター専修	6
	教科教育専攻	60
	学校臨床心理専攻	18
	（従前の専攻）	
	障害児教育専攻	5
	計	104

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

附　則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附　則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2　医学系研究科博士課程の形態系専攻、機能系専攻及び生態系専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3　理工学研究科博士前期課程の機械工学専攻、電気電子工学専攻、環境建設工学専攻、機能材料工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻、数理科学専攻、物質理学専攻及び生物地球圏科学専攻並びに同研究科博士後期課程の物質工学専攻、システム工学専攻、生産工学専攻及び環境科学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

4　平成18年度、平成19年度及び平成20年度の医学系研究科博士課程及び理工学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成18年度 総定員	平成19年度 総定員	平成20年度 総定員
医学系研究科	【博士課程】			
	医学専攻	30	60	90
	（従前の専攻）			
	形態系専攻	30	20	10
	機能系専攻	36	24	12
	生態系専攻	24	16	8
理工学研究科	【博士前期課程】			
	生産環境工学専攻	60	120	120
	物質生命工学専攻	57	114	114
	電子情報工学専攻	57	114	114
	数理物質科学専攻	40	80	80
	環境機能科学専攻	26	52	52
	（従前の専攻）			
	機械工学専攻	30		
	電気電子工学専攻	27		
	環境建設工学専攻	30		
	機能材料工学専攻	27		
	応用化学専攻	30		
	情報工学専攻	30		
	数理科学専攻	14		
	物質理学専攻	28		
	生物地球圏科学専攻	24		
	【博士後期課程】			
	生産環境工学専攻	6	12	18
	物質生命工学専攻	5	10	15
	電子情報工学専攻	4	8	12
	数理物質科学専攻	4	8	12
	環境機能科学専攻	4	8	12
	（従前の専攻）			
	物質工学専攻	10	5	
	システム工学専攻	10	5	
	生産工学専攻	10	5	
	環境科学専攻	16	8	

附　則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附　則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

附　則

1　この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2　平成21年3月31日に連合農学研究科博士課程に在学する者に係る修了要件については、改正後の第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成21年5月13日から施行する。

附　則

この学則は、平成22年2月16日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2　平成23年3月31日に法文学研究科人文科学専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2　教育学研究科学校教育専攻及び農学研究科生物資源学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3　平成28年度の教育学研究科、理工学研究科及び農学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成28年度 総定員
教育学研究科	特別支援教育専攻	16
	教科教育専攻	50
	学校臨床心理専攻	18
	教育実践高度化専攻	15
	（従前の専攻）	
	学校教育専攻	5
	計	104
理工学研究科	【博士前期課程】	
	生産環境工学専攻	122
	物質生命工学専攻	118
	電子情報工学専攻	116
	環境機能科学専攻	54
農学研究科	食料生産学専攻	26
	生命機能学専攻	23
	生物環境学専攻	23
	（従前の専攻）	
	生物資源学専攻	72
	計	144

附　則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附　則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

附　則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附　則

1　この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2　平成31年3月31日に教育学研究科教科教育専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2　法文学研究科の総合法政策専攻及び人文科学専攻並びに教育学研究科の特別支援教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3　令和2年度及び令和3年度の人文社会科学研究科、法文学研究科、教育学研究科及び医学系研究科並びに全研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和２年度 総定員	令和３年度 総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻	12	24
	産業システム創成専攻	8	16
	計	20	40
（従前の研究科） 法文学研究科	（従前の専攻）		
	総合法政策専攻	15	
	人文科学専攻	10	
	計	25	
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20
	教育実践高度化専攻	55	80
	（従前の専攻）		
	特別支援教育専攻	5	
	教科教育専攻	20	
	学校臨床心理専攻	9	
	計	99	100
医学系研究科	【博士課程】		
	医学専攻	120	120
	【博士前期課程】		
	看護学専攻	28	24
	【博士後期課程】		
	看護学専攻	2	4
全研究科		1,058	1,052

4　令和2年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和2年10月21日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

2　令和2年6月29日に本学大学院に在学する者については、改正後の第 21 条、第 25 条、第 25 条の3及び第 49 条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附　則

1　この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2　令和4年度の医学系研究科、農学研究科及び医農融合公衆衛生学環の学生の総定員は、改正後の第10条の規定に関わらず、次の表に掲げるとおりとする。

2 愛媛大学大学院学則

研究科・学環	専攻	令和４年度 総定員
医学系研究科	【博士課程】 医学専攻 【博士前期課程】 看護学専攻 【博士後期課程】 看護学専攻	 １２０ ２４ (2) 6
農学研究科	食料生産学専攻 生命機能学専攻 生物環境学専攻	５２ (1) ４６ ４６ (2)
医農融合公衆衛生学環		5

附　則

1　この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2　理工学研究科の生産環境工学専攻、物質生命工学専攻、電子情報工学専攻、数理物質科学専攻及び環境機能科学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3　令和5年度及び令和6年度の人文社会科学研究科、理工学研究科、農学研究科及び地域レジリエンス学環の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和５年度 総定員	令和６年度 総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻 産業システム創成専攻	24 b(1) 16 b(1)	24 b(2) 16 b(2)
理工学研究科	【博士前期課程】 理工学専攻 （従前の専攻） 生産環境工学専攻 物質生命工学専攻 電子情報工学専攻 数理物質科学専攻 環境機能科学専攻 【博士後期課程】 理工学専攻 （従前の専攻） 生産環境工学専攻 物質生命工学専攻 電子情報工学専攻 数理物質科学専攻 環境機能科学専攻	 250 b(2) 62 61 59 40 28 23 12 10 8 8 8	 500 b(4) 46 6 5 4 4 4
農学研究科	食料生産学専攻 生命機能学専攻 生物環境学専攻	52 a(2) b(1) 46 46 a(4) b(1)	52 a(2) b(2) 46 46 a(4) b(2)
地域レジリエンス学環		6	12

附　則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

附　則

1　この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2　令和6年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表2（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　令和6年度の理工学研究科博士前期課程及び全研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専　攻	令和６年度 総定員
理工学研究科	【博士前期課程】 理　工　学　専　攻	520 b(4)
全　研　究　科		1,074

別表１（第４条の２関係）

研究科・学環	教育研究実施組織		
	専　攻※		業務組織等
人文社会科学研究科	法　文　学　専　攻		法文学部事務課 社会共創学部事務課
	産業システム創成専攻		
教育学研究科	心理発達臨床専攻		教育学部事務課 城北地区技術部
	教育実践高度化専攻		
医学系研究科	博士課程	医学専攻	医学部各課 重信地区技術部
	博士前期課程	看護学専攻	
	博士後期課程	看護学専攻	
理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻	理学部事務課 工学部事務課 城北地区技術部
	博士後期課程	理工学専攻	
農学研究科	食料生産学専攻		農学部事務課 農学部技術室
	生命機能学専攻		
	生物環境学専攻		
連合農学研究科	生物資源生産学専攻		農学部事務課 農学部技術室
	生物資源利用学専攻		
	生物環境保全学専攻		
医農融合公衆衛生学環			医学部各課 農学部事務課 重信地区技術部 農学部技術室
地域レジリエンス学環			法文学部事務課 教育学部事務課 社会共創学部事務課 理学部事務課 医学部各課 工学部事務課 農学部事務課 重信地区技術部 城北地区技術部 農学部技術室

※教育課程を構成する教員で編制する。

Ⅸ 2 愛媛大学大学院学則

別表２（第54条第２項関係）

研究科	専攻	免許状の種類	教科
人文社会科学研究科	法文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学研究科	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教
		特別支援学校教諭専修免許状 （聴覚障害者に関する教育の領域） （知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）	
		養護教諭専修免許状	
医学系研究科（博士前期課程）	看護学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
		養護教諭専修免許状	
理工学研究科（博士前期課程）	理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学、理科
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科、情報、工業
農学研究科	食料生産学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	生命機能学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	生物環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

Ⅸ 3 愛媛大学学生準則

（平成16年４月１日制定）

第１章　宣誓書、保証書及び身上報告書等

（宣誓書）

第１条　愛媛大学（以下「本学」という。）学生となる者は、所定の宣誓書を入学手続のときに、学長に提出しなければならない。

（保証書）

第２条　本学学生となる者は、父母又はこれに準ずる者を保証人とする所定の保証書を入学手続のときに学長に提出しなければならない。

２　保証人又は保証人の住所、その他に異動があったときは、当該学生は直ちに所定の保証書記載事項変更届を学長に提出しなければならない。なお、保証人を変更したときは、その保証人の保証書を併せて学長に提出するものとする。

（学生記録等）

第３条　本学学生となる者は、所定の学生記録、入学資格に関する証明書及び写真を入学時に学長に提出しなければならない。

（氏名の変更）

第４条　学生は、氏名を変更したときは、直ちに所定の氏名変更届を学長に提出しなければならない。

第２章　学生証

（学生証の交付及び返付）

第５条　入学手続を完了した者には、入学後に学生証を交付する。

２　学生証の有効期間が満了したときは、直ちに学長に申し出て、改めて学生証の交付を受けなければならない。

３　学生証を紛失したとき又は著しく損傷したときは、直ちに所定の学生証再交付願を、学長に提出して、再交付を受けなければならない。

４　卒業又は退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を返付しなければならない。

（学生証の所持）

第６条　学生は、常に学生証を所持し、本学職員の請求があったときは、呈示しなければならない。

２　学生証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。

３　学生証を所持していない者に対しては、教室、研究室、図書館等本学施設の使用を禁止することがある。

第３章　学生生活担当教員

（学生生活担当教員）

第７条　学生は、円滑な学生生活を送るため、学部が定める方法により選任された学生生活担当教員の指導・助言を受けるものとする。

第４章　宿所

（宿所）

第８条　学生は、毎学期始めの所定の期日までに、所定の手続により宿所を、所属する学部長に届出しなければならない。

２　学生は、宿所を変更したときは、その都度直ちに所定の手続により宿所を、所属する学部長に届出しなければならない。

第５章　健康診断

（健康診断）

第９条　学生は、本学が行う健康診断を毎回受診しなければならない。

２　学生は、健康診断の結果に基づき本学が行う指示に従わなければならない。

第６章　学生団体

（設立の承認）

第10条　学生が、学内において学生の団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、所定の学生団体設立願にその団体の趣旨、目的、事業等を明らかにした規約、学生団体調書等指定された書

類を添えて、学長に提出し承認を受けなければならない。ただし、その団体の構成員が１学部に限られるときは、設立願等を当該学部長に提出し承認を受けなければならない。

2　新たに設立を希望する学生団体は、次に掲げる各号に留意の上、必ず責任者及び本学教員である顧問を置くこととする。

(1) 複数の学生団体の責任者を兼任することはできないものとする。

(2) 顧問となる教員は、本学の専任教員とする。

(3) 複数の学生団体の顧問を兼任する場合は、当該学生団体を含め３団体以内とする。

3　構成員は、10人以上の本学学部学生とする。

（学生団体承認の有効期間）

第11条　前条に規定する学生団体承認の有効期間は、当該学生団体が承認を受けた日から翌年度の５月末日までとする。

2　学生団体承認の有効期間を超えて存続することを希望する学生団体は、毎年度５月末日までに、所定の学生団体承認期間更新願に必要書類を添えて、学長又は所属する学部長（以下「学長等」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

（学生団体の責任者等の変更及び解散の届出）

第12条　学生団体が承認を受けた期間内に責任者又は顧問教員を変更した場合には、所定の学生団体責任者等変更届を学長等に提出しなければならない。

2　学生団体が解散するときは、所定の学生団体解散届を学長等に提出しなければならない。

（罰則）

第13条　第21条及び学長告示等に反し、著しく本学の名誉を毀損した学生団体に対し、学長は次の措置をとることがある。

(1) 承認取消し

(2) 活動停止

(3) 厳重注意

2　承認取消し又は活動停止となった学生団体は、共用施設使用の権利を失うものとする。

（安全管理）

第14条　学生団体は、安全管理及び事故防止に努めなければならない。

2　課外活動中に事故が発生した場合、当該学生団体は当事者の安全確保及び医療機関、大学、家族等関係先への連絡を行うとともに、課外活動事故報告書を速やかに教育・学生支援機構長及び当事者の所属する学部長へ提出しなければならない。また、当該学生団体は、事故発生日より起算して１ヶ月以内に、教育・学生支援機構長及び当事者の所属する学部長へ再発防止策を提出しなければならない。

第７章　合宿・遠征、集会・行事等

（合宿・遠征）

第15条　学生団体が合宿又は遠征するときは、所定の合宿・遠征届を学長等に提出しなければならない。

（集会・行事等）

第16条　学生又は学生団体が、学内において集会又は行事等（集団示威行動を含む。以下同じ。）を開催しようとするときは、実施する日の３日前までに、所定の集会・行事等開催届を学長等に提出しなければならない。

2　前項の集会・行事等開催届を提出するときは、あらかじめ当該の集会又は行事等に使用しようとする施設（屋外を含む。）の管理者の承認を受けなければならない。

（留意事項）

第17条　学生又は学生団体が、学内において前条に規定する集会又は行事等を開催するときは、本学の教育、研究、診療等に支障がないよう、また施設、設備及び環境を損なうことがないようにしなければならない。

第８章　掲示物及び拡声器の使用

（掲示物）

第18条　学生又は学生団体が、学内においてビラ、ポスター及び立看板等（以下「掲示物」という。）を掲示するときは、当該掲示物に掲示年月日及び掲示責任者名（学生団体である場合には、学生団体名）を

Ⅸ 3 愛媛大学学生準則

明記して、所定の場所に行わなければならない。
2　掲示の期間は１週間以内とし、掲示の期間を経過した掲示物は、当該掲示責任者が速やかに撤去しなければならない。
3　掲示物は、危険を伴ったり、美観を損ねるものであってはならない。
4　第１項又は第２項の規定にかかわらず、掲示物の掲示場所及び掲示期間については、掲示しようとする施設の管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
（拡声器の使用）
第19条　学生又は学生団体が、学内において拡声器を使用する等音響を伴う行為をしようとするときは、教育、研究、診療等に支障がないようにしなければならない。

第９章　諸施設の使用

（諸施設の使用）
第20条　学生又は学生団体が、本学の諸施設を使用するときは、当該施設の使用に係る規則の定めるところに従わなければならない。

第10章　秩序及び風紀

（秩序及び風紀）
第21条　学生は、個人的及び集団的行動において、法令及び学内諸規則を遵守し、学内の秩序又は風紀を乱すようなことがあってはならない。

第11章　雑則

（所定様式）
第22条　この準則に基づく所定様式は、教育・学生支援機構長が別に定める。
2　前項の所定様式に記載された個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内で使用するものとする。
（読み替え）
第23条　この準則を大学院の学生に適用するに当たっては、次の各号の区分に従って読み替えるものとする。
(1)　第８条第１項及び第２項については、「所属する学部長」とあるのは「所属する研究科長」
(2)　第10条については、「所属する学部長」とあるのは「所属する研究科長」、「２学部以上」とあるのは「２研究科以上又は研究科と学部」
(3)　第11条第２項については,「学長又は所属する学部長（以下「学長等」という。）」とあるのは「学長又は所属する研究科長（以下「学長等」という。）」
（準用）
第24条　この準則は、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び受託研究生等についても準用する。

附　則
1　この準則は、平成16年４月１日から施行する。
2　この準則施行の際、既に提出されている宣誓書、保証書、学生記録、学生生活担当教員届及び宿所届は、この準則の規定によって提出されたものとみなす。
3　この準則施行の際、既に交付されている学生証は、この準則の規定によって交付されたものとみなす。
4　この準則施行の際、既に承認されている学生団体は、この準則の規定によって承認されたものとみなし、その承認期間は平成16年５月末日までとする。

附　則
この準則は、平成16年11月16日から施行する。

附　則
この準則は、平成17年９月14日から施行する。

附　則
この準則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則
この準則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則
この準則は、平成24年11月28日から施行する。

Ⅸ 4 愛媛大学学生準則に定める所定様式

別紙様式1

宣　誓　書

（※学生本人が記入してください）

令和　　年　　月　　日

愛媛大学長　殿

このたび貴学へ入学を許可されましたうえは，貴学の学則及び学生準則等が在学中，適用されることに同意し，かつ，これらを遵守することを誓います。

愛 媛 大 学

＿＿＿＿＿学 部　　学科(昼)
課程
コース
＿＿＿＿＿＿＿＿サブコース・専攻

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

昭 和
平 成＿＿＿＿＿年　　月　　日生

別紙様式2

保　証　書

（※保証人が記入してください）

令和　　年　　月　　日

愛媛大学長　殿

学生	学部 学科等	学部 学科(昼) 課程 コース サブコース・専攻		令和５年度入学
	フリガナ 氏名		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日

上記の者については，貴学在学中，貴学の学則及び学生準則等を遵守させること，学生の身分異動（休学，他大学・他学部受験，退学，留学）の同意，成績表の受領，緊急時の連絡対応及び身元引受けについて，保証人として責任を持ちます。

入学料については，282,000円を限度とし，授業料については，6,429,600円を限度として，保証人として責任を持って，定められた期日までに納付します。

保証人	現住所	（〒　－　）		
	固定電話 携帯電話	－　－ －　－		
	フリガナ 氏名		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日
	学生との続柄			

（注）　1　保証人は，父母又はこれに順ずる者（成人で身元が確実な者）とします。

2　保証書の記載内容は，大切な情報です。各自で記録しておくか，コピーを保管してください。

3　保証人又は保証人の住所，その他に異動があったときは，直ちに所属学部の学部長へ届け出てください。

4　保証人を変更したときは，新たに保証書を提出してください。

5　授業料の限度額（6,429,600円）については，各学部のうち，在学期間が最大の学部の12年を年間授業料（535,800円）に乗じた金額です。

別紙様式2-2

保証書記載事項変更届

年　　月　　日

愛媛大学長　殿

年度入学　　学部　　学科(昼・夜)
課程
コース

学生証番号

氏　　名

下記のとおり変更となりましたので，お届けします。

1　変更理由

2　変更事項

旧	氏　　名	
	現 住 所	
	そ の 他	
新	氏　　名	
	現 住 所	電話番号
	そ の 他	

（備考）　保証人を変更したときは，変更後の保証人による保証書を添付してください。

別紙様式3

学　生　記　録

（令和５年度入学）　　（令和　　年　　月　　日提出）

フリガナ		学部	写真欄 本人の写真（正面上半身・無帽で３か月以内に撮影したものの裏面に学科，課程，コース，氏名を記入したもの，タテ４㎝×ヨコ３㎝）を点線に貼り付けること。
氏名	昭和 平成　　年　　月　　日生　　男 女	学科(昼) 課程 コース サブコース・専攻	
現住所	（〒　－　）	固定電話（　－　－　） 携帯電話（　－　－　）	

父母等	氏名		続柄	
	住所	（〒　－　） 固定電話（　－　－　） 携帯電話（　－　－　）		
	勤務先		電話番号	－　－
	氏名		続柄	
	住所	（〒　－　） 固定電話（　－　－　） 携帯電話（　－　－　）		
	勤務先		電話番号	－　－

学歴 （高等学校等入学以降，予備校は除く。）	年　月	都道府県　高等学校 中等教育学校 入学
	年　月	都道府県　高等学校 中等教育学校 卒業 （大学入学資格検定合格） （高等学校卒業程度認定試験合格）
	年　月	都道府県　学校 入学
	年　月	都道府県　学校 卒業

職歴	在職期間	勤務先
	年　月 ～　年　月	
	年　月 ～　年　月	

（注）　1　住所は，都道府県名から記入してください。現住所欄は，下宿先が決まっている場合は下宿先，決まっていない場合は現在の住所を記入してください。
2　父母等欄は，緊急時に連絡が取れる者を記入してください。
3　記入事項のない欄は，空欄としないで「該当事項なし」と記入してください。
4　本学生記録は，生活指導及び父母等への連絡に使用します。

Ⅸ 4 愛媛大学学生準則に定める所定様式

別紙様式4

氏　名　変　更　届

年　月　日

愛媛大学長　殿

年度入学　学部　学科（昼・夜）課程コース

学生証番号

氏　名

下記のとおり変更しましたので，お届けします。

記

（ふりがな）旧　氏　名	
（ふりがな）新　氏　名	
変　更　理　由	

※届け出時に，氏名変更が確認できる公的書類（運転免許証，住民票記載事項証明書，戸籍抄本等）を窓口でご提示ください。

氏名変更確認書類	事務確認印
・運転免許証　・戸籍抄本 ・住民票記載事項証明書 ・その他（　　）	※

別紙様式5

※生協に提出してください。

学生証再交付願（正規生用）

愛媛大学長　殿　　申請日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

学部・研究科　＿＿＿＿＿＿＿＿

学生証番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　－　－

下記の理由により，学生証の再交付をお願いします。

記

理　由	□１．紛失　□２．盗難　□３．破損 □４．その他（　　）
理由の起こった年月日	年　月　日
受け取り希望場所	□城北ショップ　□樽味ショップ　□重信ショップ

以下は記入不要です

受　理　窓　口　□城北　□樽味　□重信
写　真　変　更　届　□有　□無
交付予定年月日　年　月　日
交　付　年　月　日　年　月　日

本人受領サイン　＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式6

宿　所　届

学生証番号

（　年　月　日提出）

		学生生活担当教員氏名		
年度入学 学部　学科（昼・夜） 課程 コース		ふりがな 氏　名		男 ・ 女
		連絡先携帯電話番号		
宿所区分（該当するものを○で囲むこと）		自宅・学寮・アパート・その他（　　）		
自宅（帰省先）	ふりがな 住　所	（〒　　）　都道府県		
	自宅の電話番号	市外局番（　　）　－　番		
	世帯主　ふりがな 氏　名		本人との続柄	
学寮	寮　名 室　番　号	御幸寮（男子）　御幸寮（女子）　拓翠寮 （　号室）　（　号室）　（　号室）		
アパート等	住　所　等	市郡		
	アパート等の名称		棟室番号	
	連絡の取れる最寄りの学生	年度入学　学部　学科（昼・夜）・課程・コース 氏　名		
勤務先等		電話番号		

備考１　宿所が自宅以外の者は，自宅欄に帰省先を記入してください。
　　２　住所欄は番地・号等詳細に記入してください。
　　３　勤務先は，夜間主コース学生で就職している学生のみ記入してください。
　　４　宿所届は，緊急連絡時に使用します。

別紙様式7

学　生　団　体　設　立　願

年　月　日

殿

責任者　年度入学　学部　学科（昼・夜）課程コース

氏　名　㊞

顧問教員　学部

氏　名　㊞

下記のとおり学生団体を結成したいので，御承認願います。

記

１　名　称	
２　目　的（なるべく具体的に）	
３　事　業（なるべく具体的に）	
４　会　員　数	
５　集会の回数	１　定　期　回・時期 ２　不定期　回・時期
６　集　会　場　所	
７　規約その他必要事項	１　規約　１部 ２　学生団体調書　２部

（注）　氏名が自署の場合は，押印を省略することができます。

4 愛媛大学学生準則に定める所定様式

別紙様式8

学生団体調書

No.	年　月　日								
団体名									
代表者	学生証番号　　学部 氏名								
	住所 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ 電話番号(携帯)　－　－								
顧問教員	学部	氏名	□顧問教員は，本書類内容を確認・承諾しています。						
団体の目的									
日常活動 (主な事業)									
所属する学外団体	有・無	名称		負担金 (年額)					
機関誌	有・無	名称及び 発行回数	年　回 (予定)	発行部数 (予定)	部				
前年度構成員	男子　名	女子　名	計　名						
本年度の構成人員		法文	教育	社	理	医	工	農	SSC	合計
	男子									男子　名 女子　名 計　名
	女子									
役員	役員名称	回生	学部・学科等	氏名	電話番号(携帯)					

(注) 1　責任者等のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ及び電話番号(携帯)は，必ず記入してください。
　　2　学生団体調書は，学生団体への指導及び連絡に使用します。

別紙様式8裏

(団体名　　)

区部	年月日	活動内容	実施場所
前年度の活動状況報告			
本年度の活動計画			

前年度の反省及び本年度の活動目標等

経費	部費（有・無）　1人当たり（　　円）／　年に（　）回徴収			
	収入の部		支出の部	
	部費	円	※大まかな用途を記入してください。	
	前年度繰越金	円		
	その他（　　）	円		
	計	円	計	円

別紙様式9

(団体名　　)

構成員名簿			
回生	学部・学科等	氏名	(携帯)電話番号

(注)　構成員名簿は，緊急連絡時に使用します。

別紙様式10

学生団体承認期間更新願

年　月　日

学　　長　殿
(　　)学部長

代表者
学生証番号＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿学部

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

顧問教員　＿＿＿＿＿学部

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

□　顧問教員は，本書類内容を確認・承諾しています。

下記のとおり学生団体の期間を更新したいので，御承認願います。

記

1　名　称	
2　目　的 (なるべく具体的に)	
3　事　業 (なるべく具体的に)	
4　構成員数	
5　活動の回数	1　定期　回・時期 2　不定期　回・時期
6　活動場所	
7　規約その他必要事項	1　学生団体調書　1部

Ⅸ 4 愛媛大学学生準則に定める所定様式

別紙様式11

学生団体責任者等変更届

年　月　日

学　　長
（　　）学部長　殿

旧責任者　所　属　学部

氏　名

顧問教員　所　属

氏　名

□　新・旧責任者及び顧問教員は，本書類内容を確認・承諾しています。

学生団体の責任者又は顧問教員が変更したので，下記のとおり変更願います。

記

団　体　名			
責任者	新責任者氏名	学生証番号	
	旧責任者氏名	学生証番号	□ 同時連絡先として残す
顧問教員	新顧問教員氏名	所属	
	旧顧問教員氏名	所属	

※責任者が変更した場合は，以下に住所と連絡先を記入してください。

〈住所〉

〈携帯番号〉

〈（大学）ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ〉
※学生生活支援課からのメールは，大学メールに送られます

@mails.cc.ehime-u.ac.jp

同時連絡を希望する場合の団体アドレス

（注）「学生団体責任者等変更届」は，学生団体への指導及び連絡に使用します。

別紙様式12

学 生 団 体 解 散 届

年　月　日

学　　長
（　　）学部長　殿

代 表 者

学生証番号　　学部

氏　名

連絡先　－　－

顧問教員　　学部

氏　名

□ 顧問教員は，本書類内容を確認・承諾しています。

1　名　　称	
2　解散予定年月日	
3　解散の理由（その年度の活動状況を付記してください。）	

Ⅸ 5 愛媛大学学業成績判定に関する規程

（平成16年４月１日 規則第１５３号）

（趣旨）
第１条　この規程は、愛媛大学学則（以下「学則」という。）第２０条及び愛媛大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第２３条に定める学業成績の判定に関して、必要な事項を定める。
（学業成績の判定）
第２条　学業成績は、試験及び平素の成績を総合して判定する。
２　学業成績の判定に際しては、あらかじめシラバス等で評価基準を学生に周知し、明示した基準に基づき厳正に判定する。
３　各学部、各研究科規則又は各学環規則の定める履修科目の届出がない者は、判定の対象としない。
（試験）
第３条　試験は、筆記、レポート、口述、実演・実技試験等により実施する。
２　試験方法及び日時は、その授業科目の担当教員の定めるところによる。
（平素の成績）
第４条　平素の成績は、研究報告、随時行う小考査、学習状況等によって判定する。
（出席時間数の取扱い）
第５条　各授業科目につき、その開講時数の３分の２以上出席していない者については、その授業科目学業成績は、判定しない。ただし、別に定める申合せ等で正当な理由による授業欠席として認めた場合は、この限りでない。
（評点）
第６条　学業成績評点は、各授業科目につき１００点をもって満点とする。
（単位修得の評点）
第７条　６０点以上の学業成績評点を得た授業科目については、所定の単位を修得したものとする。
（学業成績判定の評語）
第８条　学業成績判定の評語は、原則として秀、優、良、可及び不可とし、その区分は、次のとおりとする。

評　語	評点の範囲	基　準
秀	９０点以上１００点まで	授業科目の到達目標を極めて高い水準で達成している。
優	８０点以上９０点未満	授業科目の到達目標を高い水準で達成している。
良	７０点以上８０点未満	授業科目の到達目標を標準的な水準で達成している。
可	６０点以上７０点未満	授業科目の到達目標を最低限の水準で達成している。
不可	６０点未満	授業科目の到達目標を達成していない。

（不正行為の取扱い）
第９条　試験に際し不正行為を行った者については、当該学期の全学業成績は、判定しない。
２　前項の不正行為を行った者は、愛媛大学学生懲戒処分規程第３条第５号及び第５条の規定に基づき、処分する。
（授業料未納により除籍された者の単位の取扱い）
第１０条　学則第４５条第３号及び大学院学則第４４条第３号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

附　則
この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則
１　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
２　平成１７年度以前に入学した者に係る学業成績判定の評語については、 改正後の第８条の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附　則
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成２８年７月６日から施行する。

附　則
この規程は、平成３０年４月２５日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

6 愛媛大学学業成績判定に係る授業欠席の取扱いに関する申合せ

（平成20年11月5日 教育・学生支援機構 教育学生支援会議決定）

（趣旨）

第１　この申合せは、愛媛大学学業成績判定に関する規程（以下「規程」という。）第５条ただし書きに係る正当な理由による授業欠席の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（授業欠席の取扱い）

第２　学生が次の各号に掲げる理由により授業を欠席した場合は、これを出席には取り扱わないが、正当な理由による授業欠席として認めることができる。

⑴　学校保健安全法施行規則に定める感染症に感染した場合
⑵　学生の親族（別表に掲げる親族に限る。）が死亡した場合
⑶　自然災害に遭い授業欠席がやむを得ないと認められる場合
⑷　教育実習（応用実習及び実習校との打合せを含む。）に参加した場合
⑸　博物館実習（実習施設との打合せを含む。）に参加した場合
⑹　介護等体験（受入先との打合せを含む。）に参加した場合
⑺　授業として行うインターンシップ（受入先との打合せを含む。）に参加した場合
⑻　本学が大学として開催に関わる大会（中・四国国立大学連合演奏会、中・四国国立大学連合美術展覧会、四国地区大学総合体育大会等）に参加した場合
⑼　本学が要請した用務に参加した場合
⑽　当該学部又は教育・学生支援機構が認めた場合

２　前項の取扱いによる授業欠席は、第１号から第３号までの場合を除き、各授業科目につき、開講時数に対応する授業の回数が15回の場合は２回を限度とし、15回以外の場合は開講時数に15分の２を乗じて得られた時間数に対応する授業の回数を制限とする。

（授業欠席時間数の取扱い）

第３　各授業科目の開講時数に対する出席時間数の割合の算定に当たっては、第２の取扱いによる授業欠席時間数は、開講時数に含めない。

（授業欠席の手続き）

第４　この取扱いを希望する学生は、別紙様式の授業欠席申出書により授業担当教員へ申し出るものとする。

２　前項の授業欠席申出書を受領した授業担当教員は,当該学生に対し、適切な学習支援を行うものとする。

附　則

１　この申合せは、平成21年４月１日から施行する。

２　愛媛大学学業成績判定に関する規程第５条ただし書きに係る正当な理由による授業欠席の取扱いに関する申合せ（平成18年２月22日教育・学生支援機構管理運営委員会決定）は、廃止する。

附　則

この申合せは、平成21年10月28日から施行し、平成21年４月１日から適用する。

附　則

この申合せは、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この申合せは、平成23年７月６日から施行する。

附　則

この申合せは、平成28年７月６日から施行する。

別表（第２の第１項第２号関係　忌引き日数表）

親　族	日　　数	摘　要
配偶者	７日	
父　母	７日	
子	５日	
祖父母	３日（学生が代襲相続し、かつ祭具等の継承を受ける場合にあっては７日）	
孫	１日	
兄弟姉妹	３日	

（備考）

１　日数は最長とし、かつ連続する日とする。

２　葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えることができる。

7 学業成績判定に関する学生からの申立てについて（ガイドライン）

（平成18年2月22日 教育・学生支援機構 管理運営委員会決定）
（改正:平成26年2月4日）
（改正:令和3年12月21日）

このガイドラインは、学業成績判定に関する取扱要項第８に規定する学生からの申立てに係る統一的な取り扱いを示す。

1．学生は、学業成績が通知された後にその成績判定について疑義が生じた場合は、事務担当課を通じて、授業科目を開講する学部長等に対して、成績確認申立書（別紙様式）（以下「申立書」という。）に必要事項を明記し、申立てることができる。
2．学生からの申立てを受け付ける期間は、学業成績を通知した後、原則として１週間とする。
3．学部長等は、統括教育コーディネーター等に調査を命ずる。
4．統括教育コーディネーター等は、所掌する委員会等において、当該学生及び授業担当教員から意見を聴取するなど調査を行い、その結果を、学部長等に報告する。
5．学部長等は、調査結果に基づき、当該授業担当教員に対して、履修成績に対する異議申立てへの回答内容を通知する。
6．学部長等は、委員会等における調査結果を踏まえ、事務担当課を通じて、当該学生に対して、授業科目の成績判定に対する異議申立てへの回答を行う。
7．申立書は、事務担当課において回答日以降５年間保存した後、廃棄する。
8．このガイドラインに定めるもののほか、各学部等において必要な事項については、それぞれ別に定めることができる。
9．このガイドラインは、大学院の授業科目にも準用する。
10．このガイドラインは、令和３年度後学期開講の授業科目から適用する。

学業成績判定に関する申立てについて

○　学業成績が通知された後にその成績判定について疑義が生じ確認する必要がある場合は、成績確認申立書により、申立てることができます。
○　申立てを行う場合は、何故成績評価に納得できないのか、その具体的な理由を明確に記入してください。
　具体的とは、「この問題に関して、このように解答したが・・」とか、「このテーマに関して、このような判断で記述したが・・」というように、明確な書き方をしてください。
○　成績確認申立書の提出先は次のとおりです。
　なお、帰省等の理由により、事務担当課等に直接申立書を提出することができない場合は、修学支援システムトップページ（http://info.ehime-u.ac.jp/syugaku/stu/）より申立書をダウンロードし、以下のメールアドレス宛に添付ファイルにより提出することができます。
（注）メールのタイトル（件名）は「成績確認申立書の送付」とし、受理メールの返信を確認してください。なお、メール送信後、土・日・祝日を除き２日を経過しても受理メールの返信がない場合は、電話による確認をしてください。

区　分	学部等名	事務担当課名（電話、メールアドレス）
共通教育科目	全学部	教育学生支援部教育センター事務課共通教育チーム （089-927-8910、kyogakum@stu.ehime-u.ac.jp）
学部科目 大学院科目	法文学部 （昼・夜間主コース） 人文社会科学研究科法文学専攻 教育学部 教育学研究科 社会共創学部 人文社会科学研究科産業 システム創成専攻 理学部 スーパーサイエンス特別コース 工学部 理工学研究科 地域レジリエンス学環	教育学生支援部教育支援課各学部チーム 法文学部チーム （089-927-9221、llgakumu@stu.ehime-u.ac.jp） 教育学部チーム （089-927-9377、edgakumu@stu.ehime-u.ac.jp） 社会共創学部チーム （089-927-9019、crigakum@stu.ehime-u.ac.jp） 理学部チーム （089-927-9546、scigakum@stu.ehime-u.ac.jp） 工学部チーム （089-927-9690、kougakum@stu.ehime-u.ac.jp） 理工学研究科チーム （089-927-8926、rikougakum@stu.ehime-u.ac.jp） 学部・大学院統括チーム （089-927-9177、resilience@stu.ehime-u.ac.jp）
	医学部 医学系研究科 医農融合公衆衛生学環	医学部学務課教務チーム （089-960-5175、mkyoumu@stu.ehime-u.ac.jp） 医学部学務課大学院チーム （089-960-5868、mgradu@stu.ehime-u.ac.jp）
	農学部 農学研究科 医農融合公衆衛生学環 連合農学研究科	農学部事務課学務チーム （089-946-9806、agrgakum@stu.ehime-u.ac.jp） 農学部事務課連合農学研究科チーム （089-946-9910、rendai@stu.ehime-u.ac.jp）

Ⅸ 8 愛媛大学学生表彰規程

平成19年4月1日
規 則 第 12 号

（趣旨）
第1条　この規程は、愛媛大学学則第50条第2項及び愛媛大学大学院学則第55条第2項の規定に基づき、愛媛大学の学生及び学生団体の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。
（表彰の基準）
第2条　表彰は、次の各号の一に該当する学生又は学生団体に対して行う。
（1）学業成績が特に優秀であり、他の学生の模範になると認められる場合
（2）学術研究活動において、特に顕著な功績を挙げたと認められる場合
（3）課外活動において、特に優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められる場合
（4）教育学習支援活動において、特に顕著な功績を挙げたと認められる場合
（5）社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる場合
（6）その他前各号と同等以上の表彰に値すると認められる場合
（表彰対象者の推薦）
第3条 学部長、研究科長、学環長及び教育・学生支援機構長は、前条各号の一に該当すると認められる学生又は学生団体を表彰対象者として、別紙様式1により学長に推薦することができる。
2　学部長、研究科長又は学環長は、前条第2号から第6号までに規定する表彰の基準に基づき表彰対象者の推薦を行おうとする場合は、教授会、研究科委員会又は学環委員会への付議に先立ち、表彰の基準に対する適合性について全学的な均衡を図るため、理事（教育担当）と協議を行うものとする。
3 学生団体の顧問である教員は、当該学生団体が前条第3号に規定する表彰の基準に該当すると認められる場合は、別紙様式1により教育・学生支援機構長又は学部長に推薦するものとする。
（表彰対象者の決定）
第4条　学長は、前条の規定により推薦があった場合には、国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て、表彰する学生又は学生団体を決定する。
（表彰の方法）
第5条　表彰は、第2条第1号に該当する場合は愛媛大学成績優秀賞とし、同条第2号から第6号までに該当する場合は愛媛大学学長賞又は愛媛大学学長特別賞とし、学長が表彰状を授与することにより行う。なお、愛媛大学学長特別賞は、特に高い評価を得たと学長が認めた場合に授与することができる。
2　前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。
（表彰の時期）
第6条　表彰は、年2回とし、春季及び秋季に行う。ただし、第2条第1号の表彰は秋季のみ行う。
（表彰状）
第7条　表彰状は、別紙様式2のとおりとする。
（事務）
第8条　表彰に関する事務は、教育学生支援部学生生活支援課において処理する。
（雑則）
第9条　この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成24年12月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年12月1日から施行する。
附　則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

9 愛媛大学学生表彰に関する申合せ

（平成19年4月1日 規則第13号）

（趣旨）

第1　この申合せは、愛媛大学学生表彰規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、表彰の基準について、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第2　規程第2条第1号から第5号までの表彰の基準に該当する場合は、次のとおりとする。

（1）規程第2条第1号に該当する場合

1年次から3年次（医学部医学科にあっては1年次から5年次）までの学業成績が特に優秀であり、他の学生の模範になると学部長が認めた場合とする。なお、この場合における人数枠は、別表のとおりとする。

（2）規程第2条第2号に該当する場合

国際的又は全国的規模の学会から賞（原則として、ポスター賞等の発表に係る賞を除く。）を受けた場合及び学術研究活動において特に顕著な成果を挙げたと認められる場合とする。

（3）規程第2条第3号に該当する場合

ア　国際的規模の競技会、展覧会又は公演会等（以下「競技会等」という。）に出場、出展又は出演（以下「出場等」という。）した場合及び全国的規模の競技会等に出場等をし、上位入賞又はこれに相当する顕著な成果を挙げたと認めた場合

イ　学生団体活動評価で「A」評価を受けた学生団体のうち、教育・学生支援機構長が特に優秀と認めた場合

（4）規程第2条第4号に該当する場合

愛媛大学スチューデント・キャンパス・ボランティア等の教育学習支援活動において、高い評価を得た場合とする。

（5）規程第2条第5号に該当する場合

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる場合

附　則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この申合せは、平成23年1月21日から施行する。

附　則

この申合せは、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この申合せは、平成24年12月1日から施行する。

附　則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この申合せは、平成27年12月1日から施行する。

附　則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この申合せは、令和元年10月1日から施行する。

附　則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2の（1）号関係）

学　部	人数枠
法文学部	6
教育学部	3
社会共創学部	4
理学部	5
医学部	3
工学部	9
農学部	3
合　計	33

Ⅸ 10 愛媛大学学生懲戒処分規程

（平成21年1月14日 規則第5号）

（趣旨）

第1条　この規程は、愛媛大学学則（以下「学則」という。）第51条及び愛媛大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第56条に規定する懲戒に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「学部等」とは、学部、研究科、学環及びスーパーサイエンス特別コースをいう。

(2)　「学部長等」とは、学部においては学部長、研究科においては研究科長、学環においては 学環長、スーパーサイエンス特別コースにおいてはスーパーサイエンス特別コース長をいう。

(3)　「教授会等」とは、学部においては教授会、大学院においては研究科委員会若しくは教授会又は学環委員会、スーパーサイエンス特別コースにおいてはスーパーサイエンス特別コース運営委員会をいう。

（懲戒の対象）

第3条　懲戒の対象となり得る行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　刑罰法規に抵触する行為

(2)　人権を侵害する行為

(3)　交通法規に違反する行為

(4)　情報倫理に反する行為

(5)　試験等における不正行為

(6)　論文等の作成における学問的倫理に反する行為

(7)　本学の規則に違反する行為

(8)　本学の教育研究等の業務を妨害する行為

(9)　その他、学生の本分に反すると認められる行為

（懲戒処分の種類及び内容）

第4条　懲戒処分の種類及び内容は、 次のとおりとする。

(1)　退学 学生としての身分を喪失させること。

(2)　停学 有期停学又は無期停学とし、登学を禁じること。

(3)　戒告及び訓告 文書による注意を与え、自省を促し今後を戒めること。

（懲戒処分の量定）

第5条　懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠する。ただし、過去に類似の行為を行ったことを理由として処分を受けたことがある場合、または処分の対象となり得る複数の行為を行っていた場合等においては、この限りではない。

（教育的措置）

第6条　学部長等は、第3条各号に掲げる行為の程度が軽微であり、情状の余地があると判断したときは、当該行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に口頭又は文書により厳重注意及び指導を行うことができる。

（暫定的措置）

第7条　学部長等は、第3条各号に掲げる行為があったときは、必要に応じて口頭又は文書により自宅謹慎を命ずることができる。

2　前項の規定により自宅謹慎を命じた場合において、懲戒処分の種類が停学であるときは、当該自宅謹慎の期間を停学期間に算入するものとする。

（調査機関）

第8条　学部長等は、第3条各号に掲げる行為があったときは、必要に応じて、直ちに学長に報告するとともに当該学生の所属する学部等の教授会等において当該行為に係る事実の有無について調査を行うものとする。

2　学部長等は、前項の調査を行う場合には、教授会等のもとに調査委員会（以下「学部等調査委員会」という。）を設置し、調査を行わせることができる。

3　学長は、必要があると認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、学長が指名する者により構成される調査委員会（以下「全学調査委員会」という。）を設置し、調査を行わせることができる。

（弁明）

第9条　教授会等、学部等調査委員会及び全学調査委員会（以下「調査機関」という。）は、次条第2項に規定する懲戒に関する意見書の作成に当たり、当該学生に口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。

2　当該学生は、弁明の際、必要な証拠（証人による証言を含む。）を提出することができる。

3　当該学生が弁明の機会を調査機関から与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく指定された期日に調査に応じない場合又はあらかじめ指定された期日までに弁明の文書を提出しなかった場合には、調査機関は当該学生が弁明の機会を放棄したものとみなすことができる。

（懲戒処分の決定）

第10条　懲戒処分の決定にあたっては、第5条に規定する懲戒処分の基準に基づき、当該学生の行為の原因、態様、結果、影響等を総合的に勘案するものとする。

2　調査機関は、当該学生の行為に係る事実の有無についての調査を終了したときは、当該学生に係る別紙様式1の懲戒に関する意見書（以下「意見書」という。）を作成し、学長に提出しなければならない。この場合において、学部等調査委員会にあっては、教授会等の議を経るものとする。

3　学長は、前項の意見書の提出により懲戒処分の必要があると認めた場合は、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定するものとする。

Ⅸ 10 愛媛大学学生懲戒処分規程

平成21年1月14日 規 則 第 5 号

（懲戒に係る協議）
第11条　学部長等は、意見書の教授会等への付議に先立ち、懲戒の程度について、理事（教育担当）と協議を行うものとする。
2　理事（教育担当）は、懲戒処分の内容について「退学」も含めて検討する必要があると判断した場合には、必要に応じて「学生懲戒委員会」を設置することができる。
（学生懲戒委員会）
第12条　前条第2項により設置する学生懲戒委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。
(1)　理事（教育担当）
(2)　各学部等の学生生活に係る事項を所掌する委員会の委員長
(3)　理事（教育担当）が指名する教育・学生支援機構の副機構長　1人
(4)　教育学生支援部長
(5)　その他理事（教育担当）が必要と認めた者
2　前項第5号の委員には学外者を含めることができる。
3　学生懲戒委員会は理事（教育担当）が議長となり、当該事案の懲戒の程度について審議する。
（懲戒処分の決定及び解除の特例）
第13条　学部等において、第3条第5号に掲げる行為（悪質な場合を除く。）があり、当該学生が事実を認めた場合は、第8条、第10条第2項及び第3項、第11条の規定にかかわらず、当該学部長等は教授会等の議を経て、当該学生の懲戒処分を決定することができる。
2　学部長等は前項の懲戒処分の決定後、その執行を速やかに学長及び教育研究評議会へ報告するものとする。
3　第1項の当該処分を解除する場合は、前2項の手続きを準用する。
（懲戒処分の告知）
第14条　学長は、懲戒処分を決定したときは、別紙様式2の懲戒処分書の交付をもって当該学生に告知するものとする。ただし、交付が不可能であるときは郵送（配達証明付内容証明郵便等）により告知に代えることができる。
2　前項の郵送告知が不達である場合、別紙様式3の告知書を大学内の掲示板に2週間公示すること（以下、公示告知という。）により前項の告知に代えることができる。
（懲戒処分の発効日）
第15条　懲戒処分は、懲戒処分書の交付をもって当該学生に告知を行った日から発効する。
2　郵送（配達証明付内容証明郵便）の場合は、懲戒処分書が到達した日をもって発効する。
3　公示告知の場合は、公示期間が満了した日をもって発効する。
（指導監督者）
第16条　停学中の学生に対する教育上及び生活上の指導を行うために、指導監督者を置くことができる。
2　指導監督者は、当該学生の所属学部等の教員とし、学部長等が指名する。
3　指導監督者は、停学中の学生の生活状況を把握し、適宜、学部長等に報告しなければならない。
（無期停学処分の解除）
第17条　学部長等は、無期停学となった学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断し、「無期停学処分」の解除が適当であると認めたときは、教授会等への付議に先立ち、解除の相当性について、理事（教育担当）と協議を行うものとする。
2　学部長等は、前項の協議を行った上で、教授会等の議を経て、学長へ「無期停学処分」の解除を申し出るものとする。
3　学長は、前項の申出が適当と判断した場合は、教育研究評議会の議を経て、「無期停学処分」の解除を決定するものとする。
（懲戒処分決定前の自主退学）
第18条　学部長等は、当該学生から懲戒処分の決定前に自主退学の申出があったときは、特別の事情があると認められる場合を除き、この申出を受理しないものとする。
（再入学）
第19条　学則第37条第1項及び大学院学則第37条第1項の規定にかかわらず、退学処分を受けた学生の再入学は認めないものとする。ただし、次条による再審査において退学処分が取り消された場合又は学長が特別に認めた場合はこの限りではない。
（再審査）
第20条　懲戒を受けた当該学生は、懲戒対象とされた事実関係につき錯誤、新たな事実の発見その他の正当な理由がある場合は、その根拠となる資料を添えて、別紙様式4の再審査請求書により学長に再審査を請求することができる。
2　前項の請求により学長が再審査の必要があると認めたときに行う手続等については、第8条から第12条までの規定を準用する。ただし、学長が再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨の理由を付して文書により当該学生に通知するものとする。
（懲戒処分の公示）
第21条　懲戒処分を行った場合には、処分の内容を別紙様式5の公示書により、全学部の掲示板に7日間掲示するものとする。
（事務）
第22条　懲戒に関する事務は、学部等の事務部及び教育学生支援部において処理する。
（雑則）
第23条　この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則
1　この規程は、平成21年4月1日から施行する。
2　学生の懲戒手続に関する申合せ（平成18年規則第165号）は、廃止する。
3　交通事故及び違反に対する懲戒の基準（平成2年9月12日評議会申合せ）は、廃止する。

Ⅸ 10 愛媛大学学生懲戒処分規程

平成21年1月14日
規 則 第 5 号

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に行った学生の行為に対する懲戒処分の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

懲戒処分の標準例

懲戒の対象となる行為	事 例	懲戒処分の基準
(1) 刑罰法規に抵触する行為	殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪犯罪	退学
	傷害、窃盗、住居・建造物侵入、わいせつ行為、薬物（覚醒剤等）の所持等	退学以下
(2) 人権を侵害する行為	セクシュアル・ハラスメント等	退学以下
(3) 交通法規に違反する行為	飲酒運転、無免許運転、大幅な制限速度違反等に起因する重大な人身事故及び物損事故	退学
	飲酒運転、無免許運転、大幅な制限速度違反等	退学以下
	交通違反に起因する人身事故及び物損事故、無車検運行等	停学以下
(4) 情報倫理に反する行為	コンピュータ、ネットワークへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込、情報漏洩等	退学以下
(5) 試験等における不正行為	代理（替え玉）受験、集団不正行為等悪質性の高い不正行為	退学以下
	カンニング	停学（無期停学）
(6) 論文等の作成における学問的倫理に反する行為	論文盗用、著作権の侵害等	退学以下
(7) 本学の規則に違反する行為	学則、大学院学則、学生準則等に違反する行為	退学以下
(8) 本学の教育研究等の業務を妨害する行為	授業妨害、研究妨害等	退学以下
(9) その他、学生の本分に反する行為	上記以外の行為	退学以下

注） 「退学以下」とされている行為についての退学処分の基準は次のとおりとする。

1. 上記表中「(1) 刑罰法規に抵触する行為」については、以下の条件が全て満たされた場合とする。
   ① 逮捕、起訴され、起訴内容が懲役または禁固刑もありうる犯罪であること。
   ② 常習性があり、被害者が複数に及んでいること。
   ③ これらの行為を本人も認め、調査委員会でも確認できていること。
2. 上記表中(2)から(9)の行為については、原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められた場合とする。

X

エリアマップ

愛媛大学エリアマップ

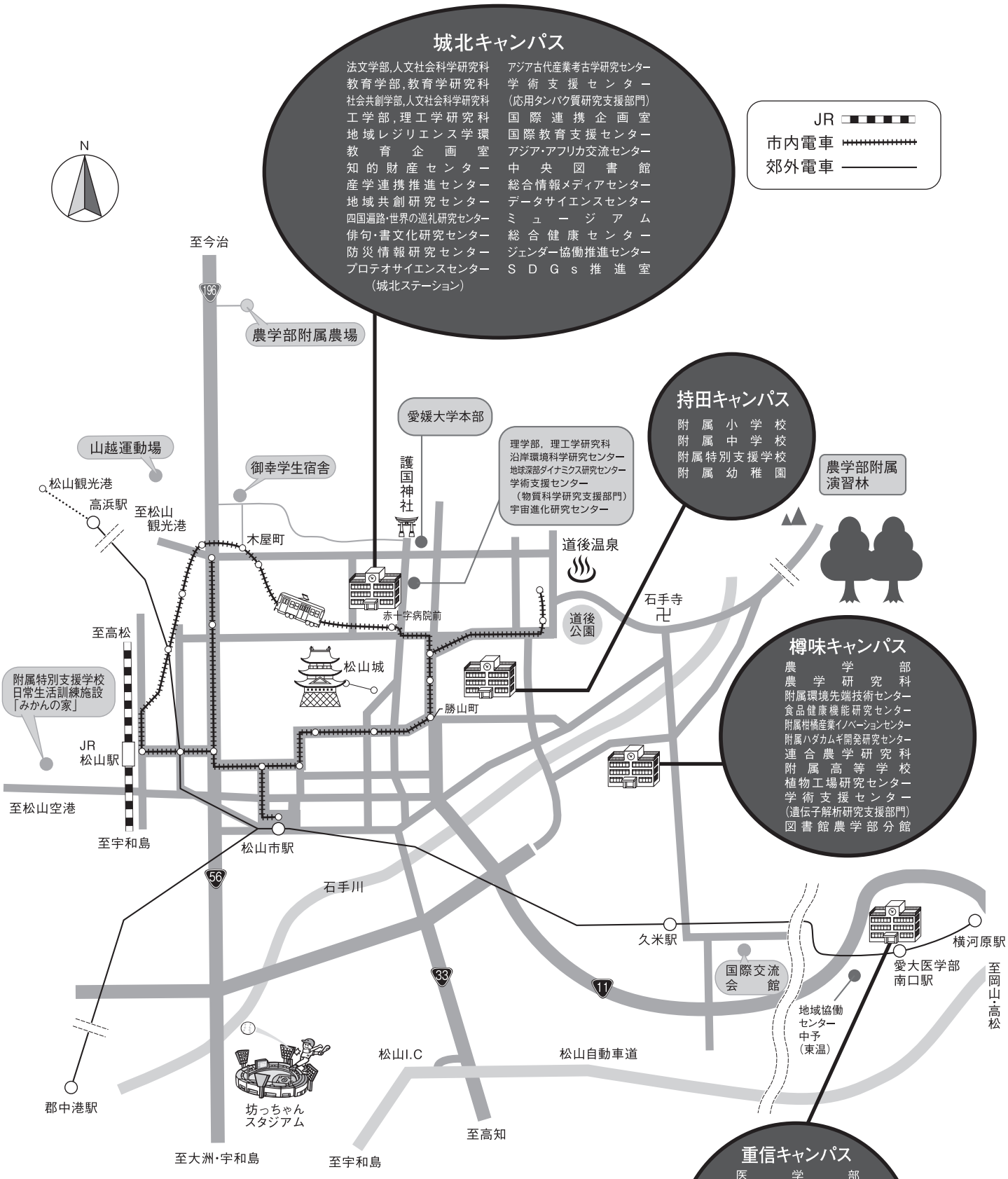

各キャンパスへのアクセス		
	城北キャンパス	【市内電車】赤十字病院前下車→徒歩3分
	樽味キャンパス	【市内バス8番線】愛大農学部前下車
	持田地区	【市内電車】勝山町下車→徒歩10分 【市内バス10番線】附属中学前下車
	重信キャンパス	【郊外電車横河原線】愛大医学部南口駅下車→徒歩5分 【路線バス森松・横河原線】愛大病院前下車 【郊外バス川内方面行き】北吉井小学校前または愛大病院前下車 【郊外バス新居浜方面行き】愛大病院前下車

愛媛大学
EHIME UNIVERSITY

愛媛大学　教育学生支援部
学生生活支援課
〒790-8577　松山市文京町3番
URL https://www.ehime-u.ac.jp/

学生証番号